千島樺太略圖

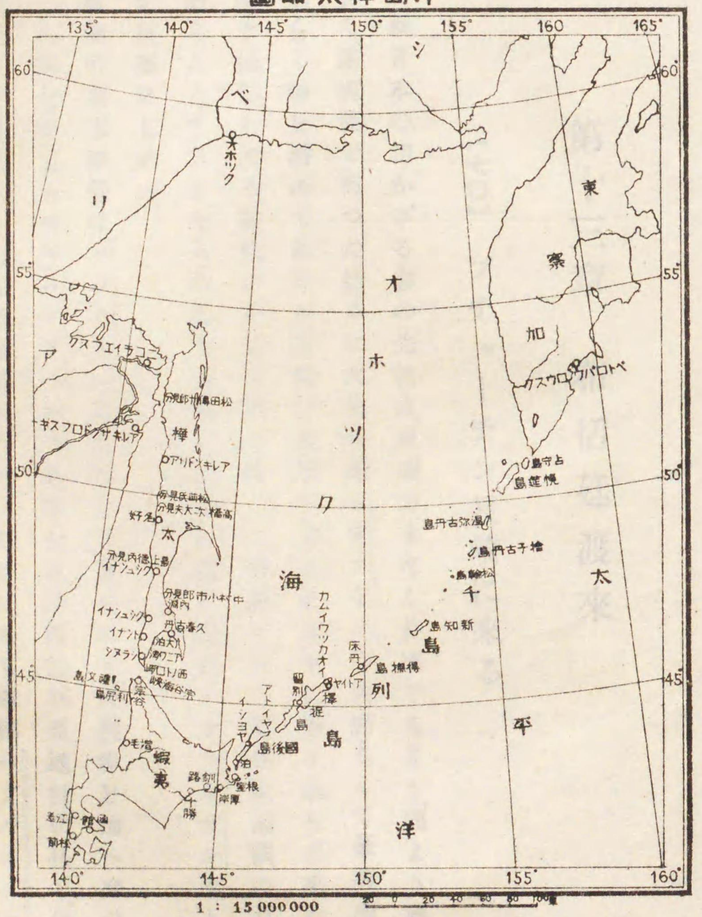

經費

設計員

寛永六年の八月廿日に不圖の禍ともいふべき大火ありて其邸を燒失したるを以て、一番より三番までは同年の正月より築立め、四番五番は同年の五月より築立め、六番は其年の閏四月より築立めたり。

安政元年四月に至て成功し、土車井水まで備れり。四番五番は同年の正月より築立め、五月に至て成功す。六番は僅に水面を出るまで築立て中止せり。これに用ひし土は、高輪泉岳寺境内の山、元松平肥後守下屋敷の山及び御殿山を崩して埋立たり。始めは十一座まで築立らるべき積りなりしに、經費のおびたゞしきに堪がたく、中途にして工事を停めらる。右六座を築立るに要せし經費は、凡そ七十五萬二百九十六兩、永百八文三分なりとぞ。此工事を請負しものは、一二三番、及び六番の四座は大工棟梁平內大隅、四番五番の二座は勘定所用達岡田治助なりとぞ。已に成功の後、一番は松平大和守、二番は松平肥後守、三番は松平下總守、四番は松平相模守、五番は酒井左衞門尉、六番は眞田信濃守へ警衞を命ぜられたり。（徳川太平記）

第十三章　布恬廷渡來

【七〇】プチャーチン長崎に來る

先口外人

元來日本の招かざる客の先口は、米國でもなく、英國でもなく、固より佛國でもなく、露西亞であつた。然るに文化年間レザノーフの使節として長崎來航以來、姑らく跡を潜めてゐたが、其間に米國が堂々と日本に乘り込んで來た。此の趨勢を偵知したる露國が、いかで手を喞へて傍觀す可き。彼等は米國の日本に事あらんとするを知るや、直ちに其の對策を講じ、復たプチャーチンをして、日本を見舞はしめた。

船長ネヴエルスコイの樺太探檢

露國の東方經營は、ニコラス一世に至りて、更らに一大濶歩を加へ來つた。彼は一八四七年（弘化四年）ムラヴィヨフ將軍を東部西伯利亞總督に任じ、彼をして經營の任に當らしめた。彼は其の任地に來るに先ち、露都ペテルスブルグに於

て、船長ネヴエルスコイと相談協議した。船長は一八四八年八月クロンスタッド港を發し、翌年五月ペトロパウロスクに到り、樺太の北端を通過し、六月の末、黒龍江口に碇泊し、その附近を探檢して、樺太が世人の想像したる如く、半島でなくして島であることを發見した。

樺太占領

總督ムラヴィエフ將軍は、一八四九年五月イルクックを發し、七月末東察加のペトロパウロスクに到著し、其灣の良好なるを見て、海軍根據地を、オホツクより此に移すの議を定めた。而して露國政府は之を容れ、同時に西伯利小艦隊は編成せられた。斯くて船長ネヴエルスコイは、一八五一年（嘉永四年）黒龍江口にニコライヴスク府を建て、進んで滿洲沿岸の諸要港を占領し、剩す所は樺太のみとなつた。而して一八五三年（嘉永六年）七月から樺太を侵し、同年九月二十一日（露曆）には、ネヴエルスコイはタマリ村を占領して、露國旗を樹てた。是れプチヤーチンの艦隊が、長崎來泊（八月十日）に後るゝ、四十日に過ぎなかつた。

ネヴエルスコイ

ネヴエルスコイの復命書には、其の占領の最も機宜に適したることを語りて

スコイ復命書

ゐる。晩秋の候、樺太に多大の經費を使用せずして、多くの陸戰隊を上陸せしめ得る地點は、タマリ、アニワ灣のみだ。此處は日本人が漁業及び商業を營む主要の場所にて、諸種の貯蓄品や資料がある。若し此灣に堅固なる根據地を構へなば、日本人は餘儀なく、我と親交を結ぶに至るであらう。何故なれば松前北部の人民は、同灣輸出の魚類によりて生活するものにて、タマリ、アニワの漁業は、日本人に取りては必須であるからだ。卽今日本に對し策動しつゝある米人が、樺太に著眼せざるは仕合せだ。若し米人此處に至り、露人の占領せざるを見ば、必らず其の重要なる地點を我有とするであらう。さる場合には、米人は全樺太に對し、又た日本に對し、大なる權力を振うであらう。而して樺太は又た石炭に富んでゐると。

プチヤーチン渡來

却說も北米合衆國が、其の艦隊を日本に派遣するの擧を偵知したる露國政府は、いかで之を傍觀す可き。一八五二年（嘉永五年）九月中將プチヤーチンをして、軍艦パルラダ號に乘り、日本に赴かしめた。彼は露曆十月七日、クロンスタッド

を發し、運送船メンシコフ、及びスクネール型汽船一隻を從へ、大西洋を横斷し、南米を廻航し、翌春布哇群島に入り、此處にてペトロパウロスクより來れるウオストック號と合し、先づ小笠原島に寄泊し、ペルリ第一回來航の翌月、嘉永六年七月十七日、長崎に入港した。然もプチャーチンの行動は、ペルリに比すれば、如何にも穩當であつた。ペルリは外舶の來る可らざる浦賀にて應接を催求し、然も江戸城指點の地域までも其の測量船や、艦隊を乘り入れ、日本の國法を無視して、只管自己の所欲を逞うし、而して之に臨むに恫喝と威嚇とを以てした。それに比すれば露將は外舶の來る可き長崎に來り、然も其の動作も、成る可く日本人の感情、舊慣等を考慮したるものゝ如くであつた。

【七一】 露人應接掛の聞書 (一)

露船入港狀況

露船長崎來港に付ては、長崎奉行手附、應接掛馬場五郎左衞門よりの聞書に、其の要領を盡してゐる。

嘉永六丑年七月十七日、白帆五艘遙に洋中に相見候趣、三ケ所番兵より早速注進。但奉行方稍遲れ、佐賀之方少し早候處、奉行役所番(前カ)にて佐賀方矚き倒れる內、奉行方先に相成候。十八日右船高鉾沖えかゝる。大船貳艘、蒸氣船貳艘、四艘共前之帆に國號を記し候小旗下り居候、おろしや國の船巾三尺程、長サ九尺程。應接懸五郎左衞門罷越、其情實相糺候處、魯西亞國使節船にて、御爲筋申上候爲態々渡來之由申述。船將は本國攝政閣(格)次席、本國軍船元帥(提督カ)督ブーチャーチン(プチャーチン)と申者にて、年頃五十歲位、副將はポスエット(ポッシエット)と申者にて、年齡三拾歲、是は淸の北京え七年遊學致し、頗る漢學を心得。外に漢學に通じ候者兩人有之由。應接は始終此副將のみ致

應接掛乘船

露船乘組船將

し候由、彼者相尋候には、長崎より江戸え早飛脚にて、五日或は七日に相達候由承及候へば、十五日位にて、往返可二相成一哉と、右に付夫は平常之事にて、大切之事には、侍分罷越候間、三十日位ならでは往返不二相成一候趣申聞候由。佐賀、黒田、小笠原、松浦、島原、大村五家注進に及候處、各早馬にて馳來候得共、彼おくれ(い)カ)て陸梁の恐も無レ之故、固人數殘置、各歸國之由、奉行より食料薪水等も差支候はゞ、手當可レ致旨申聞候處、萬端不足無レ之由相斷。右に付當六月入津之和蘭滯留之甲比丹を以申聞候處、右の如く相斷。但し和蘭王之妻は魯西亞國王之女之由、甲比丹は身分輕き者故、船將に面接は不二相成一候由。

食料薪水給與謝絶

人々惜々

一　廿一日より毎夜九つ時(十二時)頃に相成候へば、番船之者共何やらうかされ候樣子にて、俄に大聲を發し叫び候に付、一同大に怪み、所謂彼の妖術にても有レ之哉抔、衆議紛々已に江戸表え御屆にも可二相成一處、馬場五郎左衞門考候には、全く右樣には有レ之間敷、諸人十分恐怖を抱き候處ゆへ、氣のため致す事にて、若し大雨にても有レ之候はゞ、自然相止可レ申と存、先試に番船え一泊致候處、果て右之如く甚物すごく相成候間、大鼓打鳴し候處、其儘外に怪異之事無レ之。然る處廿七日頃、大雨降候後は、一切相止候由。當時江戸にて長崎妖怪之事申傳候は、此等之事より枝葉相添候事之樣子に御座候由。或日馬場被レ越候處、大調練有レ之、一見いたし候處、大調練三百人、小調練三拾人、大將劒にて指揮いたし候。鐵炮はトントル仕懸にて、紐を引けば、三丸一度に相發し、至て迅速之由、大炮は五人其(マヽ)運用、劍は先日本に類候由。他國より銳利見候。此調練次第頗□□なれば記不レ申由。

露人調練

一　或日罷越候節、象の運動一見可レ被レ致とて、已に夕刻に及候得ば、數多の猶子之燈籠を點し候。至て美麗にて、三面をすり有レ之、一面のみみがき相成候由。夫より先導致、段々階を下り、船底に至候へば、廣き一室有レ之、初は薄闇く、次第に明るく相成候へば、頗る奇麗にて、金襴樣の帶を垂れ、船將、副將も出席仕、此方にて申うつし繪の仕掛にて象を出候處、大さ凡二間程、次第に手足を運動いたし、活物を見る如し。次に本國婦人之形を出し、歌舞の樣を致し、後は閨房

うつし繪觀覽

之秘戯を極め候。次に本國都府之形容を出、次に海岸炮臺を出候。炮臺は四方に設け、各上中下三段に備有レ之、十字打に相成候段、其製造相尋候處、都て石は不二相用一、山砂としつくひ計にて築立候得ば、自然磐石之如く相成、如何成猛炮にても、摧裂之憂無レ之、是は秦の始皇萬里長城を築候遺法之由、一里に付、凡大炮百門相備候よし。

露人の仕打

如何に當時人心恟々であつたかは、前に掲げたる妖怪沙汰にて想像せらるゝ。此れと同時に露人が幻燈もて遊興に事寄せ、本國の武威を示したるも、中々油斷ならぬ仕打である。されど其の態度は、米人に比して頗る妥穏であり、浦賀に於ける程の心配は、長崎では無かつた模様だ。

露使溫順の態度

馬場意内暗に思願するに、長崎近來海防嚴密に成り、諸家各々番所に大砲を增加し、頗る防禦整へりと思へども、長崎十四ヶ所の砲數都て百二十四挺なり。漸く彼の一砲臺に當る。爰に於て心大に慚恥を生ずと云。思ふに今日影戯の一事此一段を示して一唱に傳ん爲なるべし。見畢て歸る。食料野菜不足の由申に付奉行より野菜の類少し贈けるに、乍ち返禮致すべき由を申す。左ありては交易に似寄るゆゑ受まじとの事なり。彼云、漂流或は獵船等の船と違ひ、使節船の事なれば故なく助力に逢譯なしと申。依て奉行より在留のカヒタンへ申含め、彼より贈り候趣に致し遣す。尤も當時魯西亞國王の頑を紅毛國王の室とせし親類の國たるに付斯は計ひたる也。カヒタン彼船へ罷越し相贈る。直に受納せり。其節カヒタンに差添遣したる者見聞せしに、在留の甲比丹使節布恬廷へは禮もできず申さぬ樣子にて、使節より四五人めに居たる官人の前に出、慇懃の禮節を述て引退しとなり。然れば使節は餘程高官の者と見えたり。或時使節應接の者へ物語に、亞墨利加、暎咭唎等は兎角强暴の風儀にて有レ之、聊の事を詞として戰爭を開く。我國は然らず、今度貴國へ申入し事條も假令免許なきとても、此方より戰爭の事は企申さず。去ながら御打拂とあらば、其御打拂の廉は一應承るべきなり、決て此方より手出しは致さずよし。（嘉永明治年間錄）

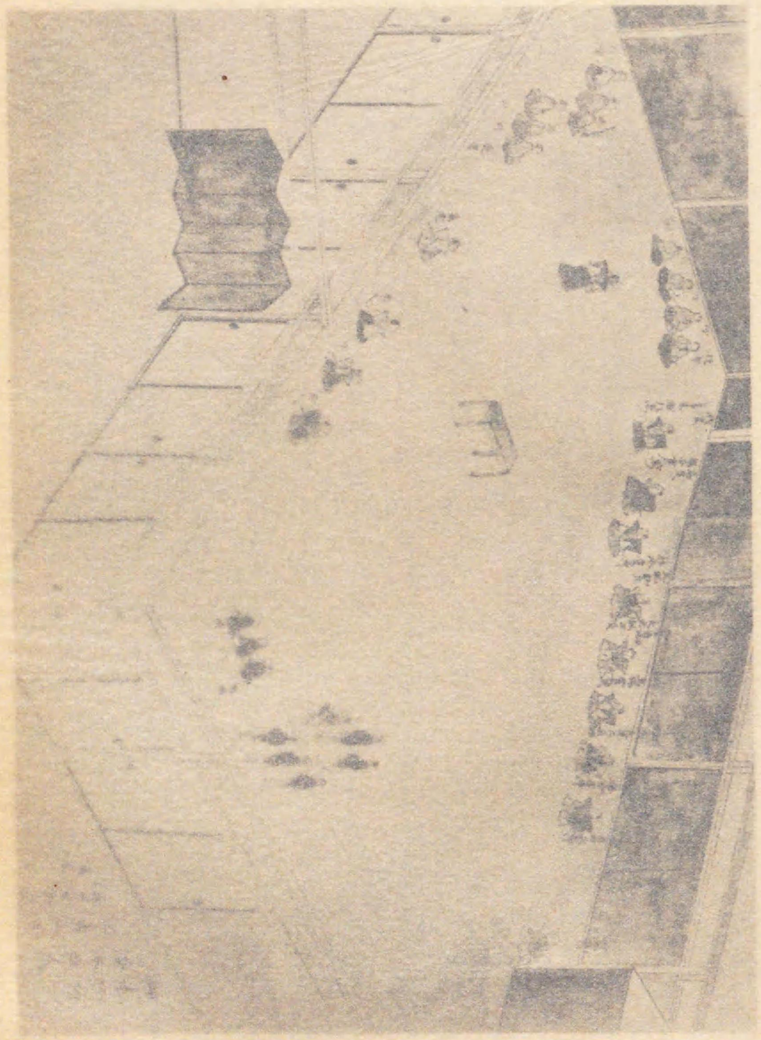

（教育博文館版第二十九卷）圖之龍出帆蒸氣船

【七二】露人應接掛の聞書（二）

蒸氣船一艘出帆

馬場五郎左衞門よりの聞書は、尙ほ以下續いてゐる。

一　七月廿日、本國カムシヤスカえ要用に付、蒸氣船一艘遣度趣申出候に付、其節檢使船可遣旨申聞置、同廿六日五時（午前八時）檢使船遣す。吾が五時は、彼の四時之由、彼蒸氣船は兩輪底に有之、以前は矢張兩側に有之候處、曾て洋中にて物に障られ、運用難成難澁致候故、新發明之由。乍去未だ工夫中にて、遂に精巧可極趣、出帆之節、滯留船は並有之、一艘は餘程離れ居、其船初少し烟立上り、次第に多相成、惣て霹靂之如なる音致候と、直に將官之船に參り別れを告げ、其船を周候事凡二三十度程、初は靜に次第に早く相成、其後先之處え參り、音樂を奏し相別る。三艘共皆前之通、彌出帆を告候とひとしく、馬場遠眼鏡にて望候得共、はや其間に見へず相成候由。

一　呈書受取之命令下り候節、八月十九日、西御役所にて奉行對面之旨、先方

【七三】露人應接掛の聞書（二）

蒸氣船一艘出帆

馬場五郎左衛門よりの聞書は、尙ほ以下續いてゐる。

一　七月廿日、本國カムシヤスカえ要用に付、蒸氣船一艘遣度趣申出候に付、其節檢使船可遣旨申聞置、同廿六日五時（午前八時）檢使船遣す。吾が五時は彼の四時之由、彼蒸氣船は兩輪底に有之、以前は矢張兩側に有之候處、曾て洋中にて物に障られ、運用難成難澁致候故、新發明之由、乍去未だ工夫中にて、遂に精巧可極趣、出帆之節、滯留船は並有之、一艘は餘程離れ居、其船初少し烟立上り、次第に多相成、惣て霹靂之如なる音致候と、直に將官之船に參り別れを告げ、其船を周候事凡二三十度程初は靜に次第に早く相成、其後先之處え參り、音樂を奏し相別る。三艘共皆前之通、彌出帆を告候とひとしく、馬場遠眼鏡にて望候得共、はや其間に見へず相成候由。

一　呈書受取之命令下り候節、八月十九日、西御役所にて奉行對面之旨、先方

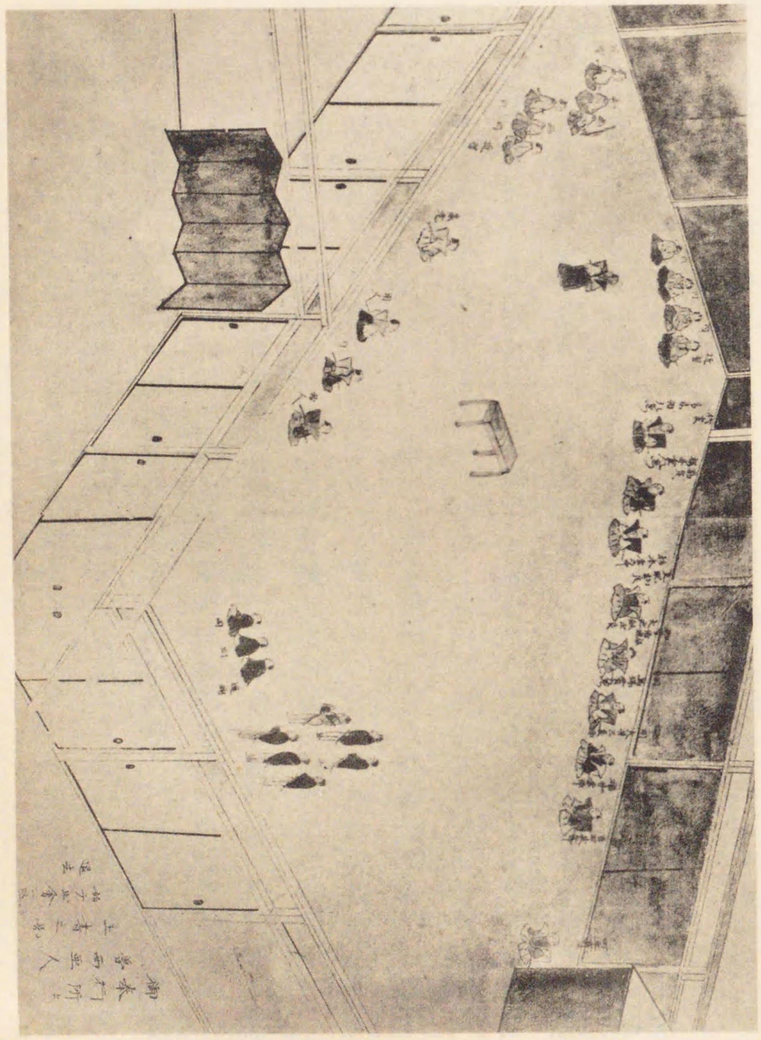

（收所書文係關國外末幕）圖之進呈書國節使國露

へ相達す。其節迎船にても可ニ差遣一哉申聞候處、船將以下各身分に寄乘船にも
差別等有レ之候に付、用意有レ之趣、上陸之節は、乘物出し吳候樣、其內船將は布衣
之乘物相願度由、右に付評議致し、奉行乘物にては、他日差支候事も可レ有レ之と
て、禪林寺之乘物を借り差遣す。是は白色にて棒黑ぬり、上岸之砌船將大に賞
美致候由。彼又申聞候は、此方船將は、本國攝政官次席にて、身分重候ゆへ、其方
奉行身分に寄、同席之對面は不ニ相成一義、依レ之其格式等承度趣。右に付、此方奉行
職攝政官より輕き身分なれども、出陣中には邊海鎭衞之大職務を蒙り、時に
臨みては、國王之代に相成、萬事取扱候重任なれ共、賓主之差別も有レ之事故、同
等之應接にて可レ然旨相達。又對面之節、此方曲錄相用、其方座候樣仕度由申出
候付、夫は舊例無レ之間、其方も矢張座禮可ニ相用一若曲錄相用候はゞ、此方床机可レ
相用旨申聞候處、承知不レ仕、且又坐右に有レ之候銅板に書所を出し、先年蝦夷地
にて應接之節之舊例有レ之趣申立、是は其節之儀式委敷相記、應接仕候者の似
顏まで有レ之候。右に付奉行とは身分も違ひ、殊に倉卒之場にて行候事にて、此

方例式には不ㇾ相成ㇾ候由說破致し、數度及ㇾ問答ㇾ、其中を取て、席之中央に高き机を置、双方對立にて、呈書請取可ㇾ申、兎角之儀相濟候後は、各安座にて對話可ㇾ致旨申聞、承知仕候由。又當日奉行出迎有ㇾ之候哉相尋候に付、無ㇾ之趣答ふ。當日西役所十二疊之書院え金屏風を立廻し、其中央え高机を置、少し奉行出席之方え寄せ置、上陸之節は、バッテーラ七艘、將官之船は溜塗金の小べり、副將白塗り、其外表黒裏青一艘、二人え警固人數奉行方貳拾人、前左右黒田家物頭騎馬羽織野袴、人數同段、先方乘輿にて、奉行(所)門前下乘、六人玄關にて供持、奉行肩衣平服、家老用人二人、給人御代官、支配勘定、長崎手附三人、御普請役壹人、手附書方壹人、右同斷、船將服黒羅紗白同斷、股引金之□房かける。副將壹人、隨從三人、船頭壹人、外に隨從六人、服同斷、奉行船將共机に向て對立致、船將先一禮を述、遲刻失敬之段述、副將呈書入候黒塗之箱を捧げ、机の中央に置、船將箱を開き、呈書を出す。

對面所しつらひ

對面狀況

國書の形

紫色之天鷲絨にて、燕口の如きもの、裡金もふる樣之物にて、此中に書翰入有ㇾ之合せ口え白蠟を流し、其上え朱印を押有ㇾ之、奉行船將え對し、當國多事に付、早速返答にも及兼可ㇾ申候。其段承知候はゞ請取可ㇾ申趣述る。船將不ㇾ苦候旨申候に付、支配勘定杉本金六郎是を持、双方退座仕、夫より別席に移候得ば、船將は曲錄に寄、奉行は疊貳枚かさね、敷皮を敷、其上に座し、雜談有ㇾ之、船將上陸入津致度旨を請ふ。奉行篤と勘考之上返答可ㇾ致旨申聞、又其內と申候て相別申候由、帽子地黒にて、鷲之模樣、將官は同上に付毛、將官は白、其外黒、呈書三通、本國書、漢文、蘭文。〔幕末外國關係文書〕

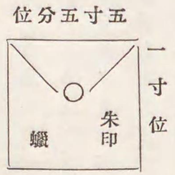

(竪一寸位とあるは誤なるべし)

以上によりて見れば、露國使節の態度が、米國使節に比して、如何に穩當であた

おゞ判知る。

露國使節國書呈進の狀況

さて其日に成て、本使プーチヤチン(年五十歳位)内外瑠璃色に、へり金のハッテーラに乗、副將ホスーシュルト(歳三十三)内外白塗の舟、餘は貳人乗、外黒内青漆の舟にて、凡て七艘にて、上陸の節、例の乗物色々評議有しが、奉行の駕籠を貸すと言はゞ、後日聞へも如何など有て、神林寺と言より、朱網代塗棒の駕籠とは格別なる故、大に喜悦の樣子謝したりと云。長崎警固貳十人、黒田家人數野袴丸羽織、物頭騎馬にて護送す。西御役所え迎へたり。(西御役所と云は、尹館より西にある時、暫く居る所とす)從官十人は先玄關に在て、後に書院え入たり。書院十二疊(圖後に出す)中央に(中央とは内少しく奉行の方へよせたるといふ)書翰を置べき臺を、兩方にて歩み寄て請取渡し、上筥は從官の者取のく、左右え分れたるとなり(支配勘定杉本金六郎書簡の筥を持、奉行の後に從ひ退く)副將ホスーシュツト通詞を傘たり。此は永く支那に遊學して漢文を解し、唐音を辨ずるよし。其後打解たる面會あり。是も前之方に約定して、使節は椅子により、奉行は上疊を二疊敷たりと也。奉行は始終肩衣にて近習刀を持たるよし。本使肩に金の兩總、

副將は片總其他は總の付べき座あるのみ也。是を以て貴賤を分つと見へたり。本使奉行え云は早速可二罷出一處、支度彼是ひまどりて、さそ御退屈にて候(?)かし。(和語にて云し)其後面會之時、何も話もなし。書簡請取の後は船を湊内え曳度又面會する事もあらふとて歸りぬ。(通航一覽續輯)

露使渡來主旨陳述

【七三】 露國使節渡來に關する長崎奉行手付等の上申書

露國使節プチャーチンは、一八五三年八月廿二日附(嘉永六年七月十八日)にて、長崎奉行に當て、其の渡來の主旨を陳べてゐる。其中には、

魯西亞官府に於て、專大切と考候は、和平之事に御座候。敢て通商之利益を貪

而已之儀には無之、日本國及び魯西亞に携たる至極肝要之事に御座候。

との一項あり。又た、

本官罷出候儀に付て之事柄は、延々に相成候事、不相叶儀に御座候間、何卒長崎御奉行樣思召を以、急速に御沙汰被成下度、

返答催促

と云うてゐる。而して又七月廿三日附にて、左の如く長崎奉行へ返答催促をしてゐる。

魯西亞國中大切之事柄書記致候役柄より奉願、當主役事速に蒙御免、江戸表え罷出度儀に御座候。

と云ひ。又た、

右御返答承り候儀は、主役に於て、肝要之事に有之候。其故は當長崎にて、御返翰相待候儀は、國帝より相定候時日有之候故に御座候。自然右時日延引に及び、御返答無之節は、主役自分當船を以、江戸表え罷越不申候ては、不相叶義に御座候。

大井三郎助等の意見書

と云うてゐる。

尙ほ長崎奉行附大井三郎助、馬場五郎左衛門、白石藤三郎等は、左の如き意見書を上りてゐる。

今度來舶之魯西亞軍艦之儀に付、私共深く見込之趣、左に奉申上候。御捨擧被下候儀に不拘、卽皇國之廢興存亡兩道は、今度に可有限儀、謹で密々奉申上候。

一　私共儀魯西亞軍艦之使節へ數度御用談相勤罷在候儀に御座候。然る處右使節存念之奥意深く推考仕候得ば、當夏北亞墨利加國之軍艦浦賀沖え渡來仕候趣意を、つら〳〵相考候得ば右之國より皇國を犯す之謀反、密に魯西亞國府にて承知仕候より事起り、今度態々軍艦を仕立來舶仕候儀と推考仕候。抑此儀は亞墨利加國にて、近年皇國を押領仕候企に有之候故歟。皇國之風俗人情等量探可仕ため、蝦夷地或は關海邊え渡來、又は漂流に事寄、彼國より捨人抔仕、其度々皇國之風俗人情等量探仕候儀にて候哉。彌浦賀表え當夏國

書を奉レ捧、其等之御返答振りに應じ、非を以利(理？)に取直し、數艘之軍艦一時に關海え押し寄せ、內海えも自由に乘入れ、不利なる戰爭を仕懸、皇國を速に彼國にて犯し可レ申目論見相決候儀と奉レ存候。

露船は我國援助の爲か

然るを魯西亞國府にて、右等之樣子先見仕候哉。今度來舶之儀は、皇國え亞墨利加より攻寄候節、御爲第一を差含、一方御味方仕、亞墨利加之先鋒を取鎭め、御國家安穩に治申候末に至り、魯西亞國には、皇國と億萬歲之信義を結び申度存心にて可レ有二御座一候。乍レ併魯西亞え御返答振に寄ては、表裏に反し、夷敵十倍仕候樣可二成行一、只今私共見込之處にては、全皇國危急之場合を見込、彼國府より皇國防禦として、援兵艦差越候儀に可レ有二御座一哉に奉レ存候

露船を疑ふの不利

一　魯西亞より今度差向候使節並軍艦都て之貌體、元々無法之儀は仕出し申間敷、皇國之法則を相守候事を專ら申處にて、極意之心底は如何可レ有二御座一哉。今眼前之趣意は、不二一方一皇國之御爲を差含來舶仕候を、是より深く疑心を生じ候はゞ、事皆空敷相成可レ申、亞墨利加より關海へ大軍を差向け候樣相成候節、魯西亞國帝之情不レ貫、空敷相成候はゞ、夫等を遺恨に差含、其機を謀り、亞墨利加よりは、又一倍之大敵可二相報一は顯然仕居候。

露國要求應諾の利益

右等を相考候得ば、彌以須臾も難二捨置一、不二容易場合に成行可レ申、依レ之彼之望に被レ應候はゞ、又一ッ之計策にて、一時平穩之御爲にも可二相成一哉。且又魯西亞國帝之深望に被レ應候迚、別に子細有二御座一間敷、只相互に信義を通ずる而已。外蠻國と違ひ、彼國は金銀銅鐵等は潤澤之國柄にて、彼國之乏敷品は、米穀一片に可レ有レ之間、米穀を彼國え被二相與一候迄之儀にて、聊御國寶を費し候と申程之儀にも有二御座一間敷哉。是以豐凶之年柄を量り、豐には相與へ、凶には不レ與之御仕法にて、彼え渡方之增減を差極候はゞ、萬代之太平を可レ奉レ祝、是等之儀、深く御勘考被レ爲レ在度奉レ存候。此儀須臾も難二差延一、窮迫之場合に可レ有レ之哉。然る處崎陽は江府と格別之隔地にて、自然御下知之次第に寄候ては、速に關海え推參、御直訴可レ仕。彼は何國迄も罷出、國帝之情を可レ貫に差極罷在候樣子に相見申候。右等之趣奉二申上一候迄も無二御座一、乍レ恐於二江府一も深く御勘考も可レ被レ爲レ在御儀に

露使江戸に向ふの恐れ

は奉ゝ存候得共、私共見込にては、片時も難差置、心底之拙意、御捨擧に不ゝ拘、不ゝ奉ゝ願ゝ恐、此段内密奉ゝ申上ゝ候。以上。

丑七月

大井三郎助印
馬場五郎左衞門印
白石藤三郎印

親露論の由來

當時大槪平次などの露國と結んで米に當らんとするの意見あり。又た他日橋本左内抔の日露同盟論あり。何れも其の論の來る、自から由る所あつたものと思はるゝ。

【七四】露國使節の齎らしたる書翰

露國宰相書簡

前記（參照 七一、七二）八月十九日（嘉永六年）プチャーチンより長崎奉行へ差出したる、露國宰相ネッセルローデの書翰は左の通りだ。

使節派遣の目的

大君首仁幸來、俄羅斯國一統主宰の上宰相なる、子也利羅德（ネッセルローデ）書翰を以て、大日本國御老中へ差出候。大君皇帝俄羅斯一統の主宰、遠く貴國當時の事情を考見て、日々兩大國境界の相雜はり候大事を思ひ、仍て兩國の爲に相成候儀を思ひたち、御前大臣俄羅斯水師將軍布恬廷永平と申者を選び出し、全權の事を取行はせ、使節として貴國へ差遣し候。扨其存寄の一は、當時世界の色々に變化致候と、貴國の事情形勢は如何可ゝ有ゝ之哉の處を、委細に申述、貴國の命運の感應する所、此末如何成行候哉と懸念する本意をあらはし述候也、其二つには後の兩條の事を申立、兩國領分の人民、皆利益に進み、兩國此後爭論疑心の處を決去して、相共に和睦平安の眞實にいたらしめんとなり。

境界協定の件

第一條。大皇帝願ひ行ふ所は、兩國境界の地を分明に致さんとなり。此儀は既に當時の事情を知り、並兩國を遠る衆海中の地、何れか籌略せざる所あらん

や（蘭譯には「此件は兩國に注げる洋中に起る所の諸事に就き、復更に遲延することを得ず」とある）依ては此後此儘にて延引すべきにあらず。右故に大皇帝肝要の儀と被ㇾ存、今般此事を思ひ立、相共に會合評議して、貴國領の海島は、何れか北方極末の界と致し、吾國領の海島は、何れの所を南方極末の界と致し、其他からふと島の南岸は、何れの領とか、相談の上分明に取り極め度候。

境界協定の必要

大皇帝には既に俄羅斯の主となりて、古來未曾有の國土廣大如ㇾ此に候得ば、自然と何れの新地を求むる存念は無ㇾ之候得共、領分人民のよき便利を取失ふに忍びず、依て明細に勘考致候に、兩國の境界を取定め候は、和睦平安の本と存候。

通信交易を求む

扨第二條の事、大皇帝眞實に願ひ候儀は、本國の人民、貴國の湊に至り、貨物を取換へ交易致候を、御許被ㇾ下、且又臨時に本國の兵船海を渡り、かんさぬか、並北あめりかの地え參り候者、肝要の事ありて、貴國の湊へ到り、入用の品を相求め調候事あるべし。是を其意に任せ、御差留なきは疑ひ無ㇾ之儀と存候。貴國

必此願筋は、決して貴國の御利益を妨げ候筋には無ㇾ之は、御明察あるべく存候。其上本國は貴國と隣境の事なれば、相互に親交するは、自然の理義にて、其高大なる事固より他の遠國へ交はるとは格別に相勝るべき譯有ㇾ之は、御明察可ㇾ被ㇾ下候。此事皆御前大臣水師將軍布恬廷なるもの君命を受け、委細に申陳ぶる所なり。御老中方にも篤と御勘考被ㇾ下、本國の願筋は、正理に符合せざる事なき處を、御高察可ㇾ被ㇾ成下」と存候。此儀は皆右の將軍全權の命を謹奉し、主君よりの訓戒勅令に引合せ、貴國の大臣と會合し、相共に評議して主命に見合せ、約束法度を取極度存候。

右要領

大意を取撮み申候得ば、今般使節を、大日本國の大主え差上候趣意は、其一には本國より親交を相求候意味と、世界當時の形勢事情如何といふ所を申立、其二には兩國境界を取定め候肝要の事を申立、其三には兩國領分の人民互に利益あるの交りを相始め、兩大國を至極安全の場に至る樣成行候事は、疑ひなく存候。且此度差遣候大切の用向を取行ひ候御前大臣水師將軍布恬廷

使節待遇方に就き

は、貴國御取扱丁寧に被ㇾ成候て、當人身分相當の禮秩と其高位とを照合せ、御會釋被ㇾ下候もまた疑ひ無ㇾ之と存候。貴國大主君の賢明智略ある執政老職方皆御心を留められ、本國申立候諸事並此欽差大臣え被ㇾ申付ㇾ謹で陳述に及び候書翰譯文の趣を察せられ、早速被ㇾ取行ㇾ御出精被ㇾ成候て、兩國相互に利益ありて、諸事始終安全に成行候樣、御所置被ㇾ下度候。

此書翰を御都さんぺてりぶりげにて相認。八月二十三日、一千八百五十二年（嘉永五年）

大君皇帝俄羅斯統輿主宰卽位以後二十七年なり。

本文下書

國宰相國公　子　也　羅　德㊞

目的明瞭

以上によりて露國使節來航の目的は分明だ。卽ち第一は兩國境界を定むる事。第二は兩國和親貿易の事だ。而して書面の文句は如何にも穩當に出來てゐる。

【七五】露國使節の返答催告

昭和二年十一月三日、最初の明治節の早曉、西郷南洲五十年記念講演の爲めの薩南旅行より歸來、此に稿をつゞく。

* * * * *

幕府延引の策

幕府側は例によりて、露國の使節の齎らしたる書翰を受取りつゝ、其の返事を引延ることとした。然も露國使節は、迎も長崎に永く滯船は出來ない。都合によりては江戸に赴く可しと催促した。

露使催促文

一　魯西亞使節事、長崎御奉行樣に謹で申上候は、則長崎表に罷出、江戸之方に此度不ㇾ能ㇾ出ㇾ候は、畢竟大日本國之御法相守如ㇾ斯に御座候。

一　魯西亞國帝當使節之者を、日本に差出候事柄之趣意は、事及ㇾ延引ㇾ候儀不ㇾ相叶ㇾ儀に御座候。

返事待受期間

一　魯西亞國大切之事柄書記いたし候職ガラーフ・ネスセルローデ（人名）

相認候書翰、江戸之方に御差立相成候上にて之右御答にて、事必定仕候譯に有レ之間敷、究而左に相認候振合に可二相成一候。

日本國官府にて、此一件御取扱御座候に於ては、必定使節之者、江戸表に罷出候儀、御聞濟相成候事哉に奉レ存候。是迄毎々在來候事を以、魯西亞國官府に於て承知罷在候は、長崎より江戸之方え之往返、二十日以下之日數にて相整可レ申趣に候。爰を以相考候に、魯西亞國大切之事柄書記いたし候職相認差越候書翰相屆候末、凡四十二日許之內には、右御答可レ有レ之、右御答之爲之御評議も、右四十二日之內二十一日許も御掛被レ爲レ成候はゞ、究而御決談に相成可レ申事と奉レ存候。

只直接交渉を欲す

一　使節事は、此度大切之事柄取扱候初之儀に有レ之、此日限後迄御答使節方に無二御座一候時は、必長崎にては事充分に屆兼候事哉と、決心可レ仕奉レ存候。

一　阿蘭陀船便にて否之御左右可レ有レ之との儀に付、使節申立候は、西海洋之方に、魯西亞軍船充分罷在候儀故、是等之爲には、此船之內にて相辨可レ申候。扨又使節之者命を請罷在候は、外に仲に立候向無レ之、唯直々に日本高貴之御輩と御談合仕度儀に御座候。

一　使節之者相考候に、日本高貴之官府に於て、事之肝要、且大切之事柄、取扱候爲直に御面會必要たる事は、書翰御披見之上にて、御承知に可二相成一、其時に到候はゞ、使節事彌以差急ぎ、既に申立候時日之內に、御請申上候樣可レ仕候。

曆數千八百五十三年第九月（魯西亞十四日、和蘭廿六日）

嘉永六年八月廿四日

使節命に依て名前相認候

船將次官　ポスシエット（ポシエット）

彼理との比較

此の如く其の返答の日限に就ても、極めて穩當なる申分をなした。之を米國の水師提督彼理一行の言動に比すれば、其の差、豈に啻だ天淵のみならんやである。而して使節プチャーチンの名を以て、更らに露曆一千八百五十三年九月廿一日、我が嘉永六年九月朔日附にて、

返事再催促

日本と魯西亞との境界を定めしならば、何ぞ遠遙の地といふべけんや。是則日本高位の君と交らむ事を、魯西亞皇帝の深く思慮する所なり。依て我日本高位の君と議して、諸事聢と打合せ、願意の達せん事を希ふ。若無餘儀事あり て、事の成らざる時は一旦乘り來る所の海船を發し、退て後謁見の旅具を整へ、境界議談の然るべきを俟て至るべし。其時は事を嚴にして、命令のあるを會議せん爲、屢來りて訂正すべきを要す。……此節の如く、三四ヶ月も長崎に滯留し、御答を俟やふにては、徒らに數月を費すのみ。……此儀然るべからずと思へども、事の通ぜざる時は卽時に江戸に至りて議談すべし云々。

幕府米使に心奪はる

以上の文は、如何にも文義通じ難き拙譯なれども、意を以て會すれば、幕府の遷延に對して、鞭策を加へたる大旨は分明だされど幕府は長崎に來つた露船よりも、浦賀に來つた米艦の方に氣を取られ、浦賀を立ち去りし米艦の方が、現在長崎に碇泊する露船よりも、寧ろより多く其心を惱した。

第十四章　幕府の對露態度評定

【七六】長崎奉行の露使に關する上申書

露使頻りに催促

幕府の痼疾は、遷延に在り。何事も急には埒が明かぬに在り。既記の如く八月十九日、露國使節プチャーチンは、其の隨員と共に上陸し、長崎奉行大澤豐後守に國書を渡したる以來、其の返答を催告する一再でなかつた。〔參照 七五〕幕府方では新長崎奉行水野筑後守、八月二十五日を以て著任したが、露人は其の返事の遷延に氣を腐して、頻りに要求する所あつた。卽ち九月三日附にて、大澤、水野兩奉行の上申書にも、露船が從來高鉾島最寄に繫留しつゝあつたが、風波の虞れありて、港内に入らんことを請うたから、遂ひに之を許したとある。又た養生の爲め、短艇にて、附近を乘り廻さんことを請うたから、制限的に之を許したら、漸次其の範圍が廣くなりて、之を制すれば、浦賀に向ふ可しと聲言すとある。而

して更らに九月二十二日附にて、大澤、水野の兩奉行は、更らに左の上申書を呈してゐる。

上陸要請

去三日申上置候、此節滯留之魯西亞船、其後先づ相替候儀も無二御座一候得共、何れにも書簡之御返答を待居候趣にて、追々時日相延候に付ては、種々隨意之義而已申立、就中上陸之儀は、最初渡來之砌より申立居、書簡御返答急速に相達不レ申候ては、長く滯船に罷在候義運動不レ宜、性命に拘り及二難義一候故、上陸差免候樣、左も無レ之ば、浦賀へ相參候趣、再々申立候に付、先達ても申上置候通海上バッテイラ乘廻し等之廉にて、種々申宥置候處、尙又頻りに申立、既に先年渡來之節は、上陸被二差免一候義、委細書簡を以て手强申立候に付、御國禁之儀故、伺之上ならでは難二差免一旨申渡候處、此度は夫がために最初より申述置候旨申立候に付、差略を以、未伺濟に不二相成一段申渡候儀に御座候。

將軍薨去

幕吏の常套、今更ながら笑止千萬である。然も其苦心は之を諒とせねばならぬ。

然處此度公方樣薨御之義、使節え申渡、右に付ては、迚も急に御返答は有レ之間敷旨私共限り申諭、退帆仕候樣取計方之義、御沙汰之趣懸り御勘定奉行より申越候に付、去る十六日、檢使（案ずるに大井三郎助）差遣薨御之趣申達。右に付て、未だ書（簡）御披見之程も不二相分一、且書簡之主意は、於二奉行一不二相心得一事に候得ども、大切之義申越候趣にも相聞へ候得ば、旁以假令御披見有レ之候とも御時節柄之義、迚も急に御答も有レ之間敷、然る時は、長々滯船罷在候も無益之事に可レ有レ之旨、再應精々申諭候處、薨御之次第は、於二使節一も恐入候義、歸帆之上申達候はゞ、國王にも愁嘆可レ仕旨橫文字を以申立候得共、假令右等之御時節に候とも、書簡は御老中方迄差出之義、殊に御披見之上は、御返答御手間取有レ之間敷筋合之儀に付、何れにも御老中方より之御返答相分候迄は、退帆難レ仕旨申立候。然る上は强て此上催促ヶ間敷取扱も難レ仕候儘、書簡御披見之上は、何れにも早々御返答之義御下知御座候樣仕度、追々日合相延、自然退屆にも及候哉、兎角バッテイラにて兩家（鍋島、黑田）臺場近く乘寄候故、番船等にて種々行違之儀も出來仕候得共、先是迄は精々双方へ申諭、事立不レ申相濟居候得共、

露使尙要請

なし口實と返答遷延

船修覆の爲上陸要求

此上何樣之儀出來可レ仕も難レ計、且又此節迄日數相重り候に付ては、無レ程御返答も可レ有レ之、其上退帆にも及候節は、船修覆不レ仕候ては、遠洋通航難レ仕、船中之者共、一同心配仕居、右修覆相加へ候には、何れにも上陸不レ致候ては差支候義、假令伺濟之御下知無レ之候共、右等之事情相察、更殊先例も有レ之儀旁以奉行手限りを以、差免し候樣致度旨、此度遮て申立候に付、御國禁之儀は、手限りを以難二差免一、其上公方樣薨御之上は、是以伺濟之御下知有レ之間敷旨爲二相達一候處、左候はゞ不レ得レ已、小船等にて上陸可レ致旨申立候に付、右は嚴禁之義、何れ之土地たりとも、猥に上陸仕候得ば、打拂候は勿論、或は切捨、搦取候共、時宜次第嚴重取計可レ申旨、兼て國中へ御達に相成居候故、其場所限り如何樣取計可レ申も難レ計、其段は兼て相心得可レ申旨爲二申達一候處、先昨今迄は何共不二申立一候得共、追々手詰之隨意を申立候儘、此上如何樣之次第に可二及申一哉も難レ計、兼て穩便取計方之儀、私共限之心得にて承屆之申候ては難二相叶一次第にも及可レ申哉に奉レ存候儘、兼て此段奉二申上一置候。乍レ然此度上陸爲レ仕候得ば、向後浦賀表を始、何方へ渡來仕候とも、類例と罷成往々不都合と奉レ存候儘、此上共及候丈けは、精々熟考仕、臨機之差略を加へ、成丈け申諭退帆迄上陸不レ仕樣取計可レ申奉レ存候得共、前文之次第故、此上如何可レ有二御座一哉、いづれにても書簡御披見之上は、早々御下知御座候樣仕度、時日相延候得ば、種々故障も出來仕、深心配仕候儘、爲二御含一此度之橫文字並和解共相添此段申上置候。以上。

上陸嚴禁

奉行の態度

如何にも飯上の蠅を追ふが如き積りにて、外人に接してゐる模樣が分明だ。此れでは到底外人と折衝して、國家の大計を定むる抔とは夢にも思ひ及ぶ可きではあるまい。

九月廿二日（嘉永六年）

大澤豐後守

水野筑後守

當沖滯船仕居候魯西亞船取扱方之儀に付申上候書付

大澤豐後守
水野筑後守

露船湊内引入の件

追々申上候おろしや船、是迄當沖高鉾島最寄え繫留置候處、風波之時節彼方にて難澁之趣を以、湊内え引入之儀申立候間、一應は申諭置候得共、猶勘辨仕候得ば、風波之砌自然破船等之患有レ之間敷も難レ計、左候節は格外之手數も相掛り、船修覆にも及候得ば上陸等爲レ致候儀にも可二相成一、且又右繫り場にては警固船之向小船に候故、風立候節は場所を外し掛隔り勤番仕居候儀も有レ之、取締方にも相響、依レ之兩家御番方えも右之趣申談候處、御番方於ては、成丈湊近く引入候方都合宜旨申聞候に付、兩御番所迄を限り、神崎沖之方え繫替之儀承屆候段申達候處、右場所限にては場狹に付、三艘とも繫留兼候旨猶又申立候儘、本船は神崎外に繫留置、外弐艘は前文之場所へ繫留替申候。然ろ處別紙に申上候通、右之内運送船壹艘唐國上海え罷越候旨申立、一昨朔日出帆仕候。殘弐艘當時滯船罷在候。

露人短艇乘廻を求む

一　稻佐崎岩瀨道鄕高木作右衞門(代官)持御臺場、右船引入候に付、兩家當番方え引渡勤番仕、其外御警衞向猶又嚴重相心得候樣申渡置候儀に御座候。

一　右船々よりハツテイラ差卸し乘廻り候儀願立候に付、最初類船用辨致し候丈は差免置候處、永く滯船相成、乘組おろしや人ども運動發生之ため本船廻り乘廻り度旨申聞候に付、無レ據次第にも相聞候之間、其段承置候處、追々場廣に乘廻り候間、相制、右之趣本船えも申諭候處、承伏仕、其當分は相守居候得共、御返答相待候ため數日滯船およひ病災等にて難儀致し候に付、爲二運動一上陸之儀再々申立候得ども、右は不二容易一儀にて、最初は手狹之場にても承伏も可レ仕候得ども、是以日數相立候はゝ、猶又場廣之儀相望、彼是申立候程も難レ計候に付、何れにも上陸は不二相成一、種々方便をかへ申諭置候處、上陸不二相叶一候に付ては、養生之ためと申立、猶又場廣に乘廻り候に付、嚴敷相制候得ば、浦賀表え相廻り候之旨兎角申立候。依レ之勘考仕候處、實否は難レ計候得ども、於二私共一は深く心配仕候儀に付、此上強て差止候儀も仕兼、乍レ去其儘自在に爲二乘廻一候はゝ、際限も無レ之儀、且此上何樣之行違等出來も難レ計候に付、兩御番所內湊之方えは一切乘入不レ申、沖手之方は番船見通し之場所を限り可レ申、且又通船差障或は上陸測量等之儀は決て不二相成一旨精々申諭候處、漸其段は承伏仕候。然ル上は爲二養生一上陸差免し候よりは、不レ得二止事一儀にも可レ有レ之哉存候間、先其儘勘辨仕置候得共、此上如何樣隨意之所業に可レ及も難レ計、是又精々方便を加へ相制候心得に有レ之候得共不レ得二止事一場合に至り候ては浦賀表へ相廻り候程も難レ計奉レ存候に付、兼て爲二御含一此段申上置候。已上。

上陸許可亦不得已

九月三日

大澤豐後守
水野筑後守

【七七】長崎に於ける露艦の進退

（永持亨次郎筆記）

露使詰問

偖て露國使節側に於ては、嘉永六年九月十九日、長崎奉行等が、大井三郎助をして、將軍家慶薨去の事を告げ、此れが爲に返答の延引す可き旨を傳ふるや、プチャーチンは、中佐ポシエットをして左の如く詰問且つ盡言せしめた。

何故に江戸から速に返事を得る能はざる乎、長崎の地は、畢竟單に外人を欺かんが爲めに設けたる場所だ。日本の西隅にありて、首府とかけ離れ、中央政府との交渉勢ひ緩慢となる爲にめ、外人は自から倦怠して、立ち去るに至らんこと、是れ貴國政府の本意であらう。されど歐洲諸國は、やがて貴國の此の譎策を洞

露使露英佛關係の切迫を知る

知す可く、かくて爾後は斯る手段には乘らずして、直ちに江戸に肉薄するに至るであらう。而して露國は七月二十二日は、將軍の喪を發したる日にして、其の死去はその以前にあり。江戸より長崎への道程は、約三週間なれば、八月十九日會見の際には、日本官吏は、當然此事を知る可きである。然るに今まで故らに之を祕したるは何事ぞと。

十月四日には、前きにプチャーチンの上海に遣はしたる運送船が、多くの書翰や、新聞及び糧食等を搭載して長崎へ還つた。此が爲めに歐洲に於ける露國對英佛との外交關係漸く切迫せるを知るを得たるものと思はるゝ。十月十五日には、曩きに三週間內に歸航の豫定もて北航したるブリーネル、長崎に還つた。我が官吏の露艦に赴いて、和蘭商船のバタヴィヤに發航せんとするを告ぐるや、露人等は之れに郵書を托した。

露使長崎を去る

越えて十月十七日に至り、プチャーチンは、愈よ意を決し、直に江戸に回航す可く信號して、我が官吏を招き、露國艦隊が長崎を去らんとする旨を通告した。吾

が官吏は大いに驚き、之を引き留めんとした。十九日に至り、露艦が其旗を捲くと見て、長崎奉行は、人を露艦に派し、江戸より露使へ面會の爲め、特に四人の大官を派する旨を告げた。されど其の到著日を示さず、且つ日本官吏の指定したる場所が露人の意に適せず、斯くて二十二日プチャーチンは、長崎奉行に宛てたる書と、江戸より來る可き四名の大官に宛てたる書とを留め、不日再び來航の際、江戸の使節、猶ほ未だ來著せざるに於ては、直ちに江戸に向ふ可き旨を告げ、二十三日、相ひ率ゐて長崎を去つた。彼等は七月十七日に長崎に入港したれば、三個月を長崎にて空過したのだ。

露使支那に向ふ

露國艦隊は支那に向ひ、吳淞沖に碇泊し、乘員等はスクーネルに轉乘して、揚子江を溯り、十一月十二日上海に著した。プチャーチンは先づ米國領事カンニンガムの邸に入つた。當時上海には、二十六門の砲を備へたる英國軍艦スパルタンを始めとし、英佛諸國大小の汽船碇泊してゐた。斯くて露曆十二月五日に至り、プチャーチンは、露國と英佛との平和の遂ひに破れたるを聞いた。然も其の

開戰は、翌年三月であつた。

長崎再來

露國艦の五十二砲のフレガットや、二十砲のコルベットは英國艦隊よりも、優勢であつたが、如何せん其の吃水深き爲めに、上海に來るを得ず。さればプチャーチンは、一旦上海に上陸したる兵士を、速に舟山列島に集合せしめ、十二月上旬、艦隊は再び長崎に向て出發した。而して其の長崎に來著するや、奉行は江戸から特派されたる高官の來著は、三日以內にある可きを告げた。プチャーチン曰く、若し其期日を失するあらば、露艦は斷然江戸に赴く可しと。蓋し歐洲に於ける形勢の危急を見て、プチャーチンも、其の談判を急ぎたるものであらう。然も長崎奉行は、斯る內輪の事情を知らざれば、只管ら露使を慰撫し、新たに露人の好に應ずる上陸地點を撰定し、又た江戸の指令ある迄固辭して受けなかつた露人の贈遺なども、受取つた。

以上は露國艦隊側からの記事である。尙ほ此事に就て、日本側からの事情等を揭記す可きであらう。

【七八】浦賀奉行等の建白

日本の恐露病

日本は最初より露國が、禍心を包藏してゐるものと虞れてゐた。所謂る北方に於ける露人の騒擾は、寛政から文化文政にかけて、泰平の天地に熟睡酣眠した る日本國上下の夢魘であつた。然るに今や米艦が無遠慮に、江戸灣に闖入し、恫愒と強迫とを以て、我に臨みたるに引き換へ、穩かに長崎に入港し、幕府の定めたる徑路を取りて其要望を提出した。抑も幕府は如何にして之を處置せんとする。

米人の見たる露國策謀

今ま露國艦隊の長崎來泊に就ては彼理遠征記には斯く語りてゐる。

一八五三年七月八日水師提督彼理は日本の商業都府なる江戸の灣内に碇を投じた。一八五三年八月二十二日には、露國艦隊は、海軍將官プチャーチンの統率の下に、長崎灣に入船した。……若し水師提督彼理が不幸にして平和的の談判に失敗し、日本人と武力的交鬪に及ぶに際せば、露人は其地に在り

浦賀奉行の露國心事猜定

て、仲裁を事とせず、日本側の味方として、日本を援助し、而して若し成功せば、其の信用の刹那に乘じ、靜かに日本帝國の或る部分に立脚地を占め、適當の時に其の全國を併呑するの素地を作るの企謀であつた。

と云うてゐる。日本では果して斯くまで露國の心事を猜疑したる乎否乎を詳にせざるも、浦賀奉行戸田伊豆守は、八月附にて、左の如き建白をなしてゐる。

一　魯西亞國之義は、亞細亞洲より歐羅巴洲に相渉、北亞米利加にも押及び候强邦にて、帝國之義にも有之、皇國とは奥蝦夷ウルップを境と仕、數十年通信通商之志願御座候處、文化度レサノフトえ被仰渡以來、是迄手出し不仕義は案推仕候處、フランス疑帝ボナパルテ以來、國用疲弊仕候故、姑く他を顧候之暇無之、打過候哉。此度アメリカ洲より書翰を捧候事は、能機會と存、表には皇國え御加勢抔申上候積、御爲之次第申上、内心には久戀之御國地故、存念有之使船を差出候哉。尤申上候次第存不申候得共、若右樣之義も御座候はば、レザノフト以來、御怨をも可申上候處、只今と相成、俄に厚意を申出候は、甚疑敷

義に奉ㇾ存候。事實御加勢等申上候譯合にては、御國地に詰合不ㇾ申候而は、御用には相立兼、左程御親可ㇾ申上ㇾ所謂無ㇾ御座ㇾ哉。……

大槻平次親露論

されど亦た他方に於ては、露國と結び、米國を制す可しとの意見を懷く者もあつた。仙臺藩士大槻平次（磐渓）の如き、其の一人だ。彼は嘉永六年九月二十日附にて左の如き意見書を、勘定奉行川路聖謨まで差出した。

抑魯西亞人、我國へ渡來仕候は、今より六十一年前、寛政癸丑を始と仕候。……其後十二年を經て、文化元年九月使節レザノット國書を奉じ長崎へ入津仕り。……夫より世變じ風移り五十年の星霜を經て、此度又々遠路渡來仕候上は、兼て之宿願、今日に遂度一念に相違も有ㇾ之間敷と推察仕候。左候へば寛政より文化、文化より此節と、六十年之間渡來三度に及候へば、其懇切之情も被ㇾ察候。……固より彼國風俗人情之沈實優長なる事は、西史諸書に歷々相見候。……若又此節とても矢張先年の如く、通信等一切御斷に相成候はゞ、最早御

親露の利益

緣切と申すものにて、……却て敵國外患之御煩ひ愈深長に相成。第一地續之奥之蝦夷儀、誠以御懸念之儀に奉ㇾ存候。……五個年前酉年十月申認置候獻芹微衷と申書中隣好篇上下貳篇之文を篤と御熟覽……此度彼國より使節渡來仕候を幸に、右愚策御取用に相成候はゞ、先以昔年信牌被ㇾ下置ㇾ候御信義も相立、是にて諸蠻之心を畏服せしめ、殊に强大之魯西亞を與國と被ㇾ成候上は、彼來春渡來可ㇾ仕米利幹人等は、只今之內に、如何樣とも御工夫相成可ㇾ申。縱ひ御返翰被ㇾ遣候共、此國を以て爲ㇾ取次ㇾ候はゞ、……必穩便之取扱出來可ㇾ申、彼水師提督數十艘之軍艦差向候樣之儀必相控可ㇾ申哉と奉ㇾ存候。

此の如く露國艦隊渡來の目的に付きては、彼是揣摩の見もあつたが、何れにもせよ、之を正面から追ひ拂ふ可しとの意見を懷くものは、殆んど之を見出さなかつた。

【七九】幕府の露使に對する態度

幕府對露無政策

事實を云へば、當時の幕府は、確乎たる對露の政策を持たなかつた。阿部伊勢守正弘は、其の同僚牧野備前守、松平和泉守、松平伊賀守、久世大和守の連署にて、嘉永六年八月朔日附にて、左の如く之を水戸齊昭に報じてゐる。

> 陳ば去る十八日、長崎表へ魯西亞船四艘入津、……長崎奉行より追々伺出候事に御座候。書翰請取の有無は、三奉行初海防掛り等へも評議をかけ、早々申出可〻申と存候。度々の異船、扨々心配仕候。浦賀表亞米利加書翰受取の手續も有〻之候間、何れ御國法の趣は、能々申渡、其上は受取に不二相成一候ては相成申間敷哉にも存候。……御心付も御座候はゞ被二仰下一候樣奉〻願候。

國書請取指令

と。而して八月三日、阿部正弘は三奉行、大小目付、海防掛へ、左の書付を渡した。

> 此度魯西亞より持來り候書翰の儀、文化度彼國使節船渡來の節、申渡置候通、御國法に於て難請取筋には候得共、無二餘儀一申立之趣も有〻之に付、前文の趣、能々申諭候上、書翰請受差越可〻申候。返答頃合承り候はゞ、書翰中何等の儀相認有〻之候哉、披見無〻之候ては、可否は勿論、挨拶頃合之儀も難〻及二沙汰一筋に有〻之候得共、強て望候はゞ、此節柄御事多之折柄、急々難〻及二挨拶一趣、能々其方より申諭、答之儀は、和蘭甲比丹を以可〻及二通達一候間、出帆致し候樣可二申聞一候。御國法を守り其地へ渡來も致候儀に付、取扱振疎略無〻之、御國威を不〻失樣處置有〻之、著服之儀は、平常之服著用にて可〻然候。其外の儀は、時宜次第と可〻被二心得一候事。
>
> 但獻上物持參致し候はゞ、可〻成丈相斷、強て申立候上は、其方共限り先預り置可〻申事。

返答方法に就き再指令

右之通長崎奉行へ相達候事。

八月三日

此の如く八月三日附にて、長崎奉行へは通達したるが、同月五日附にて、更らに左の如く達した。

> 魯西亞使節持渡候書簡受取候上答之儀に付、一昨三日相達候書面の內、和蘭

甲比丹を以可レ及二通達一間出帆致候様可二申聞一と有レ之、右にては彼國書簡をも不レ及二披見一内出帆相促候委に相當り、事實不レ穩候間、歸帆之儀は、存念相尋、歸帆可レ致趣に候はゞ、追て和蘭カピタンを以、可二申遣一旨申渡し、歸帆爲レ致、又は江戸表より之沙汰承度申聞候はゞ、滯船爲レ致置、取扱向等不都合無レ之様隨分心附、書簡之儀は、支配向之者差添、早々差越候様可レ被レ致候事。

但一昨三日相達候書面之内、如何と心附候處へ朱點を附相達候間、左様可レ被二心得一候事。

右之通長崎奉行へ相達候事。

八月五日

右要領

此の如く最初は書簡受取の上は、彼方から返答を承りたしと云はゞ、追て和蘭甲比丹を以て通達するから、速に歸帆せよと答へよと云ひ、次にはそれでは餘りに不穩であるから、若し江戸の返事を聞きたしと云へば、當分長崎へ滯船致させ、其の書簡を、至急江戸へ廻送せよと訂正したのだ。

露使漸く強硬

案の如く露使は容易に歸帆せず、而して漸く強硬の本色を暴露し、威嚇、恫喝の勢を示し來つた。されば幕府に於ても、其の書簡に對して、それ〳〵廻答の必要を感じ來つた。それは露國使節の要求は、通商のみでなく、北方に於ける境界設定でありて、此には幕府も到底回避し難き事情あるが爲めであつた。而して露使は老中若しくはそれと同位地の者長崎に來らずんば、露使自から江戸に赴きたければ、その目的を達せんと聲言したれば、幕府も愈よ老中代理として、川路左衞門尉聖謨、筒井肥前守政憲、及び目付荒尾土佐守成允、儒者古賀謹一郎增等を差遣し、特に川路は公事方勘定奉行勝手掛を勤む可しと命ぜられ、筒井は西丸留守居であつたが、大目付格を授け、兩人には重臣としての資格及び待遇を與ふることゝした。

幕使派遣決定

海防掛の由來

此れが嘉永六年十月八日のことであつた。元來海防掛は、弘化二年七月、老中阿部正弘、牧野備前守忠雅、若年寄大岡主膳正忠固、本多越中守忠德命ぜられ、引つづき、大目付勘定奉行、目付勘定吟味役、其他の屬僚中から簡拔して之に任じた。

卽ち川路、筒井も、海防掛りであり、何れも各々其の材能を認められたれば、此際に於て其の役目を申し付らるゝことゝなつた。

第十五章　長崎に於ける日露代表者の初度會見

【八〇】筒井、川路等の上申書（一）

阿部の内命

幕府は嘉永六年七月十八日、長崎に露使入港したるに、江戸に於て漸く十月八日、其の應接の當該官吏を任命した。露使が待ち遠しとて、屢ば催促したるも、決して無理ではあるまい。而して川路、筒井の兩人は、阿部正弘から、開國通商の一件は、成る可く延期をせよ。又た北方疆界の設定は、樺太島にては、北緯五十度の地を分界となし、又たウルップ全島をも、成る可く我有となす可く盡力せよと申し聞けたといふ。（川路聖謨之生涯）而して水戸齊昭は、川路に向て、

我國の千島のはてはえそしらぬ、さりとてよそに君はとらすな。

と云ふ歌を餞し、而して川路は之に答へて、

川路意氣込

誰よそにとらすへきやは我國の、千島と君か教へ仰きて。

と詠じた。其の意氣込の尋常ならざる以て知る可し。

川路等出發

斯くて彼等は十月晦日に、江戸を出發し、中山道を經、十二月三日馬關海峽を渡り、途中筑前侯黑田長溥、肥前侯鍋島齊正と會見し、而して佐賀に於て、長崎よりの急報に接した。

晝休後、はやのごときものに行逢、心にかゝりたるに、佐賀手前え參り候處、長崎より急狀來り候而、今曉五ツ時(午前八時)魯西亞船渡來(按ずるにプチャーチン等上海に廻航し、再來したるもの)三日之內に、役々來り不レ申候はゝ、浦賀え直に參り可レ申との事なり。○○なる使節、其手に可レ驚かはと存候得共、長崎よりかく申參候上は、急速出立いたし候はでは、不二相成一候に付、今夜九ツ時(午前零時)出立之積申觸候。

長崎到著

とある。斯くて川路は十二月八日長崎に到著した。江戸を發して三十八日、當時に於ては急行の旅程であつたと云ふ。

上申書差出

而して彼等一行到著後、左の如き上申書を差出した。

魯西亞再渡に付、取計方見込之趣申上候書付

筒井肥前守
川路左衞門尉
荒尾土佐守
古賀謹一郎

露使再渡の狀況

先達て御書取を以、被二仰渡一候趣も有レ之候間、長崎表え渡來之魯西亞船退帆に不レ拘、道中是迄之日割を以、追々旅行仕、去ル六日左衞門尉儀肥前佐賀表迄罷越候途中おゐて長崎奉行よりの急便書狀到來、魯西亞船再渡に付、急キ彼地え到著之儀申越候に付、夫々順達之上、晝夜を不レ分差急キ、左衞門尉儀は、同八日、肥前守、謹一郎は、同九日、土佐守は同十日、長崎表え到著仕候に付、左衞門尉より、魯西亞船再渡之樣子、大澤豐後守、水野筑後守え承り候處、去ル五日辰刻(午前八時頃)長崎湊え入津仕、早速檢使之者え通詞相添差遣し相糺候由之處、

全御返翰受取として渡來いたし候に無二相違一、外疑敷儀も不二相聞一候得共、御返翰御渡無レ之哉。且先日申置候通、筒井肥前守、其外役々到著無レ之哉と相尋候間、夫々道中に罷在、來ル八日より十日迄到著之旨申達候處、左候ては、右日限迄迚も相待兼候間、八日迄に右役々面會無レ之候得ば、直に出府、江戸表へ可二相廻一旨申立、今般應接として、私共被二差遣一、御返翰御渡可二相成一との儀、甚疑惑いたし候體にて、如何樣申諭候ても、更に承引不レ致候に付、無二餘儀一、先立として差遣候御普請役篠原友太郎へ長崎奉行より申談、證人として檢使之者へ差添、魯西亞船へ差遣、私共儀道中川支等有レ之、延引いたし候得共、來る十三日迄之內には、追々著可レ致旨をも、檢使役より申達候處、漸ク納得いたし、十四日に無二相違一面會相成候事に候はゞ、相待可二罷在一旨申聞候間、同日には必無二間違一面會出來候由相約置候始末、長崎奉行より委細申聞談判中、去月十七日、松平河內守へ御渡御書取、並先達而魯西亞使節より差出候書面、本書和解等、河內守より宿次を以差越候に付、右書類熟覽勘辨仕候處、今般之儀、蝦夷地境界之儀に付て

露使疑惑

面會期日協定

境界即定の困難

は、不二容易一申立も有レ之、兼て肥前守左衞門尉より相伺候趣には參兼、乍レ然可レ成丈御趣意之通、穩に取計、治定之御挨拶は引延置候樣可レ仕哉に候得共、掛引方甚六ケ敷、其上御返翰之儀、如何樣道中差急キ候ても、十四日之間に合兼可レ申、左候ては長崎奉行より申達候趣に相違に相成、彌彼方氣受にも相拘可レ申候間、兼て彼方より願立候通、長崎表寺院之內不取締無レ之場所へ人數等見計、運動養生之爲メ上陸申付、又は長崎御役所へ呼出候節、相應之饗應被二仰付一候筈、長崎奉行へ談合仕候。

上陸差許

此の如く當時筒井、川路等の苦心、亦た察す可きものがあつた。

川路の江戸出發

かくて晦日の朝、聖謨は虎之門の公第を出發して、長崎の途に上れり。こたびは筒井政憲と共に、幕府の重臣たる稱を與へられ、露西亞使節へ、長崎奉行よりの通知公文にも、特に重臣二人を江戸政府より派遣ありと記しゝのみならず、長崎奉行よりも、特に高等なる職員の品位を具し、裝儀其他注意あるべしと、老中より內旨を傳へら

れ、且、四品の格式、服裝を假附ありしことゆゑ、聖謨平生の質素に拘はらず、行列いと威嚴を張らざることを得ざりき。元來長崎奉行は、九州に在る幕府至高の吏員なれば、頗る其威儀を張りしことなるが、猶も其上にせよとの旨もありぬれば、從者其外、凡そ拾萬石程の諸侯が、行列に具せしものを、標準となせしことぞなり。これ甚だ虛飾、虛儀に似しと雖ども、老中の代理として派出せられ、是れまでためしなき、外國の全權大使に接し、國家の大事を俎豆の間に、論議定決せむとしゝことゆゑ、彼れに對して、大員の位置、品格をも示すは、蓋し當時已むを得ざりしことなりけむ。是に由て此朝、聖謨の裝儀は弓矢、鎖炮、其他對槍、幷に二本道具等、普通遠國奉行に許されしものは申に及ばず、前後左右に、多くの從士を具せりと云ふ。（川路聖謨之生涯）

萬石の行列

【八一】筒井、川路等の上申書（二）

以下尚ほ上申書は連續してゐる。

露人申立の齟齬

且又魯西亞人共、今般申立之趣は、最前之書翰と齟齬いたし候廉々も相見、其儘御返翰相渡候手續にも參兼、其上追て蝦夷地境界相定候節之差支に相成可レ申候間、何れにも彼方申立之內、不相當之廉々は、夫々穩に及二辯論一候樣可レ仕、可二相成一は承服いたし、右書面は間違之趣に爲二申立一候て、御返翰相渡候樣仕度候得共、一體之樣子、彼方よりは事を起し、右體之儀は、中々以承服仕間敷と、甚以心配仕候間、取計方奉レ伺度候得共、左候ては餘程之日數も相掛り、往返手間取應接向延引いたし候を待兼出帆、江戶近海え相廻候は必定之儀、其節は兼て肥前守（筒井政憲）左衞門尉（川路聖謨）え御委任被二成置一候旨、又は見込十分に取計可レ申旨、御書取を以被二仰渡一候詮も無レ之、甚以恐入候間、此上一同厚談判之上、可レ成丈後弊不二相成一樣、兼て申上置候書面、並御差圖之次第に基き、勸辨之上、御趣意に齟齬不レ仕樣、取計候含御座候得共、彼もの共是迄之樣子、追々長崎奉行より承り候趣にては、何カに事寄、不法而已申募、唧も意に不レ應儀有レ之候得ば、直に浦賀え可二相廻一と申成候由に付、只管此儀を厭ひ候樣に相察し候ては、彌右え付込、十分之儀可二申掛一哉に付、穩順之上にも、穩順を盡し、道理詰にて承伏

江戶近海廻航の形勢

不法申立而已

爲ㇾ致、何レにも此表於て取まとめ候積に候得共、右體不法之戎狄に付、意外に浦賀え相廻可ㇾ申哉も難ㇾ計候間、萬一之節之心構は被ㇾ成ㇾ置候方にも可ㇾ有ㇾ之哉。

樺太渡來露人打拂困難

且又先達て御渡相成候御書取之趣にては、カラフト島え上陸之夷人も、魯西亞人に候はゞ、爲ㇾ引拂ㇾ候樣、何と歟取計方も可ㇾ有ㇾ之旨、被ㇾ仰渡ㇾは有ㇾ之候得共、今般御下書面之趣にては、同島並エトロフとも、元來彼方之ものゝ如く申成候位之儀に付、迚も御下知之趣には行屆申間敷哉。既今度長崎表寺院之內え上陸之儀、長崎奉行より申達候處、然ル上は、右地續之山野等えも爲ㇾ運動ㇾ能越度抔、其外種々自儘之事共、昨十一日夕迄、追々申募候間、此上とも如何樣之不法可ㇾ申出ㇾ哉も難ㇾ計。右等之次第にては、掛合方容易に相整候程も無ㇾ覺束ㇾ甚心配仕候。乍ㇾ去假令事は整不ㇾ申、物分れに相成候共、御國體不ㇾ拘樣、兼て御沙汰之趣を以、穩に取計候樣可ㇾ仕奉ㇾ存候。尤右は長崎奉行一同申談候上、取計候儀に御座候。仍ㇾ之申上候。以上。

追々不法申募

丑十二月

布恬延書翰

此の書中に魯西亞使節より差出候書面（參照 八〇）云々とあるは、一八五三年十一月十八日（初六日）我が嘉永六年十月十八日附にて、布恬廷の名もて、老中に當てたる書翰にして、其の書翰は、日露使節の談判に、最も重要なる文書なれば、今ま茲に之を揭載する。

大喪の挨拶

日本國大喪（將軍家慶の薨去）の示告を受け、全權之を領知して魯西亞より差出せる問題の報答の爲めに、日本政府の高官を煩はすことなく、爰に待つこと久し。然れども此の大故の爲めに、大邦の政事を妨ぐるに足らざるを思ひて、再び本邦首相書翰中載する所の諸件の會議を建んことを請ふ。

境界決定の要望

右書翰よりして、執政高官已に魯西亞帝の志願を明知すべし。第一に兩帝國の境界を確定するにあり。此分劃は、往時相分ちたる曠漠の地に、人民を植るに由り、方今兩帝國の境界互に相近接するを以て、最も緊切なる一事となれり。此のごとき境界の不定なることは、エトロフ島に於て、最も思慮を費す理由となす。

日本北方に在るクリル諸島は、往時より既に魯西亞に屬し、且其支配たり。ヱトロフ島も亦此諸島中の一にして、クリル人此に住居し、且つ一部は日本人も雜り住す、加之魯西亞の漁民往時より既に此島に棲居せり。是に由て、此島魯西亞に屬する歟日本に屬する歟の疑問を生ず。此故に全權と日本政府の高官と會同して、此疑問を決せば、兩帝國の境界も亦定まるべし。

露使鼻息

斯る調子なれば、露使の鼻息の荒かる可きは、固より想像するに難しとせず。筒井、川路等が之を見て、其の應接談判の困難なる可きを豫想したるも、決して理由なしとはしない。

【八二】露使の申分

樺太露頭の事

尙ほ露使から老中への申分は、左の如く續いてゐる。

露國首相の書翰中（參照 七四）載するところのカラフト島（即薩哈連）は、唯野人のみ住棲し。其住民は、魯西亞の支配を仰ぎ、制敎及交商に乏しき者たり。故に魯西亞皇帝の命令にて、此三ヶ月來魯西亞の所領とし、且つ許多の軍兵を置て是に備ふ。漁獵及他の商業を爲し、且時節を期して、己れが住家を構へんが爲に、カラフト島（即薩哈連）の南部アニワ港に來る日本人の寡少なるは、唯全權が言へる所の理を資く。加之右日本人アニワ（地名）に住居するに方つては、魯西亞領民の如く、其の保護を蒙むるなるべし。

異船入港禁止し難からん

露國首相の書翰中、第二件に於て、魯西亞政府の志願を述るは、日本國と通商を結ぶにありし。日本政府にては、須物のため、及他の事件のために、日本に來る所の異船に、其の入港を禁じ得べからざることを了知すること既に明かなり。且入港の船隻漸次に其數を增すに至つては、日本に於て、從來爲し來れる如く、償ひを受けずして、須物を與ふること、爲し得ること難かるべし。又た日本の豐富を論せず、豈此幾多の須物を給し得ることあらん哉。

須物交易亦一箇の通商

夫れ何れの國民と雖も、其の須物に償ひ得べきの有餘あるに、金貨を出すことなくして、是を受くるものなかるべし。是亦必無きの理なり。而るに日本に於て其港にて食料及他の須物の交易を許すことを必要なりとせば、是も自ら一箇の通商なり。然らば又諸物の交易を許すとも、決して他の障碍及ひ危害を生ずることあるべからず。

交易は要物なく費乏せず

此の如き問題を出すときは、諸物を交易するに由て、國民を活養する要物を費乏するに託して日本政府之を拒むの應答を爲すことを以て、其常とす。總じて通商を事とする國民にあつては、交易の爲に、此の如き憂弊を起すこと絶て無きことなり。日本政府の賢明なる制度は、毎ねに通商するに當て、其民をして、是が爲に毀害を受ることなからしむるの法を建るなるべし。若し一度通商を許すときは、日本政府に於て、異邦の人と關係することを常に拒むの煩累よりは、其勞却て遙に少なかるべし。

魯船日本

魯西亞軍艦及商船の日本港に來ること特に緊切となれり。其故は日本は魯

渡來の緊切

西亞と最も相近邇せるを以て、魯西亞船の日本港に來ること、他の外國よりは頗る多く、且又カムシヤッカ（地名）並に北亞墨利加中魯西亞領、及カラフト（即薩哈連）に航するときは、其船必日本海岸の近傍に來るを以てなり。

二港定置の要望

以上載せたる緣由あるに因て、日本政府より魯西亞商船及軍艦入船の爲め、及諸物交易の爲に、少なくとも二ヶ所の港口を定むることの許容を得んことを、甚だ切要なる事知るべし。

二港位置に就き

爰に願ふ所は、緊要の事件に方つて、容易く政府の高官と應接するが爲めに、江戸近傍の南地に一港を定めんことを。長崎は江戸より遙に隔遠なる地なるを以て、是に適せず。他の一港は魯西亞に最も近邇せるエゾ島を定めんことを請ふにあり。

此二港を定むる後、諸件の章程を明約することを得べし。卽ち商法の規定を建て、又歐羅巴人の不得意なる諸般の定則、及此の如く絶て豫じめ熟考を待たざる所の事情を除く等なり。

結語　全權望らくは、日本執政の高官魯西亞臣民と日本人と交を結ぶことの避くべからざるを知るときは、今魯西亞より差出せる問題の穩當なるを領認することあらん事を請ふ。又日本政府よりの報答、及總て其會議に於て、魯西亞の如き大國の全權は、其任に應じ、相當なる禮義を以て、待遇せらるべきことは疑ひを容れざる所なり。

千八百五十三年第十一月六日（卽我十月十八日）

和解文の拙　以上は蘭文和解のものにして、頗る拙譯なれども、漢文の原書及びその和解は更らに一層拙なれば故らに之を採錄することとした。乃ち拙なるも、意を以て之を解せば、自から通ずる所あらむ。此の書類が江戸から急使もて長崎なる筒井、川路等に交附されて、此に於て彼等も頗る覺悟する所あり。爲めに前揭の如き〔參照 八〇、八一〕上申書を提出したのだ。

露國使節贈物に就き伺書

魯西亞使節其外より贈物之儀取計方奉レ伺候書付

大澤豐後守
水野筑後守

露使申立　去る五日再渡之魯西亞船使節より、役々出張も可レ有レ之に付、面會之上、御返翰可二受取一旨申聞候得共、當月八日より十日迄に、追々着崎之積りに有レ之候に付、其段申聞候處、乘々出帆之砌申立置候儀にも有レ之に付、明六日より三日之間は滯船相待可レ申、八日迄に役々面會、御返簡不二相渡一候はゞ、直樣浦賀へ相廻可レ申旨申立候。然る處、翌六日、御普請役篠原友太郎到着仕候處、筒井肥前守始旅中手間取、當月十一日より十三日迄着崎之由申聞、前日相達候と相違相成、不都合に付、近日之內役々着崎相違無レ之を爲二相知一候ため、私共差略を以申談、右友太郎義檢使に差添、爲二應接一爲二立合一差遣、且乘て使節相當に扱遣し候樣、御下知之趣も有レ之候故、豕魚鳥菓子野菜等取揃、遠海再渡之爲二慰勞一私共限り差遣候上、右一同延着に相成候段、種々申諭候處、十三日迄に無二相違一到着候はゞ、十四日面會可レ被レ致、無レ左候はゞ、直樣出帆、浦賀表へ可二相廻一旨申立候に付、肥前守始着崎以前には候得共、私共限り申談、十四日には無二相違一面會可レ爲レ致旨申渡、引留置申候。然處、右品々差遣候に付ては、最前渡來之砌も、使節より贈物之義度々申出候處、種々申斷置候儀、此度之處、先方より之贈物受納不レ致候はゞ、私共より之贈物一切受納申間敷旨申聞候に付、右等之場合より隔意を生じ、出帆にも罷成候ては無レ詮

贈物受納

事ゆへ、檢使限り相預り罷歸り候趣申聞、品物請取、何れ江戸表へ伺之上受納可レ致段申渡置候。然る處、尙又手附其外通詞共江も、品々差贈候に付、及レ斷候處、前條同樣申立候に付、是又預置申候。依レ之右贈物之儀、如何取計可レ申哉。則別紙品書相添、此段奉レ伺候。尤右御下知無レ之內、若出帆にも罷成候はゞ、肥前守其外伺濟之振合有レ之候故、其儘請取候積相心得候得共、何れにも早々御下知御座候樣仕度奉レ存候。以上。

丑十二月十三日

大澤豐後守
水野筑後守

老中指令

（朱書）「丑十二月廿六日、伊勢守殿御直河內守へ御渡御書取寫、」

覺

書面使節より贈物並差遣物等之儀、筒井肥前守、川路左衞門尉等出立之砌、伺濟之趣も有レ之候間、打合、區々不二相成一樣可レ被二取計一候事。

但、手附以下之者は、贈物受納不レ致方宜候得共、最早此方へ預置、差戻候儀も難二相成一候はゝ、其通にて宜候事。（外交紀事本末底本所引魯西亞一件）

【八三】最初の露使應接（一）

川路の人物

幕府必らずしも人無きでは無かつた。川路聖謨の如きは、未だ必らずしも理想的の外交家と云ふ能はざるも、決して使命を辱かしむるが如き、怯懦庸俗の士ではなかつた。彼は實に一身を挺して萬難に當らんとするの愛國志士にして、假令其の知識は、其の誠意に副ふ程のものなかつたにせよ、其の事に當りて、最善を竭さんとする精神は、深く諒とす可きものがある。

臨機處置を許さる

惟ふに布恬廷の書翰は、單に露國首相書翰の意を繰り返し、若しくはそれを敷衍するに止らず、更らに其の論歩を進めて、元來エトロフ島は露領だ、カラフト全島も亦た露領だと云ふ見幕なれば、とても平和穩順の間に、國境問題を議定せよとの訓令を實行すること困難ならんと心配したが、更らに特別命令を、阿部正弘より松平河內守を經て內示し、談判の模樣によりては、臨機の處置をとるも差支なしとの旨を傳へられたれば、川路もほつと一息ついた。

川路の覺悟

六半時、江戸より御用狀到來いたす。魯戎よりの再書翰和解も參る（參照 八一、八二）扨々國家の御ために、心配之極なり。身は差上置致たれば心配なし。（聖謨日記）

露人我が來艦を希望

却說愈よ應接となりたるが、彼よりは先づ露艦に來りて應接せよ、さきに書翰を渡す際には、露使奉行所に赴きたれば、今回は日本使節の來艦が至當である と云ひ向けた。然も我は是れを國體を傷くるものとして、屬僚をして、往訪の難きを告げしめ、漸く彼より出掛くることゝなつた。

露使來訪決定

魯西亞人共、役々之人々、船へ參り呉候樣申來。然れども御國體に拘り候義に付、難參旨申遣す。尤追而者見物として可參旨をも申遣す。再々應之通辯、船へ之懸合、彼是に而、支配向之引取候は、曉に相なる（原註 以上は、十一日之事也）今日四ツ半時（十二月）過昨夜遣し候御普請役、御小人目付來候而、使節彌々明後十四日、長崎奉行御役所へ、可參旨申聞候。承知之旨申遣す。この應對、前後之懸引、中々筆の可及にあらず。紅毛大通詞西吉兵衞、森山榮之助と申もの、此取扱をなせしなり。榮之助、通辯殊之外達者なり。（同上）

第一回應接

十二月十四日（嘉永六年）愈よ第一回の應接となる。其の顚末は、左の如し。

十二月十四日手續。

波戸場注進有之、古賀謹一郎玄關之武者椽之所迄侍に刀爲持並長崎奉行手付大井三郎助同樣罷出居、魯人門內え入來、通詞吉兵衞、榮之助、下座敷に罷下り、先立いたし、玄關上よりは三郎助先立、謹一郎刀持連案內致し、廊下え入來候比、奥より肥前守、左衞門尉、土佐守、並長崎奉行太刀持連れ罷出、雙方立向ひ、

挨拶交換

謹一郎は自分之席に附、別紙手覺書之通、肥前守、使節、次官、通辯官、船將、將士等え一同順々挨拶、引續左衞門尉、土佐守、謹一郎、前同樣、銘々及挨拶、長崎奉行兩人は、船將次官通辯官而已え挨拶致し、畢て肥前守、使節初一同え先別間にて暫時休息可致旨申述、爲彌（中村爲彌）罷出名前相名乘、別間休息所え案內致し候旨申達、先立にて刀爲持表坐敷へ誘引、曲彔之前にて默禮いたし、菓子茶差出候旨申達引取。其內座敷拵いたし、次第書之通日本役々は、何れも御徒目付

雙應座敷拵へ

迄、上疊に著座之積に候處、昨日評議之趣も有」之候に付、肥前守、左衛門尉同食致候旨、評議相成、右之趣控席え爲彌罷出、麁末之料理申付候旨申達、打解可」給、肥前守、左衛門尉にも同食致し候段申達。魯人格別之御取扱難」有旨申立、座敷拵出來に付、其段通詞より申達控席に有」之候曲彔、對面所へ相廻し、食机銘〻置、尤一席え罷出候者は、三人罷出候樣通詞を以、通辯官え申談候處、至極御尤に候得共、公用方之者（魯西亞にて、官名セキレターリス、譯語公用方）罷出不」申候ては、差支候間、四人罷出度旨申聞候間、承屆、其段肥前守、左衛門尉え申述、魯人案內として爲彌表座敷え罷出誘引致し曲彔に相かゝる。肥前守、左衛門尉著座之上、同食にて料理差出候旨申述、直に三汁七菜之料理差出、挨拶有」之、何れも食用いたす。食事畢て酒肴出す。銘〻杯を用、右畢て膳部を不」殘引下げ食机取片付候後、通辯官之者を以て、御對話に付、今一人控席より召連度由、爲彌え申聞候間、其段肥前守、左衛門尉え申述、先立致し、控席え案內いたし候處、筆者一人曲彔を自分引提、通辯官之後え著座。菊地大助與え參り其

段申述。

此れから先づ儀式的に其の挨拶を交換するとゝなつた。

【八四】最初の露使應接（二）

饗應既に了りて、愈よ對談となつた。其の筆記は左の如し。

土佐守（荒尾）謹一郎（古賀）長崎奉行兩人（大澤豐後守、水野筑後守）共出座、席に付。其節肥前守（筒井）發言左之通。

使節には、遠路被」相越」候處、今日、不」存寄」致」面會」大慶に存候。

左衛門尉（川路）前之詞に引續左之通。

久々之滯留、定て待遠にも可」有」之候へども、拙者共兩人程之身柄之者、先遠國等えは不」罷越」儀に有」之候間、差急出張候得共、旅裝其外隨從之役々、下々家來

等迄、多分之義、如何樣差急候ても、此表え速に罷越候義、出來兼、殊に將軍大禮に寄、山城天皇より使も有レ之、海道は罷越兼候間、深雪を犯し罷越候に付、漸此程著致候。

露人急速決定要求

然處魯西亞人相答候は、

私共儀本國より使節被二申付一、日積りも有レ之候處、最早日積りも相立、歸國差急候間、追々申立候御取扱向之義、早々御決被レ下候樣致度旨申立。

急速決定に難し

此時肥前守申聞候は、

久々之滯留、殊に一萬里餘之波濤を凌ぎ、本國には妻子も可レ有レ之、至極尤には候得共、拙者共にも四五百里之遠路を罷越、いかにも速に御用相仕舞度候得共、此度之儀は、兩國之大事にて、容易に取調出來兼候間、取調之上、追々可二申談一旨申聞ル。

魯人申立候は、

此度之御取扱向、兩國千萬歲御親みいたし度義に付ては、御相談向之義、此御列坐之御役々、御談判に及び候て可レ然哉、又は御省き被レ成候人々も有レ之候哉。

今日細談不能

左衞門尉相答候は、

密談可レ及節は、差向之對話にも可レ及候得共、今日は初對面之義、殊に差急到著致し、取調等も不レ致、元來信義を守候國に付、退帆致候へ共、一旦重臣可二差遣一旨申達候上は、長崎迄參不レ申候ては、後來え對し不二相濟一に付、退帆に不レ拘罷越候處、途中尙其方等渡來有レ之、令二祝著一候。疑無レ之ため、不二取敢御目に懸り候故、追々可二申談一候得ども、全初對面之禮を行ひ候義に付、今日は先御細談に不レ及候。

魯人申立候は、

至極御尤に候。我國にも右樣之禮有レ之、乍レ併最前も申候通、國元より被二申付一候日限も有レ之候間、何卒速に御取扱向相片付候樣致度候。右之頃公用方ゴンセロフ（ゴンチャロフ、露國有名の小說家）曲汞を引提、使節の後ロに著ク。

左衞門尉申聞候は、

此方にても、いかにも差急度候得共、此度之義は不二容易一國界等之義、何分急速

露使二箇條對談要求

之挨拶難ㇾ及候。

魯人

段々御口上之趣御尤に候。左候はゞ、差向二ヶ條之御尋問及度儀有ㇾ之、對し候義には無ㇾ之候得共、此度之義に付、御尋申度儀に有ㇾ之候處、此席にて申上可ㇾ然哉。

左衞門尉挨拶

いづれにも、今日之儀は、右樣之趣、何分御挨拶及兼候。

魯人

左候はゞ、明日早朝重き御役人之内、一人御越有ㇾ之候樣致度候。

左衞門尉

十五日は用向有ㇾ之候間、一人にても參兼候段相答。

猶通詞より、此間も申達候通、十五日、十六日は賀日に付、及ㇾ斷候旨相答。

魯人

露人書付差出申出

左候はゞ、書付にいたし差上候間、此度御重役御隨從之仁一人明朝御出被ㇾ下度、右之御答、同日夕迄に急度御挨拶有ㇾ之樣致度候。

肥前守

隨從之者差遣候義は、差支無ㇾ之候得共、事柄に寄何分卽答及び難き義も有ㇾ之候間、明夕迄屹度答におよび候と申儀は難ㇾ申旨申聞ル。

魯人

申上候趣は、聊之儀に付、御卽答難ㇾ被ㇾ及程之儀には無ㇾ之、何れにも明朝御隨從之內一人、御差越可ㇾ被ㇾ下候。

然ル處、魯人

來る十七日フレガット船え江戸表よりの御役々御光來之節、長崎奉行御兩人御越有ㇾ之候哉と申立ル。

筑後守答には、

千萬忝候得共、何れ右は此方より可ㇾ及ㇾ挨拶ㇾ候。

露人上陸要請

尙又通詞申聞候は、
此御席にて申上度儀有之候旨、魯人申聞候間、承候處、右は上陸之儀に付云々之事に候間、通辯いたし兼候旨、魯人へ相答候得共、何れにも申述呉候樣申聞候趣、左之通。

魯人

上陸之儀は、明日取行度候。

筑後守相答候は、

一旦相斷、其儘に致、未日本人も住居候間、明日には參り兼候間、此方より可申通候。

魯人

露人上陸斷念

右上陸之義は、先達て申より疾に御聞濟之處、右之通御申聞候間、最早此後上陸之儀は、私共よりは、更に申上間敷旨申立ル。

此時肥前守左衞門尉申聞候は、

初見も相濟候上は、猶追々面會可致、今日は勝手次第引取候樣可致旨申達候處、

魯人申聞候は、

初會見相すみ

今日之御取扱振、誠に御手厚之儀、御料理も十分食用いたし、難有旨申聞、肥前守始役々座を立、奥へ入、魯人引取候事。

但送りは不致候事。

以上が初會見に付、幕府方の記する所である。

【八五】 露使と初度會見に關する川路の手記

我が使節衣裝

尙ほ初度會見に付き、川路當人の手記したる所は左の如し。

十四日(嘉永六年十二月)晴、五時(午前八時)より西御役所へ參る。のしめ麻なり、參

候て一同相揃。肥前守、左衞門尉は裏附之かり衣にて、白かね作之太刀爲レ持レ之。長崎奉行大澤豐後守、水野筑後守、御目付荒尾土佐守は大紋にて、糸巻の太刀爲レ持レ之。儒者古賀謹一郎は、布衣。御勘定組頭中村爲彌、御勘定評定所留役菊地大助、布衣著用。（原註 いづれも足袋をはき、小き刀帶レ之。）御徒目付は素袍著用。支配勘定、是又同じ。尤長崎立合として參候ものは、麻上下、自分召連參候日下部勘之丞（案ずるに日下部伊三次のことばかり素袍なり。四つ半時（午前十一時）魯戎小舟へのり候而來る。祝砲五發いたす。船に殘候もの共は、帆檣の綱え上り候而夥し。日本取締之船太鼓、魯戎之太鼓、頻に聞ゆ。段々近く相成候而上陸いたし候と、魯戎はチャルメラ太鼓にて、高島流之調練の如き風體にて上り來る。劍付鐵砲なり。將士のものの何れも天鵞絨又羅紗の筒袖著用す。使節は羅紗之衣類に、紅之五寸巾ほどなるもの之帛にて紋あるたすきのごときものをかけたり。頭には形ち小桶の末細なるが如き帽子え、金の飾りありて、上には白き毛を附たるを著し、門を入とき、この帽をとりて、始終手に持居

露使上陸の狀況

露使服裝

候。尤帶劍なり。金の房を、左右之肩に附たり。（原註 フサ長し、半ばりの所へ、金にて基石のごときものをつけたり。）船將（原註 銀のフサを附、其餘同じ。）船將次官（原註 金のフサ短きを附、これ通辯官なり。）並將士同伴なり。右之面々都合三十一人、座敷へ參る。

日本使座席

夫と一時に筒井肥前守、其外一同罷出、通詞を以、夫々及挨拶候而、暫爲引候。（原註 此節いづれも、立居。）夫より座敷、特更に高き高麗へりの二疊敷を敷。（原註 此節延喜式、並折たく柴の趣等參考候て、椅子、几子等之類を用候積之處、さて〳〵不都合にて困候間、先例により此の如し。）

露使座席

魯人は椅子（原註 三十二持來る。）椅子の前へは、卓の如き臺をつくりて並べたり。右之座へ、使節、船將次官之通辯官、船將、竝頭分之將士、以上四人、椅子による。此方は筒井自分計にて、筒井並自分より、麁末ながら飯をあがり候へと申候時、中村爲彌、菊地大助は、二疊臺なしに立居候間、自分より爲彌へ差圖いたし候と、三汁七菜にて、酒をも爲レ給候。……魯人は箸を持こと不レ能、夫故に蘭館よ

露人饗應を喜ぶ

りさじを取よせ候て、食事の時わたし遣し候處、御丁寧なる御事、御めづらしき御料理など、其外筒井之高年を特之外に稱して、かゝる奇人と相對することと、喜しなど申たり。料理畢而長崎奉行、其外一同著座いたし候と、今般之開口いたす。聊之事なれど、云々有之候而、通辯之もの大はたらきなり。漸七つ時過(午後四時過)に相濟候、歸り候節も音樂なり。船にては祝ひ候哉。三本檣、七夕竹のごとくに、いろ〳〵の旗を夥附たり。

露使我來艦請求

斯くて翌十五日には、露使より前日饗應の謝詞を陳べ、且つさきに約束したる如く、十七日には筒井、川路荒尾、古賀、其他屬員の來艦を請ひ來つた。此れは固より尋常一樣の儀式にて、何たる面倒も故障もある可きものではなかつたが、然も當時彼我の事情疏通を缺きたる爲め、體面上承諾の旨を答へつゝも、愈よ彼の艦に赴くに就ては、筒井の旅館に相ひ集まり、それ〴〵評議をした。

第十六章　日本返翰交附

【八六】露艦往訪の內評定

筒井旅館の內相談

當時如何に彼の事情に就て、我が知識の不足であつたかは、穿鑿する丈が野暮だ。今ま川路の手記に就て、筒井旅館に於ける、日本使節の內相談を見れば、左の如し。

黑田長溥奇策

十五日(嘉永六年十二月)晴、寄合に付、筒井方へ參る。○魯戎共特之外六ヶ敷事共申出候而、船へ參候はゞ、是非に押付、手荒之事をも申成し、日本之境等を可相定哉も難計けしきとの說あるなり。寄合の席へ松平美濃守(筑前國主黑田長溥)別事にて來り、魯戎に而は、日々帆を干候而、いつにても出らるるけしき近頃の所置、甚可怪など物語候、併役々乘込候ても、美濃守等の軍兵有之候に付安心なりと物語たるに、西洋之船甚早し。走出候而は、なか〳〵大砲間に合

かね候間、美濃守家來之内、死を潔いたし候家來十九人を、我等が家來之内へ召連可ㇾ申、其外火藥を仕込候燒船一艘を、供船之内へ加へ可ㇾ申候に付、夫へ火を附、一同切込可ㇾ申とのことゆゑ。其節は役々之もの共をも、無二貪著一火をかけ可ㇾ給候。乍ㇾ去おもふ旨も候へば、後刻御挨拶に可ㇾ及とて、歸したり。美濃守は、五十四萬石の大名なれ共、特之外よく氣の附人なり。同人歸候而、われ（川路）申出候は、美濃守申分尤なり。され共魯戎之船を燒打候而、役々之敵を、卽坐に擊くれ可ㇾ申は忝候得共、左候ては公儀へ、大國之敵を新に拵候に當り、不相當なりこれ畢竟一人も、死ぬまじとする故よりなり。抑左衞門尉、此御用被二仰付一候而は、別而命は一日限之ものとおもひ、いか樣ともいたし、國家之御爲に、身をいたし可ㇾ申と存候間、十七日に、もし魯戎手荒の事いたし候はゞ、荒尾土佐守は、御目付之義に付、始末御覽候而、御老中方へ御聞に達し可ㇾ被ㇾ成候。筒井肥前守は、格別之高年に付、御歸可ㇾ被ㇾ下候。左衞門尉一人魯西亞船に殘り候て彼國へ參り候はゞ、其帝王へ說候而、御爲を可ㇾ仕と申切たり。よりて中々に、美濃守

川路決心

家來、卒爾に火などをかけ候而、天下之事を傷ふことあるは如何に付、右等の用意を可ㇾ及ㇾ斷と存候。依て同家老を、左衞門尉方へ呼、可ㇾ及ㇾ斷と申たり。右之論に而、諸人色々談判中、組頭中村爲彌罷出候而、御返翰にも重臣貳人と被ㇾ記たるは、肥前守、左衞門尉なり。右之二人を魯戎に被二差押一、彼國へ罷越候樣之義有ㇾ之候而者、御國體に拘り候間、決而不二相成一候。爲彌一人惣代として、被二差遣一被ㇾ下度とおもひ切而申出たり。左衞門尉申には、そは爲彌平日に似ざる不實意なり。支配向を遣し候而は、左衞門尉之士道相立可ㇾ申哉。いかに卒爾なることといふべからず。此ことは不二相成一と、大に爭たるに、肥前守申には、同人は一旦御役御免をも被二仰付一候處、年老たる身をかく迄に被二成下一候こと故、老年旁、身を捨ることは、決而いとはず。われ行べしと云。故に肥前守はならず、左衞門尉行べしと云たるに、儒者古賀謹一郎も、諸人かくいふに、一人可ㇾ殘にあらず。決して謹一郎行かむと申たり。かくいひ爭てははてなし。依て夫よりも先魯戎をこころみむとて書簡を遣したるに、返事よし。左衞門尉より通詞榮之助（森山）

中村爲彌決心

皆行くを爭ふ

を内密尋ねたるに少も仔細なし。見損じたらば、申譯の爲め、榮之助第一に使節に飛かゝりて、御先がけを仕らむと云さま、思込居様にみゆ。明日美濃守家來呼出候積申遣したるに、美濃守より四人え直書を越して、いろ〳〵と論じ、明日直參、左衞門尉と可申談旨申來る。夫より歸しに、夜九ツ時なり（午前零時）

黒田長溥再來
家來借入謝絕

十六日晴、朝六半時（午前七時）松平美濃守來る。旅中之事ゆゑ直に居間へ案内いたし、主人のしを出す。いろ〳〵海防之論ありて後、昨日之家來を可貸と之事を謝し候而、見込を申述、家來かしくれ候義等は斷り候。尤異變有之候はゞ、美濃守へ公儀より御沙汰之通、打潰候とも、いづれとも、御役前通いたし、存寄無之旨申候處、精忠之程、感嘆之由など申述候而、やゝ暫物語のうへ歸りたり。暮時頃、美濃守直書を越、今日望遠鏡にて、魯船之動靜を見詰居たるに、船を廿町程陸之方えよせ、其上、船中之掃除等夥し。實に招待のこゝろなるべし。餘意はみえず。美濃守は、家來を夥召連候而、船之固とは不申、魯船へ近き下屋敷え參候て、終日人しれず、我等の船を警固いたしくれ可申候間、安心候樣申參る。

其書狀に、深切之意顯れたり。厚意之旨、謝詞申遣候。

無埋もなき事

以上の所記は、今日から見れば、殆んど一笑にだも値ひせざるも、當時に於ては必らずしも無理のことではなかつた。何は兎も角も、川路抔の如き責任感の最も充實したる吏員が、幕吏の中にあつたことは、幕府に取りては、洵に仕合であつた。

【八七】川路の手記せる露艦往訪の模樣

露艦に於ける歡待

筒井、川路等の露艦往訪は、案外なる實物教育を彼等に與へた。彼等は一生懸命、滿身の緊張もて出掛たらんも、露艦に於ける接待は、別に何等の惡意も、陰謀も、企畫もなく、只管ら好意的の交際以外に、他事なかつた。

往訪服裝及船飾り

十七日（嘉永六年十二月）晴、四半時（午前十一時）揃にて、〔原註　繼上下、御召之御紋

服、著用す。）細川越中守手船に乘り、魯船フレガットへ參る。（原註　細川の船は、二階造にて、緋ちりめんの幕あり。肥前守、左衞門尉之弓、鐵砲、船印、對槍、或は纏ひ其他荒尾土佐守、古賀謹一郎之槍、並細川船手の弓、鐵砲、船印等にて、目ざましく相見え候。並長崎奉行所附之緋ちりめん御紋附の幕を打たる船も添。大鼓並艫拍子にて、にぎやかなり。又黒田鍋島の番所並陣場、大村等の陣場、處々にありて幕を打たるけしき、長崎のみなと內、目を驚せしなり。）自分等の船、ちかよると、魯船にて奏樂いたす。（原註　此時並歸の時、祝として大砲を打こと、西洋各國の禮なれど、日本にては禁じをるなり。法の異る如し此。）。船の階子へは、五色のござ（原註　アンペラのごとくにて至て厚きなり。）を敷て、其下まで下官之者共出たり。上官は船上へ出迎たり。異船は三階になりて、上は玄關前のごとく、下は奥のごとし。異人共は、參候を殊之外に喜びて、使節みづから案內いたし、武器を貯たる所、其外を悉くみせ、二階のはしご等にては、筒井の手を、上官共よりて引下り、所謂くつを取らぬばかりのことなり。上の所に別段二階ありて、其ところに、使節は椅子、筒井其外のためには、床

露使歡迎

を造り、花氈に似たる立派なものを敷、その所にて茶を出し、大筒、並小筒の足なみ等いたしみせ候。畢而日本と魯西亞の船印を並べて染出したる幕のごとくなるものをみせて、かく迄に日本を親しく思ふと申たり。夫より下之段をみせたるに、ギヤマンの掛燈籠をつり、上にもあかり取あり。何れも玉屑なり。（原註　掛行燈は、內之方、柱によりたる邊を、皆ブリッキにて張り、それへ七寸ばかりなる鏡のごときものをかけ、其前に、江戸の十六文蠟燭位の太さにて、シンをば、燈心一本立たるに、火を附たり。しん至て細ければ、蠟のへり至て少く、又鏡其外へうつるゆへに、あかり特によろし。燈籠に錢はいれど、萬代ものにて、油の費少し。これ西洋流なり。）船べりに、鐵の大筒を夥かけたるは、晝にもある如し。さて此所に鐵砲、其外武器のあること夥といふも大方なり。たとへば鐵の筋がねを、堅縞のごとくにわたし、其間へ大筒之玉を、栗石のごとくに並べ、其上を往來する類、最妙なり。其下へ參りたるに、使節の部屋あるなり。（原註　書籍を積たること、特之外大造なり。十五疊位もあるべきか、大なる硝子の窓ありて其所に筒井並自分等の座を設

ギヤマン掛燈籠

鑓上武器

使節の室

け、腰をもかけ、著坐もなる樣になしたること、前の所と同じ。〕左右に鏡ありて、帝王並王子、次男の肖像なり。〔原註　像をとる鏡は、其人鏡に向ときあり〳〵とうつりたる姿、かゞみに其まゝ止りて不レ消、それを用ゆるなり。是藥を以なるなり。事長ければこゝに略す。〕こゝにて饗應あり。酒はフランス國の葡萄酒なり。〔原註　葡萄のつゆにて造る。多く飲ても、醉少し。直に醒るなり。米のごとき實用のものを、なぐさみに不レ費、その考、甚おもしろし。〕同かん酒。終りによきにほひの甘き泡盛に似たる酒なり。肴は數特に多し。……

饗應

待遇の巧妙

黒川家萬一の用意

惣てもてなしぶりの上手なること、實に驚たり。〔原註　詞は通ぜねど、三十日も一所に居ならば、大抵には分り可レ申、人情少もかわらず、いづれ國も同からむ〕暮かたに成候間、とゞめたるを押て歸りたり。使節其他船の乘口まで送たり。三階之上へ出れば、みな劍を拔、太鼓をたゝき、奏樂にておくり、下官は三段四段にて、三本ある檣の帆けたに、すき間もなく、並び立て、遙に見送るなり。今日は元來蒸氣船其他へも、乘移り候積りなれど、薄暮にもなり、且人の心もおもひて、急ぎ歸りたりされど十町ばかりにて、提灯となれり。〔原註　今日のことを案じ候て、松平美濃守は、遊山と號し下屋敷へ參り居、實は萬一の節の下知を傳ふる手當をなし、望遠鏡にて、始終船の動靜を見られき。一番方にては、鍋島の船手、大砲を載たる船を、密に所々へ隱し廻し置、內實の備をなせし由なりと承る。〕長崎奉行所へ一同戻

寄贈品

りて御朱印其外御用書物の預け置しけふ土産として筒井よりは、牡丹に蝶の蒔繪せし料紙硯箱、五色奉書、大、小三所物。左衞門尉よりは富士山の圖を蒔繪して、櫻花の緒じめ、並根付ある印籠二つ。〔原註　これに歌あり、「萬世も神の御孫のしろしめす、皇國の山の姿をもみよ」廣ぶたに、服色のことしらしむるがため、此圖を特に選みしものなり。〕黒漆塗盃三つ。〔原註　あしに、鶴の圖あり。朱は外國のもの故不レ用、黒漆塗とせしなり。〕二尺六寸、大巾にて、かさねある刀一本、ふち頭、鍔、目貫、みな櫻花の金蒔繪、鞘も青貝にて、さくらの圖なり。〔原註　通辭を以、此刀にて、ためしに人を切みるに、三人並べて、こゝろよく胴

日本刀の講釋

切にし、車骨を瓜の如くに切なり。尤重過て不取廻しと思ふべからず。左衛門尉は、この倍より重き刀を、三千振位は、日々にふるなり。故に此刀など、苧がらを遣ふが如く、おもひ居候と申たるに、人をば如何にして試たると申たる故、答ふるに刑人の屍を切なり。これを日本にてタメシと申候。西洋人は修行せぬ故にきれまじ、されど腕一本か、足一本は必きれるべし。かゝる切味の刀さすは、日本の常なりと語らせおきし。銘は次郎太郎直勝作。川路左衛門尉佩刀と彫。腰車土段拂の花亭老人の贊語あり。荒尾土佐守は、五十三次之圖、料紙硯筥。古賀謹一郎は、畫蠟燭十本、すゞりぶた二面なり。これを船中にかざり、その所へみなつれ行て、特之外に喜びみせたり。

眞相明瞭

以上川路聖謨の手記は、事極めて大局に關係なきも、然も如何に彼我交渉の模様と其の眞相とが、有の儘に摸寫せられたるかを知るに足るべきものがある。具眼者は斯る些屑の記事に於て、却て當時の情勢を會得するであらう。

返翰を與ふ

斯くて十二月（嘉永六年）十八日、愈よ老中よりの返翰を、露國使節に渡した。右は漢文にて、御儒者古賀謹一郎の起草したるもの。而して阿部正弘の臣小島知足の清書したるもの。其文左の如し。

返翰本文

【八八】幕府老中等の露國宰相への返翰

伏して來札に接す。貴國御前大臣布恬廷の命を銜み航し來りて親遞する所を知る。而して其書實に上宰相子也利羅德（ネシセルロイデ）公の贈らるゝに係る焉。書中陳述する所を閲するに云く、貴國大君主、我が兩國邊疆の交錯を思ふて、釐正を加へんと欲して、備さに意旨を悉くす。又云く貴國既に古來未だ有らざる廣大の邦土に據る。別に新地を得るを要する無し。盈を持し、滿を保つの道、良とに宜しく爾るべし。且我邦貴國と與に、各其土を土とし、其民を民とす。無事相ひ安んず。原より衅を開くの端靡し。乃ち今段使節の擧、其の好意に出でゝ、而して惡意に出ざる、亦た彰明較著疑を容れざる者と爲す。

境界協定の事

貴國既に好意を以て來る。我邦何んぞ好意を以て相ひ報いざるを得ん耶。第邊土の經界、貴國以て甚だ明晰ならずと爲す。則ち邊藩を諭し飭しめ、細かに査覈を加へ、而して大吏を差し、貴國官人と與に會同商議し、以て劃一に歸せしめんとす。然も邊藩の査覈必らず圖籍を按じ、確として憑據有り、愼重事に從ひ絲毫の踈謬を許さず。是れ固より今日の能く辨ずる所に非らざる也。若し夫れ貿易來往の事、則ち祖宗の遺法厲禁有り、歷世遵奉して失は弗る所。故に曩昔貴國嘗て開市の請あり。而して我邦已に業に固く辭せり。意ふに其の顚末公等の克く悉くす所也。但だ現今宇内の形勢變遷、貿易の風駸々として日に長ず。誠に古例を取りて今事を律する能はず。頃者合衆國人亦た來りて市を乞ふ、日後列國の市を乞ふ者、必らず踵を接して而して至らん。夫れ列國の市を乞ふの繁、此の如し。乃ち是れ我が一國の力を盡し、星羅碁布の萬國に應ず。其力の給と不給と、未だ知る可らざる也。且つ我が境内邦土の貢の如き、其の多寡精粗を檢する、亦た豈に旦夕の辨ず可き事ならん耶。

貿易來往の事

返答延期要求

矧んや我が君主（將軍を斥す）新たに位を嗣ぎ、百度維れ新たに、斯等重大事項の如き、必らず之を京師に奏し、之を列侯群官に諭告し、協同商議議定まりて而して後事に從ふ。顧ふに勢ひ三五年の時月を費さゞるを獲ず。差や延緩に似たりと雖も、公等且らく吾言に從ひ、坦懷以て俟て焉。議論一たび定まり、諸事整頓の後に迨んで、便ち當さに登時報聞すべき也。況んや我國の貴國に於ける壤界相ひ接す。宜しく鄭重を加べし。故に重臣二員を長崎に遣はし、布恬延に會晤し、以て其の曲折を盡さしむ。而して其他宜しく布報すべきもの、亦た皆な之をして面悉せしむ。幸に以て之を諒とする有れ。不宣。

大俄羅斯國上宰相子也利羅德公閣下

大日本國老中

阿部伊勢守正弘

牧野備前守忠雅

松平和泉守乘全

嘉永六年癸丑十月十五日

幕府側書翰認の手數

以上の書翰は、如何にも露使に取りては、待ち設けたる甲斐なき文字であつた。そは何もかも三五年の後であらねば、埒が明かぬとの文句では、態々使節を特派したる目的も、殆んど全く水泡に歸する譯合だ。併し此の返翰を認むる迄に、幕府側では如何に手數をかけたかは、此の返翰の清書が、筒井、川路等の十月晦日江戸出立まで、間に合ひかね、途中にて受取りたるを見ても知る可きであらう。

松平伊賀守忠優
久世大和守廣周
内藤紀伊守信親

返翰交附次第

【八九】返翰交附に付ての報告書

川路の手記によれば、老中の返翰を、露國使節に交附したる次第は左の通りだ。

（嘉永六年十二月）

十八日晴、四ツ時前（午前十時前）揃にて、西御役所へ、魯西亞人使節、其外を呼出候而、御返翰渡しに相成。且使節次官ともに、綿、並紅白之綸子、被下之。惣中へ者、五斗俵百俵。豕二十疋被下之。畢而御料理被下。花かざり等ある。三汁九菜なり。これより引つゞき、對話之積。

赤蘭譯文を與ふ

上記の返翰（參照 八八）は、封のまゝ之を與へ、別に正寫の一本を露使に授けたが、その翌日漢文のみにては、了解充分ならざる虞あれば、和蘭文もて飜譯ありたしとのことにて、通詞西吉兵衞、森山榮之助之を譯して與へた。

筒井等報告書

却說筒井、川路等が、此迄の成行に就て、江戸なる老中への報告書は左の通りであつた。

最初の露使態度

當地え渡來之魯西亞船之義に付、去ル十三日、町便を以申上候趣も御座候處。〔參照 八〇、八一〕私共儀爲"應接"被"差遣"候旨、長崎奉行より申達候處、先達而來翰持參之節者、長崎御役所え罷出候間、此度役々之者、彼船え罷越候而、禮節相當に可"有之"、左も無"之"、無禮之取扱および候義に候はゞ、直に出帆可"致段申出、容易に引留兼候體に付、一同相談之上、御普請役、御小人目付彼船へ差遣、使節事、國命を奉じ、外國え使いたし、久々滯船、返翰相待居。右に付私共儀應接としては遠路態々罷越、殊に御返翰をも持參いたし候趣承りながら、一應之對談にも不"及"、自國之禮節を而已重じ、本朝之禮法には不"拘、出帆之義申出候段、事實相當之申條に無"之"乍"然此際に至、勝手儘之義申募り、左右に事寄、出帆可"致との義、使節心得を以、いたし候義は格別、此方於て、强而可"差留"義には無"之"、既に應接として重臣をも被"差遣"候は、畢竟其國え對し、禮節を盡し候筋に付、たとへ如何樣申聞候ても、此上之禮節を届し、彼船え罷越候義は、國法に於て、難"相成"義之旨、爲"申諭"候處。承伏いたし、初見之節、此方え罷越、右禮相濟候後、役々彼船

理を以て彼を屈す

えも相越候義に候はゞ、申諭に從ひ可"申旨申出候間、承知之旨及"挨拶"置"去る十四日使節其外とも、長崎西御役所へ呼出し、役々面會および、遠人を御懷け之御趣意を以、長崎奉行え申談、相應之饗應申付、尤御用向は不"申談"、慰勞一と通に致し、私共之內、肥前守、左衞門尉、同食致し候處、殊之外喜悅之體にて一同快く酒食いたし、難"有次第之旨、挨拶申述立歸り、同十七日には、彼船に於て、役々饗應致し度段申出候に付、一同申談、御警衞向之義は長崎奉行打合、不"目立"樣夫々嚴重に相立候上、私共義、同日九時（正午）彼船へ罷越、其砌兼て申上置候趣を以、銘々より土產物をも差遣候處、使節之者出迎、案內いたし、船中無"殘所"見分爲"致、且慰之ため、砲陣操練、大砲打方之仕方をも仕、其外料理向等迄、丁寧に申付、禮節向存外恭敬、懇切を盡しもてなし、幕合前一同右船引拂申候。翌十八日西御役所に於て、御返翰相渡し、右は御手前樣方御封印之儘相渡候義之旨をも申聞候處、右體重き御封印之上は、其儘大切に持歸、彼方政府え差出度、乍"然御返翰之意味會得不"致候ては、諸事之談判難"相成"候間、扣相渡吳候

而會饗應

露艦に至る

返翰及副文を渡す

様申出、右は全御返翰を重じ候て之申條に付、御差圖は無之候得共、一同評議之上、先達て御渡相成候候御返翰寫之方相渡候處、何れにも熟覽之上にて申出度、其餘使節へ被下物之義も、被仰渡之趣を以取計、猶饗應をも申付候處、冥加至極、難有仕合奉存候旨を以、一同拜領仕候。右之通是迄之御作法於ては、萬事無滯、相濟申候間、明廿日より西御役所へ呼出、追々應接仕候心得御座候。尤夷人之情態、わるかしこき様子に付、十分之掛合は行屆可申哉、甚無覺束、此後應接之次第に寄、如何様之模様可相成哉は、難計候へ共、先づ是迄之振合を以、精々取まとめ、御體裁に不拘様取計可申と奉存候依之先是迄之手續、荒增申上置候。以上。

丑十二月十九日

筒井肥前守
川路左衞門尉
荒尾土佐守

斯くて此れから愈よ露使と談判の次第に入つて來た。

古賀謹一郎

第十七章　日露代表者の談判（一）

【九〇】第一回の談判（一）

第一回の談判は、愈よ十二月廿日（嘉永六年）から開始せられた。川路の手記に曰く、

川路の强硬談判

廿日、終日大雨、五半時（午前九時）魯西亞之使節、西御役所へ參る。左衞門尉、肥前守、七ツ時（午後四時）迄辯論いたす。左衞門義、魯西亞は、虎狼之國と世に申候。然るや、又は信義の國なりや、いかに。道理を守らば、わがことに隨ひ候へとて、理を盡し候て申諭候處、大に承伏いたし候而、エトロフへ立入間敷、カラフトに手さしいだし不レ申。差出置候軍兵、引拂可レ申旨申レ之。ず〳〵と參り可レ申體なり。

とあり、如何にも案外に好都合であるかの如く記してゐる。今ま其の問答筆記

を掲ぐれば左の如し。

丑十二月二十日對話

肥前守（筒井）

問答筆記

一　今般相渡候返翰、阿蘭陀語に翻譯方、通詞共え被二相頼一、翻譯出來之上は、意味悉く了解被レ致候哉。

魯西亞使節

一　蘭文翻譯をも合考致し、御文意能相分り候。右之趣にては、今般之一條は、都て御兩使御取扱と申儀も承知致候。扨去ル十五日差出候尋問二ヶ條之儀も、御取扱出來候儀と存候。

肥前守

一　右細目猶被二申聞一候はゞ、答及べし。

使節

境界協定談

一　第一には兩國之境界を定むる事に候。

肥前守

一　是兩國之事柄に於て、尤大切之事に付、急速取調方にも可レ及筋なれども、當節御代替之折柄、國事多端にて、何分急速には難二行屆一譯有レ之候段は、返翰中其意を述候通に候。右に而差支有レ之候哉。其儀承るべし。

使節

一　返翰之意は相分り候。併夫迄之儀に候上は、御返翰而已にて事濟可レ申、態々御兩使被二差越一候にも及申間敷處、御兩使被二差越一候上は、諸事御談合も可二相成一儀、其上御返翰中に、圖籍を按之御文段も有レ之、右は繪圖手覺書取調候儀に付、右を以御談判有レ之候はゞ、境界取極之儀、如何にも相辨ずべし。

左衞門尉

一　一と通論判迄之儀は可二相成一候。先貴國之心得方承候上、可レ及答候間、心得方承るべし。

使節

通商談

一　境界之儀は、取調申述べし。前文尋問弐ヶ條目、通商之儀は、取調方に手間相掛候趣は、尤之儀と相聞、其上古今時勢變遷し、昔と今と事同じからざる趣をも相辨られ候段、至極に存候。然る時は、通商可レ被二差免一候哉。

左衞門尉

三五年の延期困難

一　貴國には、素より異心を被レ存候には無レ之、全親みを結び度との儀に候はゞ、此方にても其心得にて及二應答一べし。乍レ併返翰中申述る如く、我國之風習武士かた氣強く、祖宗之法令を改むる事抔は、至て難レ致勢有レ之、此節より右評議相始る事故、卽今治定之挨拶には及兼候。此無二餘義一場合相察せらるべし。

使節

一　御取調方只今直に難二相成一段は心得候へ共、三五年抔との待遠なる事にては、迚も承知難二相成一、アメリカ抔にても、右體長引候樣にては、必承引致間敷候。

左衞門尉

我國取調長引の理由

一　貴國郡縣之治と、我國封建之治と、取調向等難易之違も有レ之、元來外國々と通商相始、貴國えは通商許さぬと申には無レ之、迚も通商相始候位ならば、土地隣接いたし、殊に信義を守る大國と交を結び度も存ずるなれ共、當今之場合、左樣には難二相成一筋有レ之間、暫く之間、相待候樣にと申事に候。

使節

一　御兩使は、重御役人と申事故、政府之命を不レ待、尋問二ヶ條之儀、此所に於て、取計も出來可レ致儀勿論に可レ有レ之、使節事は、全權之重任を請候故、今度之儀に付ては、何事も了簡次第に取計候儀出來致候。然るに御兩使に於ては、使節之申事承置れ候て、政府え被二申立一、御挨拶可レ有レ之筋にも候はゞ、諸事之御談判も無益に付、直に御老中方え御談判致候より外取計方無レ之存候。此御答承度候。

左衞門尉

筒井川路等權限

一　此度相渡候返翰は、自分共之返翰には無レ之、則老中之返翰に付、日本國內

に於ては、何れえ被二相越一候ても、右之外には別段の答方無レ之候。此儀會得も無レ之、彼是と申さるゝは、畢竟國土之違にて、義理人情も異なる哉。右返翰再應熟讀被レ致なば、其儀は合點も參るべし。抑某等兩人命を受て、此地に來り、使節と應接對話及ぶ趣意は、書は事を盡さゞる故、返翰は、其概略を申述、其曲節の細目に至候ては、某等より談話及んが爲にして、返翰外別段之論判に可レ及に非ず。乍レ併使節被二申聞一候趣旨は、得と承り、談判出來可レ致筋、夫々可二相答一間、廉々被二申聞一べし。

此よりして談判は、追々と具體的に進み行いた。

【九一】 第一回の談判 (二)

十二月廿日の談判は、尙ほ以下に續いてゐる。

露使通商談判進捗を求む

使節

一　御返翰眞文並蘭語飜譯をも合考致候處、吾國書翰に申述る境界を定むると、交易を開くとの貳ケ條既に御老中方には、御承引有レ之候に付、態々御兩使被二差越一候義と存候。右通商之議論出來可レ致儀勿論なるべし。

左衞門尉

一　返翰中何れの所に、通商許允之文段有レ之候哉。

使節

一　古例を取て、今事を律する事能はずと申文にて明白なり。

肥前守

川路肯ぜず

一　右の通り申聞るは、返翰之意解し兼候と相見候。既左衞門尉より粗申聞る如く、某等を此に下されしは貴國より大臣を欽差して、貴國の宰相より我國老中への書を贈、則其書は江府え達し、書中之意承り候。然るに其書之內、貴國の文字を以て書せられし方は、我國貴國の文字に通ぜず。讀得る事能はず。

漢文と蘭文は讀得て、其大意を知れり。然に、當今國喪漸畢り、嗣君繼業の典禮未だ行はれず。國事多端なる折柄に付、某等を遣して、使節遠海航到之厚意を謝し、且返翰委曲之語意了解可有哉否を知らざれば、書中盡さゞる所を申述る所にして、素より別儀に可ゝ及にあらず。そは既に返翰中にも云ふ所なり。此意了解あらば、某等可ゝ及二會議一次第も隨て明白成べし。

返翰明瞭了解を求む

露使通商解禁と解する

左衞門尉

一　返翰の意味、萬一解違ひ等有ゝ之候ては、不二容易一筋に付、猶得と熟覽之上、蘭語飜譯之意味、通詞共えも尋らるべし。且右等の廉々於て、疑惑被ゝ致儀も有ゝ之様に見え候。此度某等此地に來、使節と國事を談ずる之際、返翰之趣意に違ひ候廉々有ゝ之ては、重き罪をも得る事にて、聊たりとも相違之儀談ずべき筈無ゝ之、此所得と熟察あらば、疑も散ずべし。

使節

一　御返翰に、古例を取て、今事を律すること不ゝ能と有ゝ之、不ゝ能とは出來ぬと申事故、既に政府においては、外國通商の禁改められしと心得候。

左衞門尉

一　右一語を以見る時は、被二申聞一様にも相聞可ゝ申候得共、讀で後段に到らば、右取調はあるなれども、卽今治定致し難き趣意に可二相成一候。何ンの故に返翰に許允する事を某等彼是と申掠むべき。

肥前守

一　使節事は、國命を奉じ、事を調んが爲に來らるゝに非ずや。其承りたる事の調たるが能歟。又は調はぬ方能歟。

使節

一　再三尋問之間、御返翰之意は、其大略を了解致し候。然共今より三五年之時月を費なんこと、右様可二長引一事可ゝ有筋とも不二相聞一、既にアメリカ渡來以來、一ヶ年に近く、我當地え參候ても、最早半年にも及候。被二申聞一永年之間相待儀は、迚も難ゝ成、一二ヶ月之事にもあらば、兎も角も相待べし。

露使一二月延期承知

川路答解

左衞門尉

一　事には直ちに可ゝ成事と難ゝ成事とあり。此處能々辨別有べし。貴國には滿世界之事情をも探討し。悉辨別致し居らるゝ由なれば、素より我國風をも辨へ居らるべし。此所熟考あらば、我詞の僞ならぬ譯も明か成べし。

使節

一　日本之國風、外國と異なる事は兼て、承及ぶ所にして、答の成事と成ぬ事あるは、尤之筋に候。然れども當地滯船も永々相成候間、答可ゝ被ゝ及筋は、直に於ゝ此所答有ゝ之度、追々尋問及ぶべし。

三五年延期は我が好意的申入

左衞門尉

一　心得候。一體貴國は隣接の國故、是迄海外諸國之取扱方と違ひ、都て心をおかず、既に其船中えも相越、贈物をも致し、其方にても接待方等懇切を被ゝ盡故、心はおかぬ事に候得共、無ニ餘儀一筋有ばこそ、三五年をも相待樣申事なれ。其處推察熟考有べし。尤及ゝ答不ゝ苦筋は、答に及ぶべし。

使節

一　今般格別之御取扱相成難ゝ有候。尤國都出帆之砌、政府よりも、今般使節として貴國へ罷越上は、貴國の御法に背き不ゝ申樣申付し故、右申付之趣堅く相守、當地に數月滯船罷在候。右を以我心底をも被ニ相察一べし。扨政府書翰中之所願、且菜より追て差出たる書面之條件、逸々答承りたし。

返翰の曖昧

惟ふに老中の返翰なるものは、その文義に於て、頗る曖昧の點がある。露使が之に就て、誤解したとすれば、寧ろその誤解の方が、當然であるかの如く思はるゝ。

使節權限問訊

談判は尙ほ繼續してゐる。

左衞門尉

【九三】第一回の談判（三）

一　使節此度國命を被受たる大體は如何樣之事に哉。聊心得違之廉も有之樣に存ずる處也。抑某等命に依りて此地に來るは返翰中之曲節を盡すべき爲にして、書外之事柄には難及し。然るを使節心得にては、返翰は返翰、取扱は取扱と、事を兩樣に被致候。某等に於ては、返翰中之子細を會語する爲なれば素より答可及儀と、不可及答儀と有之間、答難及筋は、何國迄も答には不及なり。

使節

一　此度某使節を承り罷越候趣意、荒增政府之書翰に載るといへども、書翰は其概略を申述、其細目之條件は、某之口誼に附し候事に付、右之條件會議有度候。

肥前守

一　心得候。されども、追々申述る如く、書翰中に被載儀は格別別事を雖被申出、談判可相成哉否を知らず。其意之趣く所、先づ被申聞べし。

再び境界の事

使節

一　日本千島之內、南は日本、北は我國にて支配致し候。右之內エトロフ島は、往昔我國人住居致し來候處、其後貴國より手を入れ、貴國の人住居致候樣に相成候。當今日本にては、エトロフは、何れ之所領と被心得候哉。

左衞門尉

擇捉島所屬の事

一　蝦夷之千島は、不殘我國之屬島にて、元來名も蝦夷詞に候處、段々貴國より蠶食致し、名をも被附替候儀に有之、其後貴國のゴロウーインと申者、蝦夷地へ罷越候砌、規定を立、迭の國境を守り、ウルップを以、間島と致し候積、契約致し、其以來、エトロフ島えは、外國の者を不置、領主よりも番所をも差置來る所にして、素より吾所領なる所聊疑も無之候。

使節

一　ウルップ島は、百年前魯西亞所領なりしに、近來アメリカ人罷越、獵事致し、エトロフ島は、五十年前迄は、魯西亞人而已住居致し、貴國の人罷越居候儀

川路強く我領域を主張

無之事に付、右之心得方及尋問所に候。

左衞門尉

一　エトロフは、我國所領たること斷然として疑を容れべき所なく、古はカンシャツカ迄も、我國之所屬にて、蝦夷人而已住居致し候を、其後貴國の人據守する樣に成、夫而已ならず、カラフト南岸の地、我國所屬にて、是迄番所をも差置來候。一體使節心得方に不審すべき條々有之、貴國政府之書翰にも無之儀を、使節よりは色々と辯を加へ被申聞趣も有之候は、政府之意に非ざるべし。右體之儀、强而辯論及ばるゝは、貴國之所願をなさんとの儀には有之間敷、右樣之心得方に有之候はゞ、通信通商等之儀は、論判にも難及、是等よりして、我國人心之憤怒を生じ可申。併望乞ふ事を調度被存なば、追而之書面は相下げ候方には有之間敷哉。左も無之ては被申聞旨も、畢竟無益之事なるべし。

使節

一　ゴロウーインは元來我國政府よりの使臣にあらず。全自己之了簡を以、右樣之事にも及たる事なれば、今般之證跡には引用ひ難く、エトロフ之儀、品品辯論も有之候得共、今日之會議に難盡間、後會に治定之答承るべし。

左衞門尉

一　承屆候。

使節

サガレン島所屬の事

一　サカレンは、素々我國人住居之地にはあらず。先年アンモル（黑龍江）え我國之者罷越候處。彼住民共、我國え屬せんことを願ふに付、我主の命に依て、軍卒を差遣し、彼土を爲守候事にて、日本所屬之地え手出し等致候儀には無之、右境界聢と取極不申候ては、外國之もの通航之差障にも相成候間、境界相定度存ずる所なり。

此の如く談判は、愈よ北方境界に付き、具體的談判に進行した。

初度辯論

十二月二十日

初度辯論

一使節御役所へ呼出し、辯論有レ之、今日は平服、先方ハツテイラ三艘にて出る。筒持且音樂等無レ之人少也。席上へは六人出る。晝飯菓子扣所にて相濟候。船へ之案内も、手數に付斷申聞候由に候得共、此方都合有レ之間、程合申遣候。玄關上迄迎も無レ之つもり之處、式臺にて待居候由、右に付、爲彌迎に參り申候。九ツ時前出夕刻濟。

交易の件

一今日之辯談、昨日之返翰蘭語に相成候を、昨夜遣しに相成、古例取不能律と申事有レ之、左候得ば、交易不二相成一と心得、譯し候方にては左樣にも不二相聞一相聞、（原本ノマヽ）一時兩樣にとり、此論何分諭り不レ申。乍レ然相分り候と相見へ、先一旦引申候。又々晝飯濟にて、カラフト、エトロフ論有レ之。

境界の事

一エトロフ人住候事、政府より之申渡しにも無レ之住居候由、是は年月此方より相紊候處、昨年出帆後之儀にて申來り候由、右は外國より人植候ては不二相成一候に付、先に帝國より人差出し置候由、長く相成候得ば、追々住人相增し、引拂方相成兼候由、早ふ致し度、此境界之儀極度、船入湊二ヶ處も相極たし、松前邊江戸近海願度、長崎は不辨之由、此兩條否承り度、萬事三五年之處甚待がたく由、何れ明後日迄に勘辨、同日承り度詰出候段申聞、此方兩人急には挨拶とても出來がたく申諭し有レ之、今日は先々是迄にて濟申候。（大澤乘哲長崎日記）

川路等の態度

川路等は頗る强硬の態度もて、露使に接した其の開港貿易に就ては、其の所說聊か糊塗、曖昧なりしも、境界論に於ては、甚だ明白にして、斷然たる態度を示した。

左衞門尉

邊境軍卒撤退要求

一　カラフト之內、我國所屬之地え手を附候儀には無レ之哉。然る時は追て差出候書面之趣と趣意違ひたり。右は貴國之所置に寄、我人心之氣配に相拘り候筋に付、其次第に寄、某等如何樣辯論するとも、取扱向更に出來可レ致儀共不レ被レ存、同島之儀抔、右之通に相違無之候はゞ、猶更之儀、追て之書面は下げられ候方に可レ有レ之、既に貴國書翰にも有レ之候通、貴國に於ては、別に新地を得るに念なき由なるに、隣國の邊界え新に軍卒等被二差置一候ては、我國人心之動靜に相拘候間、右軍卒は、早々引拂せ候樣致さるべし。右之通異心無レ之事に候はゞ、

追ては取扱方も可レ有レ之候得共、返翰に申述ル通り、蝦夷地境目之儀は、其所を守ル大名え申付、取調方爲レ致、命を受候大名は、書物繪圖等得と吟味いたし、申立ル儀故、色々手數も相懸り、急速碇との取極は難レ致、扨使節限り之物語有レ之候。追てカラフト島にて、境界を定むる時に至りては、兩國之住民日々面を合せ候樣相成故、迭ににらみ合ふて計も居られぬ事故、其節に至ては、互に懇意にも可二相成一なれども、當今より碇との沙汰には及難し。

露國守備兵派遣の辨

使節

一　我國政府之書翰は、某差出候書付と、趣意相違有レ之は、餘儀もなき次第有レ之、最前使命を請、國を出し時は、右書翰之通之儀に候處、其後本國より書狀差越、外國之者共サカレンを窺窺致し候勢ひ有レ之、打捨置難く、守り之者を差遣候。尤日本との境界碇と相分り候はゞ、守り之者は、早々爲二引拂一べく旨申越候に付、此談判を取分ケ差急キ、今日及二談判一所に候。

左衞門尉

書狀差出を要求

一　得と取調之上に無レ之候ては、治定之挨拶には難レ及けれ共、カラフト一條に於ては、彌右之通に候はゞ、疑心氷釋いたし候。尤右之趣に相違も無レ之候はゞ、書面にて被二差出一べし。然る時は、貴國を疑居候我國人の心の解る種とも可二相成一候。

使節

露使樺太境界決定申出

一　使節一旦申候事は、更に替り無レ之候。併書面を欲せられ候はゞ、書面をも可二差出一、尤カラフト島、南は日本、北之方並に中土之分は、多く魯西亞之所領に相成候に付、早々その取極致し度候。

左衞門尉

川路の延期說

一　被二申聞一候趣は、相分り候得共、我國封建之治メ故、右土地人民共、其大名え預ケ被レ置、其大名え申付、取調方爲レ致ねばならぬ譯故、取調而已にも、餘程之年月を費すべく、既に返翰中にも三五年と申述る所なり。

使節

露使急速決定申出

一　三五年待居候事は、決て相成難し。其譯は右土地え遣置候人、追々右土地え居馴染、永住之心持にも成り、且我に從ふ者相增候はゞ、土地も廣まるべければ、其節に至り候ては、勢ひにおゐて、引拂候儀難二相成一儀に可レ有之候間、當節是非右之談判および歸帆之砌は、直に彼地え立越、於二場所一立會、諸事之規定取極、外國人窺窬之心を斷ち可レ申候。

左衞門尉

一　一同打合之上、挨拶及ぶべし。

露使二所開港要求

使節

一　追々申立候通、隣境を接し候事にて、御國地近邊度々通航をも致し候に付、薪水を取候爲に、御國地に我船入津之湊無レ之候ては、差支候。其譯は密賣買之儀、我國嚴禁に有レ之候處、所々え勝手に船を付候樣にては、必ず右之憂ひも有レ之譯に付、右之湊、江戸近海にて、壹ヶ所、蝦夷地近海にて壹ヶ所取極有レ之度、長崎は廻り路にて、不都合故、不レ好候。此答後會に承度候。

左衞門尉

一　其節可レ及二論判一候。

使節

談判覺書の事

一　右湊之儀、蝦夷之內にて、一ヶ所、松前邊にて一ヶ所は、早速取極無レ之而は、軍船商賣船等度々致二往來一候處、差支に相成候間、吳々も早々相定度候。右等委細之儀は、明後廿二日、猶可レ及二御談判一、尤御懸合之際通辯之相違有レ之候ては事を誤可レ申に付、手覺書致し置、及二御談判一候積、御挨拶も書付に致し被レ置候樣に致し度候。

左衞門尉

我が受身の態度

一　心得候。

以上にて、第一回の談判は了つた。此の問答を見れば、兎角日本側は受身にて、何事も申し譯やら、辯解やらにて、露國の方は、攻勢を取りて、步一步、我に向て迫り來りつゝある態度が分明だ。されど筒井にせよ、特に川路にせよ、當時に於ては、

得らる可き最善の談判委員であつたであらう。

【九四】 第二回の談判 (一)

第二回談判開始

十二月(嘉永六年)二十二日、第二回の談判は開かれた。川路の日記に曰く、

今日七ツ半(午後五時)時まで、及議論。魯人大に窮し候而、來る廿五日までの日延相願たれども不承届、明後廿四日可能出旨申遣し候。されども甚六ヶ敷事共を申候而、一時のかた附無覚束、尤カラフトは、書面迄可差出旨申立る。とある。其の談判筆記は、前日のものを繰り返したる點も少くないが、然も當時彼我の態度を察するには、最も重要の資料なれば、繁を厭はず、茲に掲ぐるとする。

丑(嘉永六年)十二月廿二日對話

樺太守兵撤退の事

使節

一 一昨日(參照 九〇―九三)之御挨拶承度候。

左衞門尉

一 カラフトを半分に引分、貴國より被差置候軍卒守兵は、境界相分次第可被爲引拂との儀に於ては、一昨日被申聞候通に可有之、ヱトロフ之儀は、其砌申述ル通に而、存寄も有之間敷候。

五十度線境界に就き

使節

一 カラフト之儀は、一昨日申述候通、守兵は外國人之窺窬を絶んが爲にして、日本所領え對し手出致候儀には無之候間、談判次第、右守兵速に引拂はすべし。

左衞門尉

一 カラフト境界五十度以上之處を以、半島に引分候積候哉、此心得承度候。

使節

一　日本之人住居致し候場所は勿論、日本之役人衆被二相越一候場所は、中々以我國之所領とは不レ存候。

左衞門尉

一　我國之者住居、又は往來致し來候と計にては不慥に候、昔我國人全島を（アニワ港露守備兵に就き）も見廻り、且度々アンモル河（黑龍江）邊えも往來致し、其餘漁業に付ては、海邊何れ之地えも、罷越事故、其境慥ならずしては、追て爭論之基とも可二相成一に付、夫等之心得方得と承たし。

使節

一　カラフト島アニワ港へ近頃我國之者罷越及レ見候處、日本之人纔二十人程住居致し居、右場所は、尤外國にて相伺候樣子も相見、甚掛念に存ずるに付、我國より防守として軍卒差遣置候儀に有レ之、日本所領に相違無之趣相分候はゞ、早々引拂はすべし。乍レ去兼ても申候通、其所に居馴染候樣相成候ては、容易爲二引拂一候儀も難二相成一勢に至候事故、急速之取極を希ふ所なり。

左衞門尉（日本國人西洋嫌忌に就き）

一　被二申聞一趣、尤之儀に付、某等に於ては、飛立程にも存ずるなれ共、右は京師え奏聞を經、其地の大名え申付、取調方爲レ致候儀等に、彼是三五年之時月も可レ懸と存候。扨我國人大半は、西洋諸國之事體に不レ通、西洋之人といへば、虎か熊（一本には鬼かばけ物とある）之樣に存じ（一本には忌嫌とある）候者而已多く、扨々困り候事に候。我等抔は素より西洋學をも心掛居、決て右樣には無レ之儀を、相辨居なれ共、某等兩人（筒井と川路）の口を以、衆人の惑をば解難き事に付、貴國今度之仕向方に寄、貴邦は信義之國なる譯も、國人心付べき所なれば、使節實義之所置有レ之度存ずる所なり。

（露使概略決定を欲す）

使節

一　境界巨細之處は、其場所之大名並官府之役人中立合御取調之上に無レ之ては、難二相整一儀勿論に可レ有レ之候得共、概略之規定取極不レ申候ては、衞卒之進退にも拘り、難二捨置一筋に付、何れにも此所に於て、荒增之取極は致置、貴國之來春

二、三月頃、双方場所え立會之上、取調方致すべし。

川路取調を約す

左衞門尉

一　尤之事なれども、右土地は、某等素より不レ存所なれば、如何ンとも論判難レ致次第有レ之、挨拶にも難レ及候。尤半分に引分候積、被二申聞一候儀に付、右心得にて取調方致さすべし。併右は全我等之了簡迄にて、素より政府之差圖には無レ之候間、追て取調之上は、如何樣之挨拶可二相成一哉は難レ計候。

露使主張

使節

一　近來我國之者差遣、全島爲二見廻一候處、日本の人は纔計、南岸之地に住居致候迄に付、半島とも難レ申、其上島之中央より日本之方に當り、新たに石炭山を開き候事故、右場所は素より日本之人不レ居所故、旁過半は魯西亞所領と心得居候。

樺太石炭山の事

（朱書）本文之通、石炭山有レ之候儀を曾て不二承及一候處、既魯西亞人見出、相開候程之儀にて、右之樣子にては、エトロフ島之儀も、如何相成居候哉、掛念仕候。

松前伊豆守領分と相成候ては、公儀御用地之節と違ひ、案外なる事共抔可レ有レ之も難レ計と深心配仕候儀に御座候。（按ずるに此の朱書は筒井川路等が、此の談判顚末を老中へ報告するに際し、其の所見を添へたものであらう。）

境目度數の事

左衞門尉

一　度數何程迄之所を、所領と被二心得一候哉。

使節

一　度數之儀は、口上にては難申述、地圖を以取極候はゞ、相分可レ申、尤境目巨細之儀は、其場所に於て、不レ紛樣、證跡を立取極可レ申候。

全く受太刀

樺太境界論に於ては、我は全く受太刀の姿であつた。然も其の現狀さへも我は詳悉し居らず、彼の言にて、新事實を知りたる程なれば、我の不覺以て察す可しである。

【九五】 第二回の談判（二）

左衞門尉

一　返翰中に書載候通、卽今之取極は迚も難ㇾ致、尤證據を以境界取極度との儀は、則圖籍を按ずる之譯に付、同意に存ずるなり。此處能く被ㇾ聞候へ。某等身分にては、供之者をも多く召連候事故、此處より江戸え歸るにも、六十日程之日合も相懸り、且江戸よりカラフト迄罷越候には、夫に倍し候多く之日數も相懸る事故、中々以早速之間には合ひがたく、尤見分之者をば、自分共歸府之上は、差急ぎ、夫々之手數を經、其模樣に寄、急ぎ可ㇾ差遣ㇾ哉にも候得共、右之通軍卒等被ㇾ差置、嚴重守備被ㇾ致場所え、我國之者差遣候はゞ、必定爭論をも起し可ㇾ申歟。右にて兩國之爭端を開き候樣之儀有ㇾ之候ては、折角之談判も無ㇾ詮事に相成可ㇾ申、此儀使節におゐては、如何被ㇾ心得ㇾ候哉。且又我等共罷越候節は、猶更日數も相懸、其上旅館之手當等をも、新たに致し候儀に付、容易之譯には無ㇾ之、

我が境界取調暇取の理由

取調委員紛擾の恐れ

是我等が僞ならぬ事、推て知るべし。

使節

一　貴國より御見分之者被ㇾ差遣ㇾ候節之御心遣ひは、御尤に候。我等此地え召連候蒸氣船、彼地え差遣し候には、日數十日にて可ㇾ至、外船にても二十日には到著可ㇾ相成ㇾ候間、右之趣は、彼地え差遣置候役人え早々申遣、貴國御見分之者え對し、決て手出等不ㇾ致樣急度申付可ㇾ置候間、聊右等之御懸念には不ㇾ及候。

右に就き露使の辯

左衞門尉

一　かく及ㇾ對話ㇾ候上は、使節其外異心無ㇾ之趣、明白に相分候得共、我國之役人差遣、日本流之武士かた氣を出し、其邊立廻らせ候はゞ、如何樣之間違可ㇾ有ㇾ之哉も難ㇾ計、左候得ば、使節之實義も空敷相成可ㇾ申候間、右等之懸念無ㇾ之爲、態と小人數にて可ㇾ差遣ㇾ と存ずる所なり。右差遣候者之安心之爲、且は爭端を防候爲にも相成候間、使節より書付等差出置候樣致度候。

書付請求

使節

一　兼而彼地え差遣候者には、貴國之人え對、聊無禮無之樣嚴重申付置候事に付、懸念被存候儀は、毛頭有之間敷候へ共、御好に候はゞ、如何樣之書付をも可差出候。

左衞門尉

小人數差遣の理由

一　小人數にて差遣候は、爭端を引出さん事を慮る所以なり。尤是は一ト通見分迄にて、境界取極め之使にては無之間、其段も兼て被心得べし。

使節

擇捉壞堺の事

一　承り候。右島之儀、追て境定之節に至、證據さへ有之候はゞ、夫丈けは、いくらも貴國え相返シ可申、且守兵差置候段も、右場所を取候譯には無之候間、吳々右之趣に可被存候。

一　エトロフ之儀、元來魯西亞人而已住居致候處、其後に至、日本之者罷越住居致し、當節にては、魯西亞人と日本人と半ヅヽ、住居いたし候間、是又半島を分ち境を定可申哉。

（朱書）本文之通、魯西亞人申立候得共、信用難成儀に付、右に不拘談判は仕候得共、エトロフ島迄も、場廣之儀、松前伊豆守方にて見廻方不行屆、魯西亞人共住居之儀を不相辨儀可有之哉も難計と奉存候。

左衞門尉

川路の主張

一　夫は心得違と存候。一體蝦夷千島之儀は、我國古記錄にも相見、其上エトロフは、斷然當時我國之所領之處、右樣不筋之儀被申出候ては、迚も談合も取扱も難相成、此上は談判は無詮事なるべし。

川路等の懸念

惟ふに朱書にもある通り、エトロフ島の事を持ち出されたのは、川路等に取りても、全く意外であつたらう。乃ち彼は、外豪語をなしつゝも、內實は露使の申す如き事實あるも料り難しと、掛念したのであらう。

擇捉住民の事

使節

一　當時エトロフには、あいの計住居致し、日本人住居不致樣に相見候。

左衞門尉

一　あいのは、蝦夷人之事にて、蝦夷は日本所屬之人民なれば、あいの居候處は、則日本所領に候。

使節

あいのエトロフ之内、諸方に住居致し候内、魯西亞に屬し候者も、日本に屬し候者も有レ之。同島北之方之あいのは、魯西亞支配にして、日本之所屬にあらず。此を取極度存ずる所なり。

露使申分の有利

事實は寧ろ露使の申分が有利である。然も彼は實際の見聞に原き、我は凡上の空論を以てす。其の論鋒の利鈍は、言はずして知る可しである。

【九六】第二回の談判（三）

左衞門尉

川路擇捉の日本領主張

一　右は若ウルップ島之間違には無レ之哉。エトロフに候はゞ、挨拶にも難レ及事也。同島我國之所領なる事、斷然疑もなき處。右樣之議論有レ之候ては、其餘之談合難二相成一、貴國ゴロウインは、全私之事之由に被レ申候得共、既我國之高田屋嘉兵衞と申者を捕、カムシヤツカえ連參候程之事故、强而私之事とも難レ申歟。

使節

一　ゴロウインは、境界を定候使には無レ之、測量之爲、政府より差遣し候所なり。

左衞門尉

一　エトロフ境界之儀に付ては、文化年中、爲二取替一之書付も出來致し候處、貴國より受取之者、不レ被二差越一故、夫切りに相成たり。此一條に付、段々被二申聞一趣、畢竟不筋之申分には有レ之間敷哉、一體貴國には、兩國之民之爭論を慮られ、態々使節被二差越一候に付、我等不肖ながら命を受て、品々穩之懸合にも及び候處、右樣不法之申分有レ之候ては、談合難レ及候。此所得と勘考あるべし。

露使大阪開港を主張

使節

一　右境界之儀は、御諭に寄、猶勘辨之上、後會に可㆓申述㆒、貳ヶ所之湊を開候儀、江戸近海にて、萬一差支候はゞ、大坂にて相開度候。壹ヶ所は松前又は箱館地方にても可㆑然候。

〔朱書〕大坂に於て湊を開き度との語意勘辨仕候處、同所之地形等も得と相辨へ居、兼て心懸居様子も相見候間、右御用心有㆑之候方哉と奉㆑存候。

此れは川路等が、當局者に向て、注意の朱書だ。果して大阪の開港は一轉して、兵庫開港の問題となり、幕府の終期まででも、面倒の大問題を惹起した。

露使急速決定主張

一　通商許允に數年を經候との儀、決て左樣之筋は無㆑之筈に候。尤巨細之取極には、時月をも費し候儀勿論に候得共、假に取極方致し候迄は、只今にても相成可㆑申候。

一　貳ヶ所湊之儀も、取極無㆑之ては、薪水食料乞候爲め、御國地諸所え滯船致し、其所之煩勞をも生じ候は勿論、密賣買之患も、出來致し可㆑申候間、早々取極

川路依然延期說

有㆑之度候。

左衞門尉

一　夫は氣之短き仕方と存候。追々申聞候通、彼カラフト之境界相定り候上は、互に人民往來をも可㆑致、我國地境之續きたるは、貴國而已故、其節に至り候はゞ、何と歟取計も可㆑有㆑之處、氣之短き所置有㆑之候ては、可㆑成事も却てならぬ樣に可㆑至候。

露使通商境界不可分論

一　又一事申述候。今般貴國え我々重臣をして應接せしむる趣、イギリス、フランス等にて承り候はゞ、必定種々之詰論をも生ずべけれ共、右等は隣接には無㆑之故、一と通之取扱にて濟し置なり。只貴國に限り、手厚之御取扱も有㆑之候儀、此處能々勘辨熟慮あるべし。

使節

一　御諭之趣は承知致し候。乍㆑去通商並境界取極之二ヶ條連續致し不㆑申候ては、難㆓相成㆒譯有㆑之、勿論成丈ヶ御政府之御趣意も承り可㆑申候間、使節相願候

條件も、成丈け御立被」下候樣仕度候。

左衞門尉

川路尙延期論

一　承り候。又一條申談ずる儀あり。通商之儀、魯西亞に限り候儀にも候はゞ、兎も角も取扱方も可」有」之候得共、イギリス、フランス、アメリカ等よりも、同樣之申立有」之、其上魯西亞軍艦通航等之申立に寄、其申旨に隨ひ候樣相聞候ては、右國々よりも同樣之儀申懸ルは必定之儀、其節挨拶方も無」之差支に相成候。得と考へ見られよ。夫よりは穩に相待居候はゞ、外國え之響きも無」之、全く隣交之譯にて、別段之取扱にも可」相成」哉も難」計歟。

川路亦能く辯ず

流石に川路も能く辯じてゐる。彼の目的は只だ延期にあつた。三五年の延期さへすれば、其後は兎も角にもとのことにて、專らそれにのみ力を竭した。而して此れが老中返翰の主なる目的であつた。

【九七】第二回の談判（四）

露使通商利益論

露使は更らに進んで、通商貿易が其の國を利するも、決して害するなき旨を說いた。

使節

一　御返翰にも有」之候通、外國々より通商之儀申出候を、深く御懸念有」之由に候得共、此儀更に御厭ひ有」之候儀には無」之、西洋諸州にては、通商を以其國を富し候事は有」之候得共、通商を以國を害し候儀は不」承及」候。其譯猶申述べし。

川路反對論

左衞門尉

一　先づ我等一言申聞度儀有」之、我國は西洋諸國と違ひ、自國之者外邦え到候儀は無」之、坐して外邦之船之到るを待故、異國通商は國之痛に相成、益には相成不」申、尤是は貴國え對し、申述候には無」之、自餘國々を以申所なり。

使節

露使通商効能論

一　通商利益之儀に付ては、色々之談話有レ之、商賣交易之道は、其國之直安之物を他邦へ遣し、他邦之直安之物を持歸、自國にて貴く賣事に而、其利益不レ少、我國カムシヤツカは、鹽拂底にて高價故、他國之鹽を高價に買受候得共、其代りには直安之魚を遣し候事に付、互之利潤とも相成事に候。

左衞門尉

川路の反對論

一　右道理も可レ有レ之、乍レ去又一事之物語有レ之候。昨日某等に贈越されし品々抔は、好み之品故、寒氣を凌ぎ候衣に替ても買求度も存ずるなれども、右躰高價之品を以、財を費し候事は、扨々困り入候事と存候。

肥前守え燭臺付大姿鏡一ッ、切子大菓子入一對、女日傘一ッ。左衞門尉え星學用置時計一ッ、黄硝子菓子入一ッ、女日傘一ッ。土佐守え金緣角鏡一ッ、盆付銘酒器一組、瓶貳ッ、コップ貳ッ、女日傘一ッ。中村爲彌え置時計一ッ、花瓶一對。菊池大助え百合形硝子鏡一ッ、銘酒器一揃、此以下えは贈物は無レ之候。

使節

ギヤマンの効能

一　昨日差進候品之儀に付、右様之御挨拶承り、面目に存候。扨交易品物之儀、山丹之地は、良材多ク、直段格別安き事、貴國之紙、魯西亞之ギヤマン之下直なるが如し。一事を申候得ば、貴國にて障子に紙を用、紙は直安故、便利之様にも相聞候得共、損じ易く、ギヤマンは、手重之品に候得共、保宜故、畢竟ギヤマンを用候方益あり。此外右様之品數々有べし。

左衞門尉

一　是一理とも可レ申歟。

使節

露使又急速決定を求む

一　扨御諭に、追て境界を定候時に至り候ては、互に睨合ても居れぬ故、遂に親しく可二相成一と御申に候得共、既に今日箇様に及二御對話一候も、畢竟隣國之好を以、かゝる御取扱にも相成候儀に有レ之候。左候時は所願之條々追て之事に不レ被レ致、早々御取極被レ下候はゞ、於二政府一も難レ有存べし。

一　猶申立度存ずる條々は、書面を以、申述べし。

露使獻上品

尙ほ露使は、將軍へ左の如き獻上物を差出した。

當國使節之者、先格に見合、本國之土産持越し候を、恭しく貴國之大君主え獻上仕度候故、何卒兩所之重き御役人御受取、江戸表え被差送、名代に大君主之御前え御獻上被下度相願候。返々も御恩待にて、柱て御受納之程奉願候。

獻上物目錄

四角之大鏡一面

姿見鏡三枚續之物一座

外廻り金流置時計一座

大花毛氈一枚

小花毛氈一枚

桃色ギヤマンの花瓶二座

金絲織之錦二疋

以上

談判は尙ほ爾後までも、持續した。

十二月二十二日差出布恬廷款待謝禮の狀和解

十二月廿二日獻貢物仕候節、相添差出候書面、是は入用無之書に付、遣達も不致、海防掛御目付衆へも未差出不申候事。

貴國の大君主より、拙者共え厚御恩待被成下、種々結構之御品を賜り、又御料理をも被下置候儀、於筋合御禮可申上筈に候夫故兩所之重き御役人江、右御禮を御取次被仰立被下度奉願候、尤拙者儀も、本國大君主之待わび居る所江可申立候。最早貴國に而、異人御扱右樣御手厚之段及承知候はゞ、定而滿悅可致儀と被察候。將又重き御役人方御來會、叮嚀に被取扱、御實意に被爲在候儀も於筋合御禮可申述譯に付、因而御用懸兩所之重き御役人江及御懸合候。（崎陽對話）

【九八】 ポシエットの書翰

露國使節は、其の和蘭語通譯海軍中佐ポシエットの名を以て、十二月廿日附にて、二十三日を以て左の書翰を提出した。

日本政府重御役人樣方へ

書翰本文

第一　ガラーフ（官名ー案ずるに伯爵）ネスセルローデ（人名ー案ずるに露國首相）の書翰御答之漢文中に、日本當時之振合にては、舊法に歸著難ㇾ成と之儀に有ㇾ之候。爰ヲ以使節辨知仕候は、日本政府彼是にて、外國通商御禁止之法度難ㇾ存、依ㇾ之日本政府魯西亞國との貿易御差許に相成、尤其始起、格別御差延之儀に有ㇾ之候。隨て使節相願候は、日本重御役人方、此義書面にて御取究相成度候。

境界取定の事

第二　日本政府ヱトロフ島所領之儀、分明に有ㇾ之候哉。此島往時初て魯西亞人見出し、千島之全州魯西亞國所屬に有ㇾ之候。

第三　カラフト島は、アイノ人住地にて、其南方は纔之日本人住居いたし候。

暫定開港要求

近來アニハえ魯西亞人巡行之時、日本人只二拾人見受候。此人民守護之爲、且魯西亞人と日本人之間に、外民之住居を防候爲。此南方を魯西亞人領知いたし候。

當節之御取扱中、境界何之地迄日本所屬に候哉、御定に相成、追ては其土地に双方より吏役差遣し、見分可ㇾ相成ㇾ候。右振合を以て、カラフト島、魯西亞國と日本之堺相立、日本之地に魯西亞之人民住居有ㇾ之候時は、引退候樣可ㇾ致候。尤此住民繁蔓いたし境界之取究、延引致候に隨ひ、其儀六ヶ敷相成候。

第四　通商一件御評定に付ては、御政府數多之年月相掛候趣に候。通商規定之細御取極之儀は、極て多分之時日可ㇾ相掛候。然るに右諸事前廣御差極之儀は、急度難ㇾ相成ㇾ候。是等之儀は、練磨に相拘候。依て日本政府此多分之年月を以て、其事を御差延、其儘御捨置之思召に無ㇾ之實以御取扱之儀に候はゞ、外民通商之一件、分明に御差極可ㇾ然候。先御試として、我等之船々之爲、湊一二ヶ所、當座之規定にて御開、追て事治定之上、御改革可ㇾ然候。

鎖港の不利益

右に付二港御開之儀肝要に候。其一港は江戸近方に於て、日本政府と之駈引辨利之處、今一港は松前島に於て、魯西亞所領近邊に可ㇾ然候。但此港は通商且商船軍艦之爲必要に候。

右に付、何等之御推辭可ㇾ有ㇾ之哉。當時大洋航通、魯西亞軍艦之外、カラフト島え出張、一手之海軍、其餘商船共近海往來いたし候。若是等之爲、港御定不ㇾ相成ㇾ候時は、軍艦諸港に修理、薪水食料之爲、輻輳候。尙商船は品物を賣買致し、御嚴禁有ㇾ之候共、密買難制可ㇾ相成ㇾ候。

右に付、當節二港御差免、交易之品物持渡候義、不ㇾ可ㇾ然候哉。第一右樣聊之商法は、此度御取極可ㇾ相成ㇾ廉に有ㇾ之、此義は差たる事にも無ㇾ之候。尤通商一體之儀は、追々御取極可ㇾ相成ㇾ候。曆數千八百五十四年第一月（魯西亞六日、和蘭十八日）（嘉永六年十二月二十日）　長崎において、使節之命に依て名前相記候。

船將次官

ホスシエト（人名）

川路の右書翰受取

以上の書翰は、露使側の申分の要領を盡してゐる。而して此の書翰に就て、川路の日記には、左の如く誌してある。

廿三日晴、宅（長崎に於ける川路の寓所）にて寄合いたす。魯人より書面差出す。昨日之こと、みな破談同前なり。其情、公事出入と少もかはらず。昨日屢詞屈たる故なるべしと人々笑なり。

川路等の功勞

川路は此の如く、自分等の理窟もて、露使を屈したりと書くも、露使側に於ては、却て其の反對に考へたであらう。何れにしても事實と道理とは、露使側に強く且つ多く、川路等の方に少く且つ弱くあつた。それを兎や角大なる破綻を生せず、大なる樞樓を出さずして其の談判を繼續したる所に、川路等の功と勞とは存してゐる。

第十八章　日露代表者の談判(二)

【九九】第三回の談判(一)

第三回會談開始

十二月廿四日には、茲に第三回の談判が始つた。それに就て川路聖謨は、斯く記してゐる。

廿四日晴、西御役所にて、魯人と正五時(午前八時)揃にて、對話いたす。魯人辭届し候て、いろ〳〵と遁れ辭を申、日延之義申立候。明日之義は、用捨申聞候て、日延、明後日九ツ時(正午)罷出度申之に付承置候。

此にて見れば、如何にも筒井、川路等が露使をやり捲つた樣だが、事實果して如何。請ふ左の筆記に徵して之を判斷せよ。

丑十二月廿四日對話

肥前守

廿三日書簡の駁論

一　今日も被二能出一御太儀に候。昨廿三日、書面を以被二申立一候趣一覽致し候處〔參照　九八〕兎角書翰之意味了解致されぬことゝ相見候。一體貴國より申越るゝ趣は、無二餘儀一譯有レ之故、追て挨拶に及候積り、尤其書の不レ盡處は某等承り て談判致す儀に付、返翰之意味了解あらば、兎角之申立は有レ之間敷處、再應被二申聞一候趣も有レ之候は、返翰之趣意全了解無レ之故と存候。古例を取りて、今事を律することあたはずと申語なども、能讀候得ば、被二申聞一候通りには不二相成一候。返翰之意味は、如何樣會得被レ致候哉、一と通承度候。

露使辯解

使節

一　御返翰寫蘭文譯をも御渡之處、辭には少々之異同も有レ之候得共、彼是を合考致し、其意解し得候間、昨日之書面差出し候儀に候

肥前守

一　全文を解し得候はゞ、昨日之如き書面は難二差出一儀に可レ有レ之候。詰り候處、返翰之趣意、昔と今と時勢は違ひ候得共、取調方手間取事故、無二餘儀一其意を申

川路又延期論

述る所にして、既に是迄左衞門尉より度々如二申聞一候。某等此地に來て、使節と及二對話一趣意を辨兼られしと相見候。

左衞門尉

一　使節に於て、急がれ候は、尤之儀にて、此方にても早く事を決著致度存ずることは同樣に候得ども、左樣には難二相成一子細有レ之候故、相待候樣にと申事に候。扨我々不審敷存る儀あり。物語致すべし。貴國コロウイン我邊疆に至りしより既に五十年に至り、貴國之人我ニトロフ島え來り、シヤナ之會所を亂妨致候よりも五十年に相成候。右樣五十年餘之時月絶て音沙汰もなく、氣を長く致し被レ居候國に有ながら、此度渡來申立之廉々急速に調へねばならぬなど被レ申候儀、何分合點不レ參候。

露使急速請求の理由

使節

一　此節之時勢五十年前の如くに候はゞ、急ぎ候儀も無レ之候處、當今難二延置一次第有レ之、不レ得二止事一急ぎ事を計る所にして、餘之譯あるにあらず。先蒸氣船を

以、御勘辨あるべし。右船發明以來常船の三分一餘之迅速を得るは、是世界之一變に候。近來日本沿海異國船往來之繁きを以ても推察有べし。遠路も近く、世界もせばまり候道理にて、事を難延時世と存候。此上政府書翰之儀に付、追々申述候儀有之候。御聞可被成候。

一　何事をも相待候樣御申聞、延被置候樣にては、其內追々外國之者も渡來致し、色々申候儀可有之候。然る時は、猶更御煩敷事出來可致と存候。

左衞門尉

一　兎角返翰之趣意解違ひ等有之候ては不容易儀、殊に諸事之論判も難出來候間、先一と通り返翰之意味會得被致候處承り度候。

日本返簡の意味に就き

使節

一　再應及熟覽候處、漢文之意味にては、御返翰に認め無之事は、各方御差越、此地に於て御取扱被下候儀と存候。然るを御返翰外之儀は、御取扱不相成樣に被御申聞候ては、少々趣意違ひ候儀と存候。

左衞門尉

一　返翰之趣意に違ひ候事決て無之候。某等命を受、來て書翰に不盡所を申述る所にして、書外之意に涉るべきにあらず、老中よりの返翰は、則上意を受て認し處に候。命を受て其事を取扱ふ人臣の場合、聊たりとも其事を違て可相濟哉、使節之身に取りても熟考可有筈なり。

日本返簡の曖昧

川路は最も善く辯じてゐる。されど書翰其物の意味が、頗る曖昧の點ありて、露使が此に就て彼是疑惑を生じ來つたのは、寧ろ當然と云はねばなるまい。

露使又急速論

【一〇〇】第三回の談判（二）

使節

一　昨日委細書面を以〔參照 九八〕心得方申立候處、右之御答は無之、只御返

翰之趣意のみ御諭しに候得共、一體五十年前と卽今と、時勢之違有」之、取急ぎ候事に候。先我國書翰之意味、得と不」申述」候ては、趣意不」相分」候間、先可」申述」候。

左衞門尉

一　可」承候。

使節

露使國書說明

一　貴國二百年來外國之交りを絕、獨國を鎖して海外に獨立せられ候故、異國之事體に通じ給はず、隨て武備も弛み候樣相見候處、外國は追々相開け、武事鍛鍊致し、軍陣戰鬪之器械悉く精利を極、航海之術は勿論、船製作等巧妙を極候故、先一事船之上に而申候へば、貴國之船數十艘有」之候共、異國軍艦壹艘には難」對、且貴國沿海之御固に至りては、砲臺其外之御警衞向、長崎湊を以第一嚴重之所と被」致候由に及」承候處、今般一見致し候へば、フレカット船を以押破らんに聊難き事可」有」之とも不」相見、其餘太平打續全國御武備御手薄にて、甚以懸念仕る所に候。依ては都ての軍器等西洋風に被」爲」倣、武事專ら御修

日本武備薄弱の事

飾無」之ては、難」相叶」時勢に有」之、吾國海外に於て、餘り負をば取不」申國柄にて、既に貴國と隣接と相成候間、萬一之節は、互に助勢致候積り、我主之願ひ存ずる所に候。

一　只今申上候儀詰ル處兩國之和親を存候に付、心底を不」殘、有之儘に申上候事に候。尤右之趣書面に致し可」差出」候。是より以來日本國之御武威彌盛に相成魯西亞國も同樣にて、互に和親致し、末永く兩國之安穩ならん事、深く希ふ所に候。右書面御熟覽之上、御挨拶承度候。

左衞門尉

一　承り候。書面一覽、勘辨之上追て可」及」挨拶」候。

使節

蒸氣船の發明

一　近來蒸氣船發明致候後、世界之模樣一變致し候。右船は風之順逆に不」拘迅速に海上往來致し、たとへば外國にて、順風三四日路之處は、蒸氣船は逆風にても、右日合を以通船相成、辨利に付、此頃諸國にて常船蒸氣船等分に打立

世界の接近

候樣に相成候。是を以懸隔候國々も、互に近く相成候儀を考へ給ふべし。世界之國々互に近く相成、異國之船々往來繁く相成候に付ては、薪水食料を求め候爲、是非御國地へ立入可レ申、且石炭は蒸氣船必用之品に付、是又御國地に於て求め候はねば難二相叶一候。扨又軍陣之器械古に引競候ては、逐々精密辨利を極候樣に相成候。貴國にも御備無レ之ては難二相成一時世に付、御入用にも候はゞ、蒸氣船軍船は勿論、大砲其外之軍器いくらも差上可レ申候。

左衞門尉

一　心得候。右は政府之指揮に可レ有レ之事に付、只今何共難レ及二挨拶一候。

使節

一　此度格別之御取扱有レ之候段難レ有奉レ存候。乍レ去御禮遇許にて、實事無レ之候ては、迷惑仕候間、申立之事柄すゝみ行候樣懇願致候。

左衞門尉

一　尤には候へ共、右樣被二差急一候樣には參間敷候。尤貴國之仕向方に寄、我國之打和らぎ候事も可レ有候。又仕向方に寄、我國之者志を一致にし、命を捨て働き候樣相成候ては、使節之功も空敷可二相成一候間、此處篤と熟考有べし。

川路尙々延期說

流石の辛抱強きプチャーチンも、此處に至りて、愈よ其の本色を發揮し來つた。彼の言々說々、悉く日本の現狀を洞見し、其の弱點を指摘して剩す所がない。斯る當面露骨の直言を聞きては筒井、川路等は坐に堪へざる可き筈なるに。左程感動したる模樣談判筆記の上に見えざるは、聊か訝しき次第と云はねばならぬ。此れは果して實際感動しなかつたか。或は感動しても、それを抑制して、強ひて、無頓著の風に裝うたる乎。

川路等感動したりや否や

【一〇一】第三回の談判（三）

使節

境界決定急要の理由

一　御國と魯西亞との間柄睦敷、永世斷絶する事なく、兩國之民人安穩無事に有之候儀肝要に候。扨通商御免し港御開き等之儀、睚と御定相成、右に付運上其外之儀迄御取極有之候は、何樣時月を經候上に無之候ては、難相整儀に可有之候へ共、何れ之港に於て、交易御免に可相成と申程之儀は、只今にても御挨拶出來可致候。右樣造作もなき事迄も、彼是と御申分ヶ有之候樣にては、此上兩國之親睦も無覺束、其上北地境界之儀は、追々申立候通、時月を經、我國之者、右土地へ居馴染候樣相成候ては、迚も爲引拂候儀難相成場合に至り、必定貴國と爭端に及び候樣可相成候間、何れにも來春は、御立合にて取極方致度候。

來春樺太到著の不能

左衞門尉

一　貴國之者は、測量功者之由に付、使節其外も鍛鍊に可有之候處、我國之路程を量り見られよ。如何樣に致し候へば、來春迄にカラフトへ到著可相成哉。

使節

露使の汽船提供

一　御兩使御直に御出無之、御支配向之衆被差遣候儀に候はば、蒸氣船へ御乘込可有之、若又御直に御越之儀に候はゞ、フレカット船可差出候。併外國之船へ御乘入難相成御法にも候はゞ、御國之船へ御乘組可被成候。蒸氣船を以、右船を引參候はゞ、海上聊御懸念之筋もなく、速に彼地へ到著可相成候。

左衞門尉

一　至極之被申聞方に候得共、國法に於て、左樣之儀は難相成候。

使節

一　右之趣御政府へ御伺有之候はゞ、御法御改にて、必御許允も可有之哉と存候。

境界決定群議を要す

左衞門尉

一　夫等之事は、政府へ申立候ても、決て難相整事に候。且境界之儀は、京師へ奏し、候伯へも告、群議之上に無之ては、難相成事柄に候。

使節

一　境界御取極方延々に相成候様にては、追々申述候通、取極方六ヶ敷事に可ㇾ相成ㇾ候。此儀兼て御承知可ㇾ有ㇾ之候。

左衞門尉

一　申立候趣に付、種々勘辨致し候へ共、此地の取計には難ㇾ致、歸府之上、品々手數を經候上、取計候事に付、夫迄之處は、貴國にて、如何樣にても押被ㇾ置候樣致し度候。

使節

一　書翰之意は、今日にて相分り候。扨御兩使は、重御役人之趣にて御越に相成候處、是迄之御振合にては、何れ之事柄重御役人御差越之御趣意に相可ㇾ申哉。御挨拶承り度候。

左衞門尉

一　是迄我國外國へ對し、今般之如く、書翰之意迄面悉致し候儀無ㇾ之候處、畢竟重役人を被ㇾ遣候故、斯迄事を悉し候儀も出來候。

使節

一　此程御渡相成候御返翰之條件、一事も御取極無ㇾ之候ては、歸國致候儀難ㇾ相成、且政府に於ても、中々相當之御答とは存間敷候。

左衞門尉

一　種々之手數相懸り候は、素我國風にて、致方も無ㇾ之候。返翰之儀も、此方に於て盡し候丈は盡し候上之儀故、此上之致方は無ㇾ之候。此處熟察有ㇾ之度候。

手數煩多は我が國風

使節

一　某心得には、此度御返翰御渡に付、態々御兩使御越相成候儀に付、御返翰は其概略を御認、其餘は御兩使御取極有ㇾ之候儀と存候。

左衞門尉

一　三五年待候樣認候處、熟讀あるべし。

使節

一　三五年抔との御答方にては、某いつ迄も御國地を立去る儀難ㇾ相成ㇾ候。其

決定せざれば歸國

し難し

段御心得あるべし。尤今日申立候次第は、猶書面を以、可ㇾ申立ㇾ候。

肥前守

日本舊法改定に難し

一　申越るゝ趣、我國にて絶て存寄無ㇾ之事に候はゞ、三五年をも不ㇾ待、直に只今挨拶出來可ㇾ申候。然るを相待候樣に申進じ、待と申字には深き味之有ㇾ之事、政府に於ても、色々評議有ㇾ之候へ共、我國風意地強く、舊法を改候事抔は、容易に難ㇾ致事故、種々勘辨を被ㇾ致、返翰之通申進候儀に候を、更に無ㇾ貪著彼是と被ㇾ申聞ㇾは無理なる事也。此處能々味ひて被ㇾ見べし。

使節

筒井川路の受太刀

一　御敎諭之趣、一と通承り候。猶書面を以、可ㇾ申立ㇾ候。

以上の談判は、日本側の筆記なれば、其の大意に於ては固より實際其儘なれども、言句の上には多少の尋酌ありて、成る可く彼我對談の權衡を保たしめんとしたものであらう。其例を擧ぐれば、『御敎諭之趣』など云ふ言葉がそれだ。然も斯る尋酌を加へたるにも拘らず、露使の申分は、實に堂々としてゐる。而して筒井、川路の方は、云はゞ全く受太刀の方にて、如何にもしどろもどろである。されど當時に於ては、此の兩人などが、日本に於て得らる可き最上の外交官であつた。彼等の此の如きは、彼等の罪でなく、當局者に確乎たる定見なきが爲めであつた。

樺太境界見分委員信符の事

廿四日の會見

廿四日にも、俄羅斯人上陸、西衙に詣り會議あり。此方よりサカレンへ人を遣はさるべきまゝ割符やうのものを造り出すべし。それを信として、我兵に示さゞれば、彼必ら ず異議あるべしと云はる。いかにも然るべけれど、長崎より發航せば、蒸氣船ならば四五日、帆機船ならば十日餘にしてサカレンへ到るべければ、日本より差向けらるる兵の來るまでには、早く其兵を撤するやう、自ら號令すべし。又境を定むるには、延推を忌む。若し一年二年を經ば、植民次第に增長して兵を撤しがたかるべしと云ひぬ。又曰く、交易は大阪府若しくは江戸に近き一港、及び俄羅斯國境に近き松前箱館の邊にて一港を開き玉はんことを請ふ。因て又日本は二百年來他と交を絶しぬれば、諸學術總て拙劣にして、軍學も開けたる國々の比にあらず。臺場等も甚だ麁漏な

日本國防薄弱の事

り。長崎の如きは名港にて臺場の備尤嚴重と聞けども、それさへ洋艦一貳隻にてこれを襲はゞ打破ること容易なるべし。しかるに天下は方今蒸氣船出來し、以來天涯も比隣のごとく成行、南北極下極寒の地人の到るべからざる處を除く外は、尺地もなからざる所なきやう成行たれば、支那へ交易のため、米利堅西北岸カムサスカ（甲查廿）サンドウイス島より發する商船軍艦歳々數百隻、日本海岸並に其近地に往來し、或は日本海港に來るやう成行たるは、方今自然の形勢にて別に寇讐の心あるにはあらず。皆切用の事ありて往來する者なり。しかるに舊法を守り、他を容れず。且漂客を恵む等の事なきときは、四方より開港を請ふ者踵を繼て來り、その中には、兵甲を用て開港を請ふものあらん時、日本にて防禦を爲すべき勝算ありとは思はず。しかす我國と港を開き、交易したまはゞ、學術技藝は勿論、船舶軍學に至るまでおひ〳〵ひらけ可レ申、況や貴國は國富人饒く智識聰恵におはしませば、他國に超べきことは疑なければ失禮を顧みず申上るなりと話し、尚此事は近日書記して呈すべしと申けるに晩四時後衙門を辭し船に歸る。（箕作阮甫西征紀行）

露國との交易の利益

【一〇二】第四回の談判（一）

第四回談判開始

十二月廿六日には、重ねて第四回の談判が開始せられた。川路の日記に曰く、

廿六日雨、魯人と對話、此節は魯人僅に四人、並隨從官人一人にて來る。帶劍のもの書記に一人有計なり。對話は日くれまでかゝる。又々魯人辭屈して、日延申立云々。

と。然も其の筆記を見れば、未だ必らずしも魯人辭屈したりと見る可きではない樣だ。

丑十二月廿六日對話

肥前守

一　今日烈風雨、途中難儀せられしなるべし。

一　昨廿四日、品々辯論も有レ之候得共、不二相決一。右に付、尚被二申聞一儀あらば承るし。（參照 九九―一〇一）

使節

一　雨には馴候故、難儀とも不レ存候。各様此雨天に態々御出張御苦勞に存候。

一　追々申立候儀、書面に致し差出置候。右御挨拶書面にて承り度候。

左衞門尉

露使書狀にて返事要求

一　兎角書面は廉立候もの故、書面を以及二懸合一候ては、却て枝葉の論起り可レ調事も不レ調様にも可レ致なれども、穩に事を調へんと欲すると故、未書面の掛合には不レ及なり。併被二申聞一候儀は、先口上にて申立らるべし。

川路口上にて返事主張

使節

一　是迄申上候儀、定て御耳障り之儀も可レ有レ之と存候得共、夫にも無二貪著一、書面に書綴り候儀に有レ之候瑣末之儀は、如何様に致し候ても、大本之治定は、追て書面にて御懸合申度候。

左衞門尉

露吏向書付返事要求

一　心得候。都て談判の際、少しの口上違は、其場にて申直しても可二事濟一候。書面に致し候ては、咿の事も聞取方に寄廉立、雙方の心底不二相通一、迭に立腹致す様にも可二相成一、左様之儀有レ之候ては、不レ宜候間、一通りは口上にて承り候方宜敷候。

使節

一　我國所願之儀、御所置振は、五十年前我國の使節レサノット此地に來り し時と、格別之異同無レ之候處、此程御對話之節、肥前守様より待てといふには味のある事なれば、熟慮して可二相待一との御申諭有レ之、且御返翰にも古例を取て今事を律する事能はずと有レ之、旁御政府に於て只管古法をのみ御守相成候儀には無レ之、通信通商に御心の有レ之様にも相見へ候。肥前守様御申諭の廉々、御書付にて御貰申度候。

肥前守

筒井拒絶

一　此節に於て、兎角の答方六ヶ敷候故、待れよと、申事にて、被二申立一候趣、絶て

意なきにはあらず、此譯能々勘考あらば、合點も可ㇾ參候。使節より追々被ㇾ申立趣も無ニ餘儀一相聞候間、追て兩人歸府之上、右始末具に老中へ申立、急度骨折可ㇾ申候。

左衞門尉

一　只今被ニ申聞一候丈は、隨分書面に致し渡候樣にも可ㇾ致、何れにも使節の面の潰れ候樣には致不ㇾ申心得に有ㇾ之候。

使節

一　世界の模樣五十年前レサノットにあらざれば、前書申立候書付、是非御貰申度候。

書付差出承諾

左衞門尉

一　承り屆候。

衆議日數の事

使節

一　魯西亞所願之條件は、貴國に於て、諸役人諸大名等、衆議之上、御決之由に候處、衆議有ㇾ之候迚、格別之時月を可ㇾ費筈は有ㇾ之間敷、貴國之路程、遠國之大名にても、五十日程にて江府へ參著可ニ相成一候間、大抵三ヶ月程も相掛り候はゞ、御評議御決しに可ニ相成一候。

左衞門尉

一　貴國之者は、沿海測量にも委敷由の處、右の路程は、何を以被ㇾ積候哉、大名役人往來は、文通とは違ひ、日數相懸る事故、中々五十日位の日積にては、遠國より江戸へ參著難ニ相成一事に候。

使節

一　五十日路とは、片道之積りに候。某當地へ罷出候處、廿一日目にて、江戸表より御沙汰有ㇾ之候間、何事も此地より御伺ひ有ㇾ之、江戸表にて御評議相成候とも、直に相辨じ候儀勿論にて、一體我國より申立候儀は、貴國御大切の事柄に付、御打捨可ㇾ被ㇾ置筋には有ㇾ之間敷候。

左衞門尉

使節面目を立つる事

一　尤之筋には候得共、左様には難『相成』乍然此程得と及『評議』にも『候處』取計方に寄ては、少しは使節の面を立遣し候様、取計方も可『有之』候。

使節

一　拙者之面を起され候とは、速に事成就致候御取計有『之』儀と存候。

左衞門尉

一　追々使節と及『對談』使節格別之人物成事も相知れ、且各其主君の爲に忠を盡さんと思ふ處は同じければ、國は違候得共、志に於ては兄弟の如く睦く

只當座延期一點張り

も存ずる事に候。依ては申述度事、追々可『申談』候。

使節

一　速に承り度候。

談判は幾回繰り返しても、日本の方は、只だ當座の延期一點張りにて、毫も進捗す可き見込はなかつた。そは進捗せしめざるを以て、談判の本務となしたる爲めだ。然も筒井や、川路も、辭令の上にては、隨分使節の面目を、丸潰しとせざらんとを勗めた。然もそれは全く辭令の上のみであつた。

【一〇三】第四回の談判（二）

境堺見分役人派遣の事

左衞門尉

一　いかに被『急候』共、一體之取極は、格別重き役人直に取扱事故、某等兩人に於ては、今般何共、申難けれ共、某等支配下之役人を、此節陸地よりカラフト島へ遣し、見分爲『致候』はんか、尤境界を定むる事は、大切之事にて見分の役人の取極る事は難成候へども、右樣にも致し候はゞ、『被』申『聞』し事を、不『捨置』、此節より急ぎ取掛る趣意に付、使節の面も少しは可『相立』と存候儀に候。

露使即刻

使節

一　其通速に相成候儀は大慶に候。迚もの事に、右之御役人直に其所に於て、

取極を求む

御取極有レ之候はゞ、某此處より直に彼地え立越、御面會之上にて、取調方致すべし。左候へば再應無益之手數も不レ相掛一便利に可レ有レ之候尤掟との御取極は政府御所置之由に付、追ての事に被レ成候ても可レ然候。

左衞門尉

急速決定の困難

一　被レ申聞一候如き無造作之取計出來候位に候はゞ、面倒なる談合には不レ及事に候へども、右樣には難レ致事故、彼是と申談ずる事に候。

使節

一　境界之儀は、表立候御事柄に付、御返翰有レ之候通り、京師へ奏し、侯伯え御告被レ成之事、勿論に可レ有レ之候。右之御役人より直に侯伯え御談相成候はゞ、如何樣にも相辨可レ申候。

左衞門尉

一　國家之例格に於て、右樣之取計は難レ出來一、且又諸侯と役人との場合、右樣には難一相成一事に候。

使節

一　御支配向之御役人可レ被一差遣一との由、御申聞有レ之候處、江戸表には各樣御同列之御役人衆も可レ有レ之候間、右之御方御越被レ成候はゞ、直に御取極も出來可レ致候。

左衞門尉

日本手數繁多の事情

一　我國之事體を被レ辨不レ申故、左樣之儀をも被一申候。右は京師え奏聞を經、諸侯一統え相達候儀は勿論、其外品々之手數相懸り候事にて、老中衆只今此處え被一相越一、直に談判被レ及候ても、品々之手數に時月を費し候儀は、矢張同樣に有レ之候間、返翰之趣意に違ひ、被一申聞一候如き取計は、決て難レ致候。

使節

一　御老中方御評議と有レ之候は、諸事御決定之時之儀に可レ有レ之候、彼場所え御役人被一差遣一候に何の六ヶ敷御評議可レ有レ之哉。

左衞門尉

一　隣國之境界を定むる事は、政事之上に於て、大切の事なれば、取調方甚六ヶ敷、容易には難レ參候。追々申談候返翰之意は、少しも動かし難く候に付、返翰の意は不レ動、使節の面を立遣し度存、種々勘辨之上、前文之通り及二談判一候事に候を、猶品々と被二申聞一候樣にては、迚も談判難二整事に候。

使節

一　見分之御役人被二差遣一候ても、一と通見分而已にては、御評議之種には相成申間敷、雙方立合之上、巨細に場所之取調をも致候上、右之御役人御歸りにて、委細之始末御申上有レ之、其上にて御評議も出來可レ申と存候。

左衞門尉

一　時宜に寄ては、右場所に相詰候貴國の者へ、心得方等相尋候儀も可レ有レ之候。双方心得違無レ之爲に付、先達而申談置候書付可レ被二差越一候。

使節

一　貴國の三月四月頃迄に、御役人御出役無レ之候はゞ、我國より彼國え人民

我が返翰意味變じ難し

露使植民申立

を植付可レ申、迚も際限も無相待候儀は難レ致候間、何れにも御役人被二差遣一、早々御定可レ有レ之候。

左衞門尉

一　見分之役人境界を取極る事は、難二相成一段は、最前も委敷申聞候儀に有レ之候。扨々無理成事を被二申候。一體アニワ港は、我國所領なること分明なる所、我國え、一應の斷りもなく、勝手に人を差渡し置候のみならず、右體無理なる事申掛候段、不相濟事に候。右心得にては迚も事は難レ整可レ有レ之に付、談判も無益に候。

使節

一　某申立之眼目は、事を速に致度と存ずる事に候間、御勘辨有レ之度候。

左衞門尉

一　是迄勘辨之上に勘辨を盡して追々申談候を、猶品々被二申聞一候は、詰ル所無益之事に候、此上勘辨致し方無レ之候間、其方に於て篤と勘辨可レ致候。

川路抗言

使節

一　貴國の所領え罷越候由御談に候得共、カラフト島は、全野人の住居にして聢と貴國所領と取極り候。儀には無之候。然るを押立貴國所領と被申聞候は如何なる譯に候哉承り度候。

左衞門尉

川路主張

一　全島之地形は某委敷不存所なれば、聢と難申といへども、アニワ港は、日本所屬之地たる事、我國の書籍は勿論異邦之書にも往々相見、明白にして疑も無之故、前文之通、申談ずる事に候。尤全島悉く我國所領に無相違と申には無之候。

筒井川路全く受身

要するにカラフト島境界一件に付ても、我は全く受身の姿にて、彼は進攻の態度に出でゝゐる。然も川路等の弱點は、其のカラフトの實際に關する知識が甚だ乏しく、何等憑據とす可きものを握つて居ない事だ。併し右談判中屢ば出で來る、之を京師に奏し、之を侯伯に告ぐると云ふことは、詮議の長引く口實ばかりでなく、恐らくは當時の幕議が此の如く定つてゐたからであらう。阿部正弘以下、筒井、川路の徒に至る迄、斯る重大事件は、少くとも斯る手續を取る必要あるものと認めてゐたのであらう。然も亦た他方に於て、責任回避の口實となつたのは、固より言ふ迄もない事であつた。

【一〇四】第四回の談判（三）

露使赤境堺決定を急ぐ

使節

一　右境界之儀、追々申立候通、時日を移し候得ば、夫丈六ヶ敷事も出來可致候間、何れにも早々御取極有之度此處御勘考を願ふ所に候。

左衞門尉

一　今般使節之申立方に寄ては、我國之者、貴國を疑ひ居候心も解け可申、然

る時は、諸事の差支も無之様に相成被待候時月之近く相成候様にも可相成歟。

使節

一　境界之儀は、先其通りに致し候ても、和親交易其外之儀、追々御申聞之如く、いつ迄も御取極無之候ては、迷惑に候間、早々御取極有之度候。

露使亦和親交易を急ぐ

左衞門尉

一　返翰之意、更に難動候。尤薪食水料は、何れの船を不論遣し候事故、夫等之儀は格別、和親交易等之儀は、如何様被申聞候ても、相待候様申聞候より外答方も無之候。

使節

一　申立置候二ヶ所之港を開き候儀、只今御挨拶難相成由、乍併薪水食料丈ケは、何方に於ても被遣候由に候。就ては薪水食料同様に及迷惑候儀、此外にも有之候間、一兩日中、書面を以申立度候。

左衞門尉

一　書面一覽之上、可及挨拶、扨カラフト之儀に付、追々申談置候處、一體我國之者は、船不功者にて、カラフトえ見分之者遣候ても、時節に寄ては、歸り候儀も難相成次第にも可至に付、此儀急ぎ取極度候。

露使迷惑一件書狀差出の議

使節

一　右書面明日にても明後日にても持參差出可申、尤彼地へ相詰罷在候者へ遣候儀に付、本書はヲロシヤ語に認、和蘭語之譯文可相添候。

左衞門尉

一　心得候。扨我國にては、今日十二月廿六日に相當り、最早年內は、明廿七日廿九日之外、對話可致日間無之、早春は賀日相續差支候間、明廿七日幷廿九日の兩日とも可被罷出候。

使節

一　書面取調方明日之間に合兼候間、可相成は廿八日廿九日之內罷出度、右

書面は廿八日夕刻迄に可ㇾ差出ㇾ候。

一　申立置候船修覆之儀、如何相心得可ㇾ申哉。

左衞門尉

一　左候はゞ、廿八日晝後可ㇾ被ㇾ能出ㇾ候。

一　船修覆之ヶ條は、取調之上可ㇾ及ㇾ挨拶ㇾ候。

使節

薪水食料買入の事

一　異國之船。薪水食料乏絶及候時、御國地何れに於ても被ㇾ下候儀、追て聞屆の御挨拶可ㇾ有ㇾ之趣に候處、右は價を以買入候樣致度、御貰申候儀は難ㇾ相成ㇾ候。

左衞門尉

一　大本之趣意、評議の決するを待べしとの事に付、右樣瑣末之處へ力を入れ論辯有ㇾ之候には及間敷、我朝之人は、人の迷惑難儀を救ひ候て、禮物價等受取候儀は不ㇾ致國風に候。

使節

貰受不能

一　西洋諸州の風儀、商賣船極困窮に及び、外邦にて救を請候儀稀には有ㇾ之候得共、追て右國政府より返禮差遣候事にて、貰切と申事は、迚も難ㇾ相成ㇾ殊に軍船は、聊たり共、價を不ㇾ出して、物を受候儀は、難ㇾ相成ㇾ規定に付、旁貰受候樣には難ㇾ致候。

肥前守

一　某假に貴國の人となりて考見候に、交易の願未不ㇾ濟折柄、右樣に彼是被申候樣にては、薪水食料を受くるにさへ價を出さん抔申候儀、取りも不ㇾ直、交易の端緒を開き候事に候など、我國の人々の評論も可ㇾ有ㇾ之歟。然る時は、却て交易の所願不ㇾ成就ㇾの基にも可ㇾ相成ㇾ候間、此所勘考ありて、彼是と辯論無ㇾ之方可ㇾ然候。

使節

一　時之相場を以、其價を論じ候はゞ、商賣交易にも可ㇾ相成ㇾ候得共、縱令ば薪は何斤にて價何程と申樣に御極被ㇾ置候はゞ、商賣共難ㇾ申候。

肥前守

一　兎に角右様之事は、大事の前之小事と申すものに候へば、不ㇾ被ㇾ論方可ㇾ然候。

使節

一　扨乍ㇾ序申上候は、上陸場所之儀に付、昨日御奉行様より被ㇾ仰渡ㇾ有ㇾ之候得共、右様にては、囚人同様之御取扱方にて、甚以安からざる事に候。上陸の一條は、外御取扱振に違ひ、甚如何敷被ㇾ存候間、此上御兩使之御取扱希ふ所に候。

上陸場所の事

左衞門尉

一　此儀に付ては、種々子細有ㇾ之候得共、最早薄暮にも至候間、明後日面會之節、物語致べし。

使節

一　御兩使之御取扱は有がたく候得共、兎角御奉行様には、無禮の御取扱有ㇾ之候。

一　一昨廿四日申上候儀、書面に認候間、御受取可ㇾ被ㇾ下候。

左衞門尉

一　受取候。諸事猶明後日可ㇾ申談ㇾ候。

數次談判遂に接近せず

以上四回の談判を累ねたれども、殆んど雙方の申分に於て、何等接近したるところは見出さなかつた。云はゞ露國使節は、露國使節の言はんと欲する所を云ひ、筒井、川路の兩人は又た兩人の言はんと欲する所を吐露したるに止つた。但だ日本側にて、カラフトに支配下の役人を派遣して、見分せしむるであらうと云うた丈けが、聊か具體的に近き箇條にして、其他には、薪水食料窮乏の際には、何れの地にても給與して差支なしとの一點が、談判中露國使節の、握り得たる言句であつた。然も此れとても言葉の上のみにて、未だ確たる物とは思へなかつた。

第十九章　筒井川路と露使との覺書

【一〇五】露國使節の忠告書（一）

露使意見書提出

露國使節は嘉永六年十二月廿四日附にて、廿六日對話の節、其の意見書を提出した。それには箕作阮甫と、長崎に於ける和蘭通詞等の譯と兩樣ある。今ま玆には、箕作譯を採錄する。此の意見書は、實に日本に取りて、大なる藥石であり、且つ大なる刺戟であるべきものだ。然も當時日本の談判委員たる筒井、川路等は、果してその旨趣を十二分に諒會したる乎、否乎。

大なる藥石の意見書

俄羅斯國書翰一通

和解　箕作阮甫

武田斐三郎

日本形勢危急の事

日本政堂の全權大臣筒井肥前守樣、川路左衞門尉樣に奉つる。

俄羅斯帝の全權官某已むを得ず、日本の全權兩君に對し、日本方今の如き政典に依りて、變化することなくば、其形勢至て危きよしを明白に告げ奉らんと欲す。其故は近二百年來、日本にて外藩(國)と交好するを禁せし間に、丕變せる諸國の形勢大に變化せるを以てなり。

其理由

全權官俄羅斯を懷ふ心を推して、忌諱する所なく、日本の爲に切須なる事情を述べんとす。

此の如く當面一棒、日本現狀の甚だ危急なるを喝破し、而して後徐に其の理由を叙した。

三四十年以前は、日本の政家(政治家)常に他國と隔絶するを望みしかども、當時に在ては、丕變せる一世界之諸國は、地理絶遠にして、且此地方の地理明かならず、四面に海あるを以て、外國人に對し、嚴酷之法制を施して、其正理を得ず。かく隔絶して、他と通せざる故を以て、外藩(外國)人も世界の僻遠なる地に到りて、期すべからざる利を謀る心なく、危難なる航海をなして、無益に數月

を費さんことを憚れり。

此の如く過去は、日本が外人を拒絶するばかりでなく、外人も亦た甚だ日本に來るを希はなかつた。

航海交易の繁庶

方今は其形勢全く古と異なり。聰慧の人出でゝ、重切なる發明をなし、且學術工作皆全く備り、知識する所の壤域、乍ち大に開拓し、日用事務の內、就中航海交易の業、最繁庶となれり。水蒸の航海起るに及びて、隔遠なる地も縮みて近く、古へ數月を經ざれば、到ると能はざる地方も、今は數週にして達すべし。水蒸船は風の恬靜なる日も、停止する患なく、大風濤のために支へられず。通行すべからざる雨極下極寒の地を除く外は、世界中一所の探討せざる地なし。何の故を以、昔日に比すれば、近年は異舶の日本港に到れる數增大したるや。又昔に比すれば每年日本の洋面に航する船隻、何ぞ甚多きや。日本政家必ずこれを知らん。此等の船隻は、彼是の國人、害心を挾んで此地方に往來するには非ず皆已むを得ざる切用の事あればなり。今は支那に交易起り、亞米利加

の西北岸に、互市を開き、且堪察加サンドウィス島(布哇)に於ても、交易盛なれば、其數十二十のみならず、百隻に及べる船舶毎年其地に往來すれば、其途中必ず日本諸島を過らざるを得ず。是れ日本は上に云へる數地の中間に在て、此より彼に航海する間、的當の憩所たるが故なり。

蒸氣船の發明以來、世界の交易便利に且つ頻繁となり、今や日本は世界貿易の通路に當つてゐるが爲めに、勢ひ日本には外船の到來す可き必然の理由ある所以を述ぶ。

日本開國の急要

數年前和蘭の政堂(府)好き思慮ありて、日本に方今の形勢に應じて、政律を改革すべき時節至れるよしを告ぐ。今は又他の諸國よりも日本政堂に其說を獻じ、爾後も屢々來て、日本と厚意の交を結び、風波を日本の港に避る事を許し給はんことを請ひ、又外國の如くに交易を許されんことを願ふものあらん。船舶頻りに來り請ふことあらんには、其交易を遂に開かざることを得ざるべし。

日本政府も、已に舊律(法)に拘泥することは、なしがたきよしを略々了解し給ひ、且俄羅斯より希望せる事體と、此度上言せる善き思慮の證例をも熟く勘考したまひなば、速に外國との交通を開き、殊には俄羅斯國と交好を結び給はんと、全權大臣の望む所なり。

日本は和蘭の忠告を閑却して、其の好機を逸した。今日に於て諸外國の請要を聞かざらんとするも、到底開國は已む可らざる勢ひとなりぬ。此上は速に露國全權の希望に應じて、露國と親好を結ぶに若くはなし。此れが露使の明々白々なる忠告だ。而して事實全く其通りだ。

日本國法の缺點

【一〇六】 露國使節の忠告書 (二)

日本の國法に、善を盡さゞると多くあるを省みたまふべし。譬へば難船に逢

漂著人の虐待

ひて困迫せる漂流人の本國に歸るを禁ずる法の如きこれなり。他の諸國にては如ㇾ此き遭厄の徒を見るときは、深く其情を察し、これを保護して、夫々の扶助をなし、其本國に歸るべき所置をなすことなり。風波に逢て俄羅斯國の海岸に漂著せる日本人六名ありけるが、俄羅斯帝是を憐み、俄羅斯船に命じて、去年下田港に送りたり。其際兩國の所置相反するは如何ぞや。下田の縣令之を受取るとを欲せず、威劫して其船を速に出帆せしめんとせり。漂民は、せめて本國の地にて死に就かんとを船將に請ひけるゆへ、上陸させたれば、彼等其所にて囚に就くか、將た刑を受るを待つの體なりき。

異船非道取扱の件

斯る事實の詰責に就ては、日本は固より一言の答辯さへも、容易に出來得可きものではなかつた。

又異國の船を種々の國法に準じ非道の取扱ひをなし、甚だしきは、近年までは日本海岸に到ることを許さず。若適々到れば、再び來ることを禁ずるの法律は、正理と云べからず。開けたる他の諸國にては、之に反して、總て正理に本づき、破船せるものあれば、破損を修繕すべき諸物を與へ、其徒を愛敬して、然るべき扶助をなし、之に因て愛敬を其本國に示すことなり。船の來ること愈多ければ、文物愈々備り、以て富を致すべく、國威も亦從て盛なり。產物を交易すれば、互に有用の諸物を得、人民富饒にして生營も十分なることを得るなり。平日交りを結び、且つ異國に使節を差遣しをけば、爭端自ら開けず、互に親睦なること極めて明白なり。

日本舊法變改の要

是亦た明白なる道理である。若し虛心にして之を讀まば、何人にても首肯するであらう。

上に云へるごとく、日本政府にても、今の形勢となりては、舊法に固著し難きことを自ら已に知り給へり。譬へば諸異國人且は日本海岸にて難船せる漂流人は、一生獄中に囚ふるごとき非道の法をも改革して、其本國に送り返すべし。然らば如ㇾ此き其他の諸法律をも時代に協ひ、形勢に合へる法に變革を

なし得べきと明らかなり。況や日本の所謂舊法は今に及ては久しきに堪ふること能はざればなり。

是亦た殆んど自明の理である。

日本鎖國の損失

他國の交りを絶ちて、日本國何の利益ありしや。此間國内清治なりや否やは知らざれども、如此く屏營して、他の開けたる諸國と交りを絶ち、兩國の常に清平にして騒爭なからむことを望むは、是大なる惑なり。蓋し日本の外國と交ることを欲せざるの志は、一切外國人の願を謝絶する第一策と思へる妄見より生ずるなるべし。外國より此思願を達せんとするには、終には強て之を請ひ、甚しきは兵器を操て劫かすに至るべきことを商量せずして之をなすや。又其軍威を防ぐべき先見ありや、願くは是を聞かん。日本は全世界に離れて孤立して、又其軍事に於ても、殊に極て拙劣なり。港岸の壘寨を一望するに、砲術築城術に於ても、日本國にては、未拙きこと知るべし。總て如此き諸礮臺を打碎んには、外國の軍船少許にして足れり。且武器全く備り、鍛錬極て熟

強制開國を如何

せる外國船を以て、日本の軍船を奪ひ取り、或はこれを打碎し、又は諸島の通路を斷むと欲せば、更に抗敵すること能はざるべし。

此れは極めて露骨千萬なる申分だ。されど事實が、全く其云ふ通りとすれば、如何に露骨でも、致方はあるまい。

開國の利益

日本國も速かに外國との交信を始め、通常異國に向てなし給へる不法の政令を變じたまひなば、上に云へるごとく、開けたる外國に比すれば、極て厭ふべき形勢になり行く病因も、自ら除き去らん事、全權欽差大臣（デチャーチン）の誠心に願ふ所なり。又願くは俄羅斯政堂より獻言せる適當神妙の志願も成就して、日本國と疆界を接し、其間に他國人を容るゝことを欲せず。又俄羅斯と交好を厚ふせば、日本國昌盛にして、便宜なる形勢にならんことを。貴邦は人民繁庶にして、才智多く、加之に富殖なるを以て見れば、早く我と交義を結びなば、已に早く此形勢となりたらんことは料り知るべし。

全權欽差大臣の命を奉じ

カピテイン・ロイテナント（海軍中佐）ボス　シート　譯（露語より蘭語に）

一千八百五十四年正月（露十日蘭二十二日）

長崎に於て

右忠告書の効果如何

以上の忠告書は、極めて無遠慮に、向き出しに、日本の世界に於ける立場を指示し、日本政府の取る可き手段方法を誨示し、剴切の言をもて忠告を試みたるものにて、尋常の智能あるものは、必ず感動と云はんよりも、聳動す可きものであつた。知らず幾許の反應を筒井、川路に與へたる可き乎。

【一〇七】第五回の談判

十二月廿八日、又たしも第五回の談判をした。川路の日記に曰く、

露人書面差出

魯人と對話、魯人よりカラフトに罷在軍人、日本人渡海するとも、不法いたすまじき旨之書面差出せり、

川路感慨

又た曰く、

書面に而可『申達』旨申諭す。此末御逢ありや、今一度フレカツト船へ、肥前守、左衞門尉を招ぎ申度、或は別をおもへばかなしなど云。魯人の愛相、常にかくの如くにて、いつも〳〵かゝることなり。されども必要の談にては、詞屈すると、日延を申候ては、書面にていふなり。魯人の機を見ること、特に早く、實は人を馬鹿にすると云がごとき意あり。しかし正理を以押迫れば、必無言に成、別事をいふか、日延申出るかの二つなり。今日大風にて、波立候間、日本の番船は覆らぬが幸なり。船中之もの共、水浸に成、裾より露したゝりて、其難義いふべからず。然るに魯人はバッテイラに乗候て、平地の如し。

船のこと自由ならば、日本人天下に敵なかるべし。殘念のことなり。

以上は當時に於ける川路其人の感慨を描き出したものであらう。

丑十二月廿八日對話

肥前守

忠告書に就き挨拶

一　書面被二差出一譯文出來一覽致候處（參照　一〇五、一〇六）厚心入之段不レ淺存候。右に付追々申談候筋も可レ有レ之候。

使節

一　差出候書面御一覽被レ下、使節に於て大慶存候。右は日本御威勢彌盛に相成候を心願致し候て之儀、聊隔意無レ之所に候。

肥前守

境界見分役人證便取扱ひ

一　此程申聞候通、何と歟使節の顏を立遣度候間、江戸表へ申上候て、地境取調の爲、來春は其筋の役人を遣し可レ申候間、右役人小人數にて能越候共、貴國の人、穩順之取扱致し、失禮の儀無レ之樣可レ致との書付差出候一條、早々決著致度候。

使節

一　昨日被二仰聞一候御下役被二差遣一候に付、魯西亞人實意に取扱、心得違無レ之樣申遣し候書面、則持參致し候。右書付不レ封差出候は、被レ遣候御役人之御役名御名前等認入可レ申と明置候に付、御役名等承り候上、認加可レ申候。右譯文蘭文一通相添申候。

右和譯

蘭文之方、通詞森山榮之助讀候趣左之通り。

日本と魯西亞と境之儀に付、日本之御役人サカレン、アニワ港の邊巡見として被二相越一候間、此役人衆並附屬衆え對し、聊疎意なく取扱、其場所見分無二差支一樣取計可レ申候。且春にも成候はゞ、時宜に寄、使節もアニワ港え能越候歟、外船々差遣候事も可レ有レ之候。

右書面にて宜候哉。

左衞門尉

一　譯文致し、得と披見之上ならでは、委曲は難二相分一候得共、一通り大意は存寄無レ之候。

一　談合も凡筋合相立、且月迫並年始にも相成候間、此上支配向之內重立候